第三篇　上田町勢の發展

明治四年廢藩置縣以後、大正八年市制施行に至るまでの約五十年間は、上田町の町勢が、各方面共に發達伸張して、市制施行の資格が備はるに至れる、重要な期間である。左に次を追て、諸方面の發達狀況を記すことゝする。

第一章　戸口の狀勢、町費收支狀態

第一節　戸口

戸口の狀勢

明治四年戸籍掛を置く

藩政時代には宗門改に據て戸口の狀勢を知るを得たのであるが、維新後上田藩廳に於ては、明治四年五月廿七日戸籍掛を置いた布告留事があるから、此時より戸口の狀勢は此掛に依て調査する事に成つた。けれども其記錄は存して居ない。加ゝ之上田町と稱した區域が、單に上田町家分だけを云ふた時もあり、木町鎌原町新參町など十三貫屬地を併せ、房山山口二村を合した時も亦上田町と云ひ、其後山口村分蛇澤金井を神科村に割き、常入常盤城二ケ村を併合した後も、尙依然として上田町と稱したので、廢藩置縣後と雖も、簡單に上田町と稱して、戸口の狀勢を前後比較して一覽する事は困難である。故に今玆には、市町村制施行後の上田町の戸口を、表示することとした。

明治二十二年より同三十三年に至る各年次戸口一覽表

一、自明治二十二年至同三十三年戸口一覽表

年次	戸口	戸數	人口	一戸平均人數
明治廿二年	三、七七二戸	一六、二七〇人	四人三	
同　廿三年	三、八五三	一七、四八七	四、五	
同　廿四年	三、八六九	一八、八九〇	四、九强	
同　廿五年	三、九〇五	一九、三一三	四、九强	
同　廿六年	三、九二五	二〇、〇一五	五、一弱	
同　廿七年	三、九五二	二〇、七二八	五、二强	
同　廿八年	四、〇〇〇	二一、四二七	五、三强	
同　廿九年	四、一一一	二二、一四四	五、三强	
同　卅　年	四、二三二	二二、四三五	五、三强	
同　卅一年	四、二四九	二三、六六四	五、五强	
同　卅二年	四、三一七	二四、二九〇	五、六强	
同　卅三年	四、三四七	二四、七四一	五、七弱	

（町政誌に據る）

明治三十八年より大正七年に至る各年次戸口一覽表

二、自明治卅八年至大正七年戸口一覽表

年次	戸口	戸數	人口	一戸平均人數
明治卅八年	四、四七〇	二二、七六四	五人〇	
同　卅九年	四、五四九	二三、七〇八	五、〇	
同　四十年	四、五八三	二二二、二九四	四、九	
同四十一年	四、六五〇	二三三、三五〇	五、〇	
同四十二年	四、七〇六	二三、六七五	五、〇	
同四十三年	四、七〇六	二三、八五八	五、一	
同四十四年	四、七三九	二三、九四二	五、一	
大正　元年	四、七六九	二四、〇七五	五、一	
同　二年	四、八二八	二四、一九七	五、〇	
同　三年	四、八五七	二四、三七二	五、〇	
同　四年	五、〇四四	二五、〇〇一	五、〇	
同　五年	五、一〇一	二六、〇〇五	五、一	
同　六年	五、二二五	二八、三七九	五、四	
同　七年	五、三二三	三〇、〇八二	五、六	

（水道誌に據る）

第二節　町費收支狀態の一班

明治二十二年より同三十三年に至る十二年間の町費收支の狀態を年次別に記載して町政時代の初中期

に於ける町勢發展の狀況を考ふるの資とする。

上田町歳入年次表

（表中圓以下は四捨五入と爲す）

年次＼種別	國庫下付金	町稅	手數料	雜收入	前年度繰越金	過怠料	郡費縣税下補助金	公債金	財産より生ずる收入	土木費指定寄附金	縣費補助金	町基本財産繰替使用金	寄附金	合計
明治二十二年	一四〇	六、四一九	一	三、〇八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九、六三九
二十三年	一三〇	六、三四一	一〇五	二、九一一	九五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇、四三三
二十四年	一三三	六、九六六	一	二、七五一	一、〇三〇	一七三	四七三	六、四八二	一	一	一	一	七	一八、〇〇六
二十五年	一二八	一〇、六五一	二三一	二、七三五	四四八	一	四九三	四六〇	一	一	一	一	一三四	一五、二六〇
二十六年	一三三	七、九二一	二四七	二、八二六	二六四	一	五一八	一	一	一	一	一	一	一一、九三五
二十七年	一四〇	六、二八三	二一八	二、八五三	一一六	一	五七六	一	一	一	一	一	二	一〇、一八七
二十八年	一五三	六、九三六	七一	五、五七一	一、〇三七	一	四八〇	一	一	一	一	一	一	一四、二六九
二十九年	一二二	一、一五四	一四〇	五、四七六	八八七	一	四七八	四、三〇〇	一	一	一	一	一	二三、五四六
三十年	一二、二九〇	一四八	五、五三三	七二	一	一	一	二、九〇九	一	一	一、四一四	一	一	三三、三六七
三十一年	五四一	一〇、七〇八	二八四	五、九六九	一七八	一	三八〇	六、〇〇〇	一四六	一	八七一	八、四九八	四三、五七五
三十二年	四二四	二一、三五八	三一〇	六、八一〇	二、八七	一	四一〇	七、〇七五	二三〇	一	二、九四八	九、〇三四	五〇、七八五
三十三年	四九六	二七、八五三	三三三	八、一三九	八五三	一	五二一	九、〇〇〇	一六五	一	一一三	四、九八四	四五六	六二、八九三

前表中二十四年度の公債金六千四百八十二圓、二十五年度の四百六十圓は新參町の上田學校新築費所要の爲め、又二十九年度の四千三百圓、三十年度の二千九百九圓内千二百圓は常入區加賀川筋堤防修築費は新參町女子小學校增

築費として、三十一年度六千圓、翌三十二年度の七千七十五圓内二千七十五圓加賀川堤防修築費も同じく此校增築費に、三十三年度の一萬九千圓は新參町男子小學校增築費、郡立上田高等女學校建築費寄附金の爲めに臨時借入れの收入である。上田町が小學校增改築、敷地擴張等に依り多大な費用を要したのは此表上に明であるが、女子部校舍建築の際には三十三年度にて、從來積み立て來つた、町基本金約五千圓をも其方に繰替充用したのに見ても察することが出來ると思ふ。

上田町歲出年次表

經常費

費別＼年度	明治二二年	二三年	二四年	二五年	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年	三二年	三三年
役場費	三、三四四	四、〇九四	三、四七八	三、四七二	三、三七一	三、四八九	三、五二七	三、五九七	四、〇四三	五、一三一	五、九八八	六、三三二
會議費	一三〇	六九	九六	一一〇	八六	六四	一三〇	一一五	一二五	二一三	二一三	二一六
教育費	三、九二一	四、八一八	四、七三四	四、六八四	四、三〇九	四、一三〇	七、一五〇	八、四五二	八、六九六	一〇、三三三	一三、三〇四	一五、五七四
衞生費	七	三一	四	四	三三	五六	九五	一三〇	一七六	二、六四〇	一、〇四三	六五六
救助費	七	二〇	三九	二〇	九三	二〇	二九	四四	三六	六〇	八二	九一
警備費	七	八	八	七	八	八	一七	四	一五一	一三	一五四	一九〇
土木費	三七六	七一	七四	—	一五	一三五	四五六	四八七	三七三	四〇五	三八〇	二〇九
基本財産積立金	一四〇	一三〇	一三三	一二八	一三三	一四〇	一五三	一一一	—	六四六	七三〇	二八三
勸業費	—	一五	一一	一三	一一	一四	一八	一四	二六	七一	九四	七八
諸稅及負擔	—	六六〇	六三三	八一〇	五三一	八四一	六九六	九七一	一、五三七	二、一五八	二、二三八	三、一三三
雜支出	—	—	—	一三	一九	—	—	—	—	六九	五〇	六五

	時報費																			

交通運輸

第二章　交通運輸

廢藩置縣の後市制施行に至るまでの期間に、道路、鐵道、通信機關等新に開通開始され又改修せられしもの多く、上田町の交通運輸、通信等の便は、非常なる發達を見たのである。

第一節　道　路

道路

國道

明治六年道路を三等に別つ

國道十號線

國道　國道の上田町を通過するは、元國道第五號線と稱し、明治九年四月內務省告示に依り、第十號線と改稱したものである。道路の等級は明治六年に一等二等三等の三つに分ちしが同九年に一等を國道二等を縣道三等を里道と改め、經費は、國道は國庫、府縣道は地方、里道は町村の負擔支辨することゝした（此後改。廢あり）。此國道十號線は東京を起點とし群馬縣を經て碓氷峠を越え輕井澤に出で追分にて舊中山道と分れ、小諸、上田、長野を經由し飯山に出で、其より新潟縣に入り、小千谷、長岡、新潟、新發田を經て東北に進み、山形縣に入り鶴岡、酒田を通り、秋田縣に入り縣廳所在地秋田に達する道路で。上田市內は踏入、常田、横町、海野町、原町、柳町、紺屋町、鎌原、新町、生塚を通り秋和村に至る。然るに昭和四年原町より新田に出で、紺屋町の北裏を經て生塚に至り接續する道路を開鑿したるを以て、市內の道路も亦變更を見るに至つた。

府縣道

府縣道の上田町を起點とする者に

府縣道

上田中之條線

上田松本線

上田別所線

上田下諏訪線

二線路

一、上田中之條線　上田松屋町を起點とし、小縣郡神科、本原、長の三村を經由し、鳥居峠を越えて群馬縣に入り、同縣吾妻郡中之條町に達するもの。大正九年四月、指定縣道上田中之條線として認定。上田地藉は國道十號線重用の原町通りを除き千〇三十八米。

二、上田松本線　上田町を起點とし、小縣郡城下、川邊、泉田、浦里、青木の諸村を通り、東筑摩郡に入り、中川、會田、錦部の諸村を經て、松本市に達するもの。此道路は、大改修後明治二十四年頃には、乘合馬車を通ずるに至つたが、里程は十五里十町餘で、保福寺峠越の道よりは、六里餘の迂回であつた故、篠ノ井線開通後は、馬車の往來も自ら衰ふるに至り、交通上一時重要性を失ふに至つた。

明治二十三年當時二線路として、現今の松尾町、南北天神町、三好町を通る新道が開通したので、藩政時代の道筋とは、上田町及城下村地籍内に、大なる變化を來たし、上田町勢にも多大なる影響を及ぼしたのである。大正九年四月一日上田松本線と認定、指定府縣道となつた。此線路の起點は上田市松尾町で、上田市地籍内の延長は、三千六百二十六米である。此線を重用する路線に、上田下諏訪線、上田別所線、上田停車場線、山田上田線等がある。

三、上田下諏訪線　上田松尾町を起點とし、國道に由りて東神川村大屋に至り、此處にて國道を分岐し、千曲川を渡り、鹽川村に出で、其より丸子、長窪古町を經て、長久保新町に於て國道第十四號線と合し、和田峠を越えて、下諏訪町に達するもの。里程は十四里十一町餘。

四、上田別所線　上田松尾町を起點とし、府縣道上田松本線に由りて西し、川邊村にて之と岐れ、中鹽田村を經て、別所村に達す。里程二里三十町十九間。此道路は、明治三十年郡道と成り、同四十五年縣道に編入されたのである。

五、上田停車場線　松尾町を起點とし、上田停車場に達す、線路延長五〇九米、内上田松本線重用部

分を除けば實線は僅五十四米五である。明治二十一年八月、上田驛設置の時開通した。

六、禰津上田線　明治三十年郡道に編入、大正九年郡道上田禰津線に認定、大正十二年四月一日、府縣道禰津上田線に認定された。禰津東町を起點とし、上田市第十號線を重用し、同市松尾町を終點とす。上田地籍は國道十號線重用部分を除き、五百五十六米四

七、力石上田線　起點は更級郡力石村で、泉田村川邊村を通り、三好町に出で、上田松本線を重用し、上田松尾町に終る。此路は大正九年郡道上田川邊線に認定、同十一年長三百六十一米改修、同十二年四月一日府縣道に認定された。重用路線を除き延長千八百五十米。

郡道の上田町を起點とするもの（郡制施行中郡道に編入せられしもの）

一、上田豊里線　禰津線より吉田新町に至り、小井田に達するもの

二、上田殿城線　上田市より、縣道上田中之條線に由り、神科村川久保に於て分岐し、殿城村矢澤に達するもの

三、上田松代線　上田市より、縣道上田中之條線に由り、本原村にて分岐し、傍陽村萩、輕井澤を經て、地藏峠なる埴科郡境に達するもの

四、上田中鹽田線　上田市より、上田松本線、上田別所線に由り、中鹽田村保野を經て、同村中野に至るもの

五、上田西鹽田線　上田市を起點とし、上田松本線、上田別所線に由り、川邊村神畑に至り、中鹽田村を通り、西鹽田村十人、新町を經て、同村手塚に達するもの

六、上田富士山線　上田市を起點とし、上田別所線と神畑に於て岐れ、東鹽田村下之鄕を經て、富士山村町屋に達するもの

七、上田麻績線　上田市松尾町を起點とし、上田松本線を重用し、泉田村小泉にて分れ、室賀村の下

禰津上田線
力石上田線
上田豊里線
上田殿城線
上田松代線
上田中鹽田線
上田西鹽田線
上田富士山線
上田麻績線

室賀上室賀を經て、東筑摩郡境に至る。此道路は篠ノ井線の麻績驛に達する要路である。

上田田澤沓掛線

八、上田田澤沓掛線　上田市松尾町より起り、上田松本線を重用し、青木村に至り、中狹より分れ中村を通り、田澤溫泉に達するもの。一は青木村青木より分れて、牧寄、下奈良本を經て、沓掛溫泉に達するものである。

第二節　鐵道

信越線

我邦で始めて鐵道の開通したのは、東京横濱間に明治五年九月十二日に通じて汽車が運轉したのである。上田町を通る鐵道が布設され始めて汽車の運轉を見たのは、明治二十一年八月に信越線の一部長野上田間が開通した時であつて、京濱鐵道に後るゝこと十六年であつた。此時まで長野上田間の旅客が至便な乘り物とされて居たのは、長野上田間を六時間を要した乘合馬車であつたのであるが、汽車運轉後は一時間程の時間で、然かも動搖危險の惧なく通行することが出來るやうに成つたのである。

今信越線と稱する内上野高崎間は明治十七年五月開通し、同十八年十月に至り、高崎横川間の開通を見。同十九年八月には北直江津より關山迄開通し、同二十一年五月關山長野間、同二十一年八月長野上田間、同年十二月二十一日輕井澤上田間の開通を見たが、横川輕井澤間は碓井峠が難工事なりしかば、容易に着手する事を得ず、漸く鐵道馬車に依て連絡を取て居た。けれども貨物の停滯や旅客の不便甚しかりしを以て、鐵道廳に於ては、屢々調査測量を重ねた上遂にアプト式機關車を運轉する事に決し、明治二十四年六月起工し鐵路の布設に着手した。

上田輕井澤間の開通碓井峠の鐵道馬車

アプト式機關車運轉

而して峠の間にトンネルを穿つこと二十六ヶ所、其延長一萬四千六百四十四呎餘、に及ぶといふ難工事なりしも、遂に克く成功して、明治二十六年一月二十二日にはアプト式機關車の試運轉を爲し、同年四月一日上野直江津間の全通を見るに至つた。（上田驛調査）於ゝ是漸く帝都東京と裏日本海岸なる直江津と

連絡する、本州中部横斷の鐵道が完成した、故に交通、國防兩方面に、多大なる利便を得ること丶成つた。然るに碓氷峠のトンネル通行の際、煤烟の爲めに苦しめられ且アプト式機關車の牽引力は弱く、貨物の運輸上遺憾の點尠なからざりしを以て、鐵道院に於ては蒸汽力に換ふるに、電力を以てするの計畫を立て、明治四十二年獨逸國より電氣機關車を購入して、同四十三年に横川に發電所を設け、横川と輕井澤との二ケ所に變壓蓄電二所を設置し、愈翌四十四年四月より開通するやうに成り、從來の不快と不便とを去ることが出來た。

横川發電所
電力に依て列車運轉さる

此信越線開通直前は、上田長野間十里の道を乘合馬車で六時間餘を費したのに、信越線開通後はわづか一時間餘で、上田から長野へ達する事が出來、しかも時間が正確と云ふので上田町の交通上隔世の感がある。

上田長野間乘合馬車六時間を要す

上田驛設置後七年の明治廿八年には、上田驛汽車發着回數は、上り方面下り方面共に、午前午後各二回合計八回で、其速力は下り列車、東京午前六時發上田午後二時四分着で、所要時間は八時間四分。上り列車、上田發午前七時二十八分東京着午後三時四十分、所要時間は八時間と十二分と云ふのであつた。然るに現時に於ては、上野發午前八時四十分の下り列車は、午後二時二十五分上田着、所要時間は五時間と十五分が普通で、高速力のものは、上田午前二時八分發、同七時上野驛着、所要時間四時間五十二分のものも、あるに至つた。そして上田驛發上り列車は十四回發で、內上野着のもの十二回に及び、下り列車の發回數は十六回の多きに達して居る。此內には貨物列車の回數は含まれて居ない。

明治廿八年上田驛汽車發着回數

上田驛

信越線の一部上田長野間開通の事になり、上田驛は上田常入地籍の字北天神に設置され、明治二十一年八月十五日より事務を執ることゝ成つた。

上田驛北天神町に設けらる

當時の驛構內の地積は六千六百坪であつた。同四十二年改築の事が行はれて構內も七千六百坪に地積が

擴張された。翌四十三年一月一日驛前に自働電話が設けらるゝに至つた。

松尾町出來

上田停車場が上田台地下なる、北天神に設置された爲めに、上田町の町勢に大變化を及ぼしたのは、海野町より上田驛に通ずる大路が新に開かれて、松尾町と稱する新街か出來た事で、此新街松尾町は爾後町内最も樞要繁華な場所と成つたのである。

驛舍

驛舍は新設後數回の增改築があり、今日の構と成つたが、昭和三年三月一日長野機關庫の分庫此驛に新設され、尙上田通信區並電力區の設置があり、構内は更に擴張した。

溫泉電軌の乘入れ

大正十三年八月十五日には上田溫泉電軌會社の川西線別所田澤兩溫泉への乘入を見、昭和三年六月一日には同會社の北東線眞田傍陽に達するもの の乘入實現せられ、上田驛は川西北東西方面に向て交通上著しく其重要さを增すに至つたのである、

乘降者人員及發着貨物量數

左に明治二十二年以降の乘降者人員數及發着貨物重量數を表示する。

乘降人員貨物發着狀況

年度	種別	乘降人員數		發着貨物瓩數	
		乘車人員	降車人員	發送瓩數	到着瓩數
明治 二十二年		九四、三一四	九七、九二四	三、六四三、三四四 貫	二九、〇六六、三九〇 貫
同 二十六年		一三七、〇二六	一四五、八四二	四、四二三、八六九 斤	五六、八二六、〇七三 斤
同 二十九年		一八八、二六六	一九五、七八六	八、三六七、四六二 斤	五〇、六二三、〇二九 斤
同 三十一年		三二、九九七	三五、三五一	六、三〇七 噸	三六、〇三九 噸
同 三十六年		三三五、八一五	三三三、九三一	五、一三五	二九、一〇六
同 四十一年		三四〇、五五三	二四〇、六〇三	一〇、〇八三	三四、三三七
同 四十四年		三六、七一三	三〇七、三九七	九、一一一	四二、一五〇
大正 元 年		三五、三〇一	三〇八、一一一	一五、七〇七	四〇、五九八

同	二	年	三四三、〇五四	三五三、二七五	一二、六一七
同	三	年	三三六、九〇五	三三〇、三三五	一四、四六三
同	四	年	三四六、九一七	三三八、〇三六	一二、四二九
同	五	年	三九二、二七八	三七八、六七七	一八、五〇〇
同	六	年	四五六、〇七六	四三九、四九〇	一七、九九二
同	七	年	五一三、五四七	四九八、九六二	二三、三八九
同	八	年	六二三、〇八八	六〇〇、六七三	三〇、五七三
同	九	年	六五三、三二六	六三九、三四七	二三、〇〇九
同	十	年	七〇四、八六七	六九二、一九三	二四、五八五
同	十一	年	七〇六、四七五	七二三、二三一	二四、六九五
同	十二	年	七三七、九四三	七三九、九〇三	二七、五五四
同	十三	年	八八六、〇三六	八七七、六二九	二八、三〇三
同	十四	年	九四〇、五〇九	九四一、七六二	二四、二九二
同	十五	年	八七六、六五八	八七三、九九二	二二、六九三
昭和	二	年	八四五、五五〇	八七九、九二六	一五、八〇八
同	三	年	八五七、三八二	九八〇、一六五	一四、一六五
同	四	年	九四四、一六〇	一四四、七九八	一四、五四九
同	五	年	八三一、八五一	八三七、一〇二	九、六七〇
同	六	年	七一九、八五九	七三二、八八九	九、六五三
同	七	年	六二一、七七三	六三一、二三二	一二、九四九
同	八	年	六一六、一六四	六三〇、七六三	一八、二一九
同	九	年	五七七、五三五	五九二、〇〇七	二四、一六〇

同	二	年	四九、九七四
同	三	年	四二、六五一
同	四	年	五〇、七八三
同	五	年	五五、五九一
同	六	年	五九、四九六
同	七	年	六六、八六九
同	八	年	三〇、五七三
同	九	年	五六、三四八
同	十	年	七一、一六四
同	十一	年	七八、六一八
同	十二	年	七三、八一七
同	十三	年	八二、九五三
同	十四	年	八二、五八七
同	十五	年	八二、二五五
昭和	二	年	七一、九一七
同	三	年	六〇、九〇七
同	四	年	五七、一七二
同	五	年	四六、三九三
同	六	年	四九、八六三
同	七	年	四六、三一二
同	八	年	五二、八七四
同	九	年	四七、六七九

第三節　車輛

大八車

(イ)大八車　大八車の事が、間屋日記に初めて見えて居るのは寶暦三年十二月、藩より大八車七輛拂下げると云ふ事があり、拂下げ希望者中の條件は、何處の道でも橋でも、通行差支無し、と藩の言明を望んだのである。其時藩は何處を通るも差支ないが、唯原町土橋の上を通る際には、歩板を渡して其上を通ること、町の市日や、雨天の日道路を損する恐ある時には、引通しを禁ずる、と申渡したのである。又安政の頃、八木剛助大砲試發練習の爲め、川西地方迄、其大砲を運ぶ時に、大八車を使用した事が、載て居る位のものである、之に依て考へると、大きな荷車が、運送用に使はれたのは、稀であつたと思はれる。然るに明治維新後に至り、道路橋梁の修理改築等が行はれ、交通路も改善したので、荷車の大なる者は、馬或は牛に牽かしむるに至り、所謂運送荷車が多く成つた。

人力車

人力車發明人和泉要助

(ロ)人力車　明治三年筑前の人和泉要助が西洋腰掛臺に小車を取付けて牽き歩るく頃、小な荷車と椅子とを、組合する考按より出來、明治三年三月十七日東京府の營業許可を得た人力車は、旅行者に取て、至極便利な乘り物として、非常の勢を以て弘まり行き僅二年ばかりに全國内に流行するに至つた。我上田の地に人力車を、初て見るに至つたのは、明治五年五月からである、此年五月二十八日長野縣より、其管内善光寺、丹波島、矢代、戸倉、坂木、上田、浦野、海野、田中、小諸、長久保、和田の十二宿に向て、此度長野縣管下の諸道を通行する旅客の便と、且貧民渡世の資本として、北國街道の宿々へは、人力車各五輛、中山道の宿々へは各三輛づゝ、貸下げる。而して其車代は一ケ月に金二兩一武宛、七ケ月納入する時は、皆濟の事とし、以後は其車を其當人の所有とする、同時に人力車に關する規則を、發布した故、其を熟覽した上で、人力車の貸下げを希望する者は、出願すべき旨を、宿々支配内に通達させた。上述の次第で、上田宿にも人力車が有るやうに成つた。然し其輛數は僅五臺に限られて居た。此時

長野縣人力車を奬勵す
長野縣の人力車貸下げ

人力車規則

發布の人力車規則は、左の如し

人力車規則

一無檢印幷區內番號記載無レ之車且提燈桐油も同斷區名不レ記分は渡世不二相成一候事

一賃錢之義は一里五錢五厘と定め、其餘の賃錢決して受取申間敷候、尤一里內外些少の出入は右五錢五厘の價に致す等は示談次第の事

一老人婦女足弱の者に對し、乘車をすゝめ又は疎言無礼の振舞等決してあるべからざる事

一車行違ひ候節は互に左に避け怪我無之樣心掛、決して難避の場處驅趨不二相成一候

一並車通行は勿論其他通行の妨に不二相成一候樣いたし可レ成丈廣場等へ片寄控居可レ申事

一暮六ツ時より提燈相用可レ申事

一出火場最寄車曳候義決して不二相成一候事

右の件々堅く相守可レ申候、萬一心得違有之候節は、車取上げ過料可二申付一、若し怪我杯爲レ致候はゞ、嚴重處置可レ及候事

（海野町問屋史料）

車躰檢査

明治五年僅か貸し下げ五輛に創まつた、上田町の人力車は、同十四年編輯の町誌、所載の據る時は、其數百四十六輛、內一人乘百四十輛、二人乘六輛て、驚くべき躍進的增加狀況である。猶此頃常入村には十四輛、常盤城村には二十四輛內一人乘二十三輛二人乘一輛を有した。

車稅賃錢

長野縣に於て、荷車人力車を檢査して、檢印を受けさせ、定額の車稅を徵收したのは、明治五年五月よりの事であつた。其の時の車稅及賃錢の定めは

一荷車一輛　一里に付、三十六貫目　銀四匁、七十二貫目　同八匁、百八貫目　同十二匁

車稅即冥加　一ケ年二十錢上納の事

一人力車一輛　一里に付、錢五錢五厘、一里以外は之に准ず

車稅即冥加　一ケ月五錢づゝ上納の事

物價は何圓何錢と稱し、從來の銀目其他の稱呼を禁ぜられたのは、明治四年九月であるのに、荷車賃錢に銀目を用ゐたは、暫く從來の慣習に從つたものか。

町制時代には、次の如き統計表があり、明治二十二年以降、十二ケ年間の車輛の狀況を見る事が出來る。

荷積牛馬車及人力車逐年增加表

荷積牛馬車逐年增加表（町政沿革誌）

種別 / 年次	荷積牛馬車	荷車中小	人力車 二人乘	人力車 一人乘	合計					
明治二十二年	二六輛	五七九輛	三八輛	一四四輛	八三輛	同	二十七年	一三五	八九八	五六	一九六	二五三
同 二十三年	四四	六九六	四五	一七一	二一六	同	二十八年	一三六	九一七	五三	一九七	二四九
同 二十四年	八三	七二三	五〇	一三九	一八九	同	二十九年	一三九	九二〇	五四	一九七	二五一
同 二十五年	八四	七二五	四七	一五一	一九八	同	三十年	一三三	九五四	四八	二〇一	二四九
同 二十六年	九三	七六八	五〇	一五五	二〇五	同	三十一年	一三	九五七	四七	二〇六	二六三
						同	三十二年	一〇一	九七七	四四	二三〇	二六四
						同	三十三年	九八	九八〇	三九	二五八	二九七

此車輛年次表に據て、二十三年以降十年間の、人力車使用の趨勢を見るに、二十四年度の激減は、或は前年度に於て、急激の增加を見た、反動ではあるまいか、二十四年以後は、一体に增加の傾向を示して居り、此時代に此車が、重要なる交通機關の一なりし事が知られる。又二人乘は、一見利便の如く見らるゝも、車夫の牽力足らずして、速力遲緩の憾あり且又道幅狹き所の通行は、不便も尠く無いとの理由で、三十年頃よりは減少の途を辿て居る。

二人乘人力車

牛馬荷積車

又運輸機關の一としての荷車は、中形小形の者は、便利として其輛數は逐年增加して居るが、牛馬牽引荷積車は、明治三十一年以降、減少の傾を呈するに至つたのは、篠ノ井線の一部が開通したので、東筑摩郡本城村の方に、轉出したからであると云ふ。

第三章　通信

第一節　上田郵便局の浴革

上田郵便局

上田郵便取扱所

郵便開始長野縣達示

明治四年政府は、郵便法を制定し、各驛書狀の遞傳、切手賣捌等の事務を、地方長官をして管理させた。長野縣が此事に當つたのは翌明治五年で、此年の七月一日上田局は始めて置かれたのである。名稱は之れを上田郵便取扱所と稱した。此時郵便取扱人に命ぜられたのは、維新前海野町問屋を勤めて居た柳澤太郎兵衞で、海野町の自宅で其事務を執つた。此時の長野縣よりの達示及書狀賃錢等は當時を想察する資料となると思はれる、故に左に記して置く。

書狀の往復は公事は勿論、士民私用に至る迄、世上の交に於て切要の事に候處、是迄商家に相任せ置候より日限相後れ、其遲滯甚き者は、僅々數里の道程に數日餘も相掛り、或は遂に不達の懸念も有レ之殊に急便にては賃錢高價にて、貧究の者共自力に不レ能、依レ之其情通ぜざるのみならず、四方の安否品物の相場等も不二相分一、道路不二取留一風說に惑ひ候者も不レ少哉に相聞不便の事に候。依レ之今般郵便の法被レ爲レ立、遠近の人情を通じ、四方の模樣も急速に相分り、上下一般書狀の往復自在に爲レ致度御趣意にて、來る七月　日より全國一般郵便御取開に相成候條、各地に差立度書狀は遠近に論無く別紙名面取扱人の方に相賴可レ申候。尤賃錢の儀は別表の通相心得可レ申候事

但郵便脚夫途中に於て發病等の節は、其道筋宿村に於て代人差出し繼立可レ申候事

右之趣篤と相心得社寺士庶人に至る迄、無レ洩觸れ示すべきもの也

壬申六月廿五日　　長野縣廳

書狀賃錢の定

書狀　出す地より二十五里以內　壹錢
目方四匁以下四匁迄　壹錢
同　四匁以上八匁迄　貳錢
同　八匁以上十二匁迄　參錢
右の割を以て目方四匁毎に壹錢づゝ可增事
同斷　五十里以內
目方　同前　參錢
同　同　六錢
同　同　九錢
右の割を以て目方四匁毎に參錢づゝ增
同斷　貳百里以內
目方　同前　四錢
同　同　八錢
同　同　拾貳錢
右の割を以て目方四匁毎に四錢づゝ增
同時に郵便取扱人に命ぜられたる者は左の如くである。

郵便取扱人　追分宿郵便取扱人　土屋一三
同　兵六

小諸宿同斷　小山六左衞門
上田宿同斷　柳澤太郎兵衞
下戸倉宿同斷　高野直次郎
篠井宿同斷　横田俊藏
善光寺宿同斷　臼井清五郎
牟禮宿同斷　高野久之亟
飯山町同斷　浦野四郎三
和田宿同斷　遠藤省吾
岩村田宿同斷　荻原藤兵衞

中牛馬會所

藩政時代に中牛馬を業として居た者が、明治五年二月相談して、中牛馬會社と云ふを設立して、新に規定を作定し運送業を營むに決し、其惣代として元松本縣支配所、信州筑摩郡大久保政吉、元伊那縣支配所同國同郡瀧澤定衛、岩淵會左衞門、長野縣支配所、信州佐久郡茂木半五郎、元岩鼻縣支配所、武州兒玉郡爲名三十郎の五名が、右中牛馬會社認可の件を政府驛遞寮に出願せんとせし折柄、政府に於て郵便法施行の由を聞き、政府が企施せんとする郵便馬車の事は、此會社の事業として委任されたい、さすれば高崎より先々は、此會社の組合が往還筋は勿論、在々まで設置してあるから、委任された郵便物は御規則通り時間なども相違なく送り届ける。猶北陸能登、越中、上州、甲州までも社中組合が在るので此等國々迄も、郵便御用は差支無く勤められる、故に運送會社認可と同時に、此郵便御用取扱をも、許可せられたいと出願した。之に對して前島驛遞頭より次の如く申渡され、中牛馬會社は郵便事務に關る事と成つた。

中牛馬會所

一中山道筋信州追分宿より越後新潟、加州金澤迄、每宿郵便御用取扱所當寮より別段可ニ申付一事

但其宿の都合に寄り其會社に申付候義も可レ有レ之候事

一前文道筋の外各地に郵便御用取扱方は申立之通り、其會社に可ニ申付一事

一郵便繼立方幷差立配達方共、繼て當寮の差圖に隨ひ、總ての取扱方規則に觸れざる樣、吃度相勤可レ申事

一脚夫賃錢幷配達賃共相當の定を以て可ニ相渡一候間、夫々取調可ニ申出一候事

一書狀集函幷行囊其他提燈等の要品は、夫々相當の價を以て製造致し置、仕拂帳を以て代金相下可レ申事

一郵便切手は頭取有レ之會社每に相渡候間、其最寄驛村は區分いたし、其會社より下げ取扱所に相渡置可申事

但手數料は定式之通被レ下候事

一郵便諸勘定の義は每月四日限、其區の頭取會社にて精算いたし當寮に差出可レ申事

一會社頭取は不レ申及其地下取扱の者に至る迄、郵便御用相勤候者、都て姓名宿所共巨細相認め、且印鑑相添當寮に可ニ差出一候事

一諸會計に付不束有レ之候節は、會社總体の落度たるべし者負債等有レ之節は、勿論總体より辨償可レ爲レ致事

右之通取扱申付候上は、郵便無レ之書狀を業として一切取扱間敷旨、會社一同に無レ洩可ニ申達一候事

但若し私に賃錢を受取取扱之義有レ之候節は、吃度咎可レ有レ之候事

附荷物り送狀幷添書の類は格別の事

壬申二月

前島驛遞頭

之に對し前記五名の惣代は請書を提出した。

此年八月驛遞寮よりの達に據れば、上田町に四番組中牛馬會社を置き、會社の事務は町田吉五郎居宅に於て執ることゝし役員は

上田原町
頭取　町田吉五郎
佐久郡道分驛
取締　土屋恕平
小縣郡浦野驛
手代　横島半三郎
同上房山村
手代　山本常平

が申付けられた。柳澤史料　けれども此年七月上田宿郵便取扱所が海野町に出來たので、此上田中牛馬會所で、曩の達示の如く、或地域に限り郵便遞送配達を、行つたか何うかは史料を缺いて明かで無い。

同八年三月に三等上田郵便局と改稱し、翌九年九月飯島七郎兵衞が三等郵便局長に命ぜられて、横町なる自宅で執務した。其以後同二十九年七月に至るまで飯島保作、同孝三郎、同保作相踵いで局長と成つたが、執務の場所は概ね横町であつた。

三等上田郵便局

以後年を逐ふて郵便の事務は漸次繁多に赴き、局舍の狹隘を感ずるに至りしかば、同二十五年十一月海野町に移轉し、同二十九年に至り電信局と合併せしも、同三十六年四月に舊大手前海野町角に、新築局舍の竣成するに至るまでは其所で執務した。

上田電信分局

上田町で電信事務を取扱ふやうに成つたのは、明治十一年五月一日からで、此頃は工部省内の電信局

明治二年創設、傳信機役所と稱した。後又傳信局と改稱し五月に至り電信局と稱した。

の一分局の意味で、各地の電信局は何れも皆分局といひ、上田は上田電信分局と稱した。當初は上田原町島田萬右衞門の居宅の一部を借りて假局舍として執務した。

同年十一月に同町一丁目西側現在の局長官舍に新築局舍が出來て其處に引移つた。郵便取扱と電信取扱とは各自其取扱局を異にして居たが、明治二十九年に郵便電信二局が合併され、同一所局に於て郵電の用を、辨ずる事が出來るやうに成つた。此時より上田二等郵便電信局と改稱した。

上田二等郵便電信局

第二節　郵便區域の變遷

郵便區域の變遷

明治五年始めて郵便取扱所が設置せられた當時の、郵便物配達區域は

市内　上田町及常入村

市外　大屋、上下鹽尻、秋和、常盤城、住吉、上野、古里、國分、岩下の各村なりしも、明治十三年一月卅一日常盤城村を市内に編入し、同年四月上鹽尻局を置くに及び、上下鹽尻及秋和村を其局配達區域とせしが、其年十一月秋和村を上田局外の市區域に復し、同十四年十一月大屋村を田中局の配達區域に變更し、同十七年八月に至り上鹽尻局を廢し、鹽尻村を上田局の市外區域に復舊した。同十八年十二月中之條局及大日木局を廢し、中之條局内なりし小牧、諏訪形、御所、中之條、下之條、神畑、上田原の七ケ村、及び大日木局區域なりし芳田、林之郷、蒼久保の三ケ村を上田局の市外區域に編入し、同時に亦大屋村を上田局市外區域に復し、又芳田村の内海野新田をも同市外區域に入れた。

明治二十二年四月、町村制實施の爲めに町村の合併ありて、市内は上田町、市外は神科、城下、鹽尻、神川、豊里、川邊内築地を除くの六ケ村となり、同二十九年十二月大屋局設置され、神川、豊里、殿城三ケ村を其配達區域とし、同三十四年鹽尻局設置され泉田、川邊、鹽尻の三村其配達區域となるに及び、上田

局の配達區域は、上田町神科、城下の一町二ケ村と成つた。

第三節　電信配達區域の變遷

明治二十三年の上田電信局の直配達區域は、上田町、城下村の內中之條、御所、諏訪形、小牧。神科村の內樋ノ澤、長島、大久保、山口、金井、蛇澤、岩門、染屋。鹽尻村の內秋和。川邊村の內上田原。神川村の內國分。直配達ならざる區域は、川邊、鹽尻、神科、神川の四ケ村の內、前記直配達ならざる部分及び傍陽村、長村、本原村、豊里村、殿城村、和村、縣村、禰津村、泉田村、室賀村、浦里村、青木村、中鹽田村、東鹽田村、西鹽田村、別所村、富士山村、依田村、武石村、長瀬村、丸子村、鹽川村、東內村、西內村、長窪古町、長久保新町、和田、大門の小縣郡內の諸村、及更級郡內村上村、上山田村、埴科郡內坂城村、南條村、等であつた。

其後明治二十四年四月、坂城驛內に公衆電信取扱開始され、同三十年三月丸子局內に電信取扱開始され、同年十一月大屋局に於て電信取扱始まり、同三十二年十二月田中驛內に公衆電話取扱開始、同三十七年十一月別所局に、同三十九年七月青木局、同四十年十月浦里局、同四十二年一月東鹽田局に電信取扱開始と成つた。其爲めに上田局の配達區域は段々縮少して、上田町の外附近の小部分に限らるゝに至つた。

此電報配達區域の縮少は受信の敏速となり、上田町の人々の便利は多大であつた（鄉友會二十五週年記念號）

上田局の配達區域縮少の頃から、大正七年卽市制施行直前年に至るまでの電信數は左表の如くである。

年次	明治四一年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
發信	四五、一三〇	四八、四八〇	五三、六四四	五四、三八五	五五、三八五	五五、九一九	八六、二一〇	九九、八三四
（外國）	一	五	一	二〇	五	六	三	四

第四節　電話

電話器が我邦に渡來したのは明治十年で、長野郵便局で電話を開通したのは明治三十九年で、上田は其翌年で、即ち明治四十年一月二十八日遞信省告示第二十三號を以て、此日より上田電話通話所開始の告示があつた。此電話事務も郵便電信局で執ることゝ成りし故局名を上田二等郵便局と改めた。此當時の呼出區域は、小縣郡上田町、神科村の内字蛇澤、城下村諏訪形、御所、中之條であつた。今日電話の便を思ふ時、發明者グラハムベルの功績に感謝すると同時に、上田町に電話通話の開始された、明治四十年一月二十八日は、上田市民の永く忘却し得ない紀念日であらう。

上田二等郵便局

（局資料）

着信	五四、三九七	五三、二七三	五六、六二九	三〇、三六四	五九、二八六	七一、九八四	九四、三三七	一〇五、六一八
（外國）	—	四	—	三	五	一〇	七	八

此頃の電話加入區域は上田町の内常盤城の中の上平、山根上下常入の中常田、新田、池下、飯綱を除いた、上田町全部を普通加入區域とし、上記上田町内にて除かれた常盤城區内の場所、及城下村の内諏訪形、三好町、御所、神科村の内蛇澤、鹽尻村の内秋和を特別加入區域とした。

明治四十一年二月六日、遞信省告示第百四號を以て、同月十一日より電話交換業務の開始及び電話加入者の託送電報を取扱ふことゝなり、爰に始めて市内電話の交換事務が開始された。此電話開通增設に就ては、最初其工事費中へ加入者負擔にて金五千八百六十一圓五十錢（土木材料にて）を寄附し其後增設毎に工事材料を寄附し、明治四十三年迄に合計一萬六千二百餘圓の寄附を爲たのである。

電話加入者の增加

電話加入者の增加

年度別	加入者數	年度別	加入者數	年度別	加入者數
明治四〇年	一五一	同　四一年	二六〇	同　四二年	二八三

同	四三年	三一二	同	四四年	三四七	同四五年	三七九
同	二年	三七一	同	三年	三七八	大正一年	四〇四
同	五年	四一七	同	六年	四五六	同四年	四〇四
同	八年	四六五	同	九年	五三一	同七年	四六三
同	一一年	五八二	同	一二年	六〇四	同一〇年	五五三
同	一四年	六八五	同	一五年	七九八	同一三年	六二〇
同	三年	八九五	同	四年	九〇四	昭和二年	八九一
同	六年	九〇〇	同	七年	九〇一	同五年	九〇一
同	九年	九〇四				同八年	九〇〇

第五節　長距離電話の發展

長距離電話の發展

上田局長距離電話の發展

大正元年には上田局で取扱つた縣外長距離電話は、東京、横濱、直江津、高崎、前橋、八王子、大宮、長岡の八ケ局であつたが、昭和五年十月に福岡縣小倉、佐賀縣唐津あたりに及び、昭和十年十一年に至り樺太の豊原局までも、通話する事が出來るやうに成つた。今昭和五年より同十年に至る迄の間に開始された、長距離局名表を左に掲げて置く。此表に載する所の外に通話地は、九百五十二ケ所に及んで居る。

局名	府縣名	通話開始年月	局名	府縣名	通話開始年月
戸畑	福岡	昭和五年十月	中津	神奈川	昭和八年十一月
小倉	同	同	西秦野	同	同八年三月
大分	大分	同	追貝	群馬	同十年四月
唐津	佐賀	同	赤岩	同	同八年十二月

松江	島根	同七年一月	
八日市	滋賀	同六年九月	
奈良	奈良	同七年一月	
堺	大坂	同	
御影	兵庫	同	
林野	岡山	同七年九月	
勝間田	同	同	
城端	富山	同七年二月	
小濱	福井	同九年十月	
荻野	神奈川	同十年二月	
白湯	同	同九年八月	
白里	同	同	
鏑木	同	同九年十一月	
野手	同	同	
大寺	同	同十年九月	
黒磯	栃木	同四年四月	
富田	同	同八年四月	
鬼怒川温泉	同	同九年十一月	
多摩	東京	同八年二月	
成木	同	同八年二月	
霞村	同	同九年九月	
昭和	同	同九年十月	
飯野山	梨	同十年八月	
山中	同	同五年二月	

鰍澤	同	同六年五月	
生品	同	同	
猿ヶ京	同	同十年九月	
布施	同	同	
毛里田	同	同九年八月	
眞庭	同	同十年九月	
湯原	同	同十年二月	
大家	埼玉	同八年十一月	
丹庄	同	同十年四月	
片貝	千葉	同八年七月	
多古	同	同九年五月	
下部	山梨	同七年三月	
船津	同	同七年七月	
大石	同	同八年九月	
川口	同	同	
七保	同	同八年十二月	
羽生田	新潟	同八年四月	
木崎	同	同九年七月	
相川	同	同十年三月	
竹澤	同	同十年五月	
弘前	青森	同六年五月	
新庄	山形	同七年十一月	
豐原	樺太	同十年十一月	

上田局各種事務取扱年代

第六節　各種事務取扱の創始年月

上田局に於て追々取扱はれるやうに成つた各種の事務は

通常郵便	明治五年七月一日		通常爲替	同	八年一月一日
郵便貯金	同 十一年三月一日		電信	同	年五月
電信爲替	同 二十三年十月十六日		小包郵便	同	二十六年六月一日
年賀特郵便	同 三十九年十二月一日		電話通話	同	四十年一月廿八日
約束郵便	同 四十年九月一日		電話交換	同	四十一年二月十一日
市内特別郵便	同 四十一年十一月一日		自働電話	同	四十三年一月一日
年金恩給	同 四十三年四月一日		内容證明郵便	同	四十三年十二月一日
集金郵便	同 四十四年十月一日		債券募集元利金支拂事務	同	四十五年五月二十日
簡易生命保險事務	大正五年十月一日		切手別納郵便	同	八年四月二十日
上田市、小縣郡、南北佐久郡各局印紙切手類配給事務	同 十三年五月一日		郵便年金	同	十五年十月一日
月掛貯金（市制執行地外ニ限ル）	昭和三年二月一日		航空郵便	同	四年三月廿六日
簡易保險健康相談所	同 四年八月廿七日		年賀電報	同	九年十二月三十日
和文電報タイプライター受信	同 十一年八月一日		慶弔電報	同	十二月一日

第七節　局の事業成績

通常郵便成績

年度	受取	引受	配達
明治三十五年	九六九、一五八	八六一、一八一	
同　三十六年	一、一三八、二八六	八九三、二一九	
同　三十七年	一、二五〇、四八九	九二八、八四四	
同　三十八年	一、四三一、三七〇	一、〇九〇、〇七〇	
同　三十九年	一、三五六、二八六	一、一〇五、〇六〇	
同　四十年	一、四一四、〇七四	一、二四四、三六〇	
同　四十一年	一、四九七、一七八	一、二九一、三七七	
同　四十二年	一、三九五、六四六	一、三三七、一二四	
同　四十三年	一、四三九、六八九	一、三四三、八三五	
同　四十四年	一、六七七、〇九六	一、五一五、一六〇	
大正　元年	一、六八八、七四七	一、四八八、九四二	
同　二年	一、六三〇、七八〇	一、六〇一、〇四〇	
同　三年	一、六六二、四八二	一、六一四、四九六	
同　四年	一、七五六、七三二	一、七四六、八三五	
同　五年	二、一四二、一九五	一、七七三、六七五	
同　六年	二、六二一、八九八	二、三〇九、五一八	
同　七年	三、二七八、四九八	二、五一八、九三三	
同　八年	五、二九四、六三六	三、三二一、四〇九	
同　九年	四、九一四、六一五	三、三六九、九六四	

小包郵便物

引受	配達
二七、〇一三	一七、五九三
二〇、六四五	一六、〇六七
二三、二二九	一五、一三四
二三、一六四	一七、二三六
二三、二三六	一八、三七六
二〇、八八七	二〇、九八七
一四、二九二	二〇、九八七
一四、四三一	二一、九五三
一七、三一七	二三、三一七
二一、七九三	二三、七九三
二一、四〇四	二四、四四二
二一、九六四	二四、八〇三
二一、五一三	二三、七〇九
二一、七五〇	二三、五六六
二二、八二八	二四、六四五
一四、八三〇	二六、三九三
一八、〇〇九	三三、四六四
二二、六九九	三五、一一八
一九、七〇三	三〇、七八九

同　十　年	五、一六五、七一三	三、五〇九、八八三	二四、五七七	三七、四七二	
同　十一年	四、四一八、六六六	三、二一四、四〇一	二三、〇〇八	三九、七三六	
同　十二年	三、七八九、九八二	三、一三五、三五九	二三、九七三	四一、〇一三	
同　十三年	三、七〇三、六〇〇	三、六五一、〇三八	一八、〇一〇	四七、八五三	
同　十四年	四、三六六、六四七	四、四三〇、七四二	二七、七八五	五三、三〇四	
昭和　元　年	三、八五四、二八八	四、一〇一、八九九	二八、七三八	五五、〇九三	
同　二　年	四、九八四、〇七四	五、四五六、六三五	二八、四七八	五四、四二三	
同　三　年	四、五七三、五三六	四、九六二、七九六	三〇、八一五	五三、六六三	
同　四　年	五、一九二、二五六	五、五二九、二〇二	二八、二三三	五二、三〇八	
同　五　年	三、三七三、三九六	三、五四八、一九五	二八、四九五	四七、六七〇	
同　六　年	四、四七七、〇二八	三、八八八、五八三	二五、三三〇	四五、八一四	
同　七　年	三、六四五、七八四	五、〇二四、四六九	二三、八三七	四四、一二七	
同　八　年	三、七七五、一〇五	五、四三三、三四七	二三、〇三七	四四、〇三〇	
同　九　年	三、五八四、八三六	五、七九三、六一三	二三、五五四	四三、五六四	

上田局年度別市外通話區域擴張狀況表

年　別	擴張數	左記中長距離區域數	總　計	左記中長距離區域數	長距離を普通に改正したる數
明治四十年	一三	—	一三	—	—
同　四十一年	七	—	一九	—	—
同　四十二年	一一	—	三〇	—	—
同　四十三年	一三	—	四三	—	—
同　四十四年	二五	—	六七	—	—
大正　元　年	八	—	七五	—	—

| | | |

郵便貯金成績

郵便貯金成績

年次	預入 口數	預入 金額	拂戻 口數	拂戻 金額
明治三十五年	五、八三三	一三、四五三	一、二八七	二一、三八二
同　三十六年	七、四四〇	一二、三五四	一、三九八	一八、二七七
同　三十七年	八、〇二九	一三、二五一	一、六九八	一六、九三九
同　三十八年	一四、一七九	一五、五四六	二、〇八一	一四、四九五
同　三十九年	二四、八五〇	二三、五四五	二、二五七	一七、八八五
同　四十年	二七、一五一	三八、七八四	三、四〇三	一五、〇五五
同　四十一年	二六、二五三	三七、三六六	三、三九九	三九、〇二一
同　四十二年	二六、一七九	三五、五五七	三、四九五	三三、九一六
同　四十三年	二八、五七八	三九、三四九	三、八七九	三四、九二〇
同　四十四年	二六、七八〇	四九、三四八	四、一七一	四一、三三五
大正　元年	二八、四〇五	四八、二六六	四、三七四	五一、二〇八
同　二年	二四、七三四	四四、七二〇	四、六八五	五一、五四〇
同　三年	二一、六四八	四五、七四〇	四八、八七	五六、六三六
同　四年	二三、七六二	七四、九九五	五、〇九七	六八、七一七
同　五年	四〇、七八二	六三、七六六	四、九八二	六三、一七九
同　六年	三〇、三八六	一三七、三七七	五、四六八	九一、〇四五
同　七年	三〇、九七六	一三四、九〇二	五、九九四	一三一、〇六九
同　八年	三六、三一四	一六六、八五五	五、七七五	一六四、九九九
同　九年	二九、四二九	二〇一、九三三	六、七二三	一八三、一〇二
同　十年	三〇、〇八一	一五六、〇〇八	六、三二八	一八二、六〇六

同	十一年	二八、九四一	一六五、八五六	六、九三八	一八一、五三七
同	十二年	三二、二四三	二二八、四四四	七、一四八	二一四、五六七
同	十三年	三三、〇五四	一八七、一八五	七、八七五	二三三、五二五
同	十四年	三五、三三三	一九二、九七九	七、一四七	二一五、二九〇
昭和	元年	三二、〇七二	一八三、二二一	七、六八六	二〇〇、九六六
同	二年	三四、八四六	二七一、二六三	七、六四三	二〇九、七五二
同	三年	四一、八八一	二八三、三六三	八、六七七	二〇七、七五三
同	四年	四一、二九七	三四三、四四三	八、七〇三	二六三、八二一
同	五年	四七、六六六	一、九〇七、五四八	二一、五一七	五九四、三七六
同	六年	四六、一一七	二、一三一、一三八	二八、三三〇	一、二四六、六七七
同	七年	三二、九七九	一、一五九、四四三	二二、一一〇	一、七六五、〇五七
同	八年	四四、〇二〇	一、〇四七、一一四	二〇、六五九	一、一五一、二九三
同	九年	五一、〇四〇	一、〇三三、三八九	二〇、六五四	一、一三一、二五九

爲替取扱數

爲替取扱數

年度別	內外別	內國爲替		外國爲替	
		振出	拂渡	振出	拂渡
明治三十五年		七四、八三九	九九、二九五	一三四	一八九
同　三十六年		八〇、九四八	九五、六四八	二一八	六〇〇
同　三十七年		六七、五七一	九三、八五九	一五	一、五〇八
同　三十八年		七七、六四八	一〇五、二八五	九四〇	一、七二三
同　三十九年		八七、四二四	一一一、三八三	一、六二七	六、五八六
同　四十年		九一、五四三	一〇五、五一八	三、三一五	一三、一九三

同　四十一年	七八、九八〇	九三、八七九	七四五	九、一八二
同　四十二年	八七、三六七	九五、八四三	八五五	八、七四〇
同　四十三年	九一、四八七	一〇〇、〇一七	二、七九六	八、〇五八
同　四十四年	九九、二六二	一一〇、三六八	四一九	六、四九五
大正　元　年	九四、九六三	一一九、二六九	一、三〇七	七、三九五
同　二　年	一〇二、八八七	一三三、〇三八	一、八六四	七、〇八六
同　三　年	一〇一、一〇三	一二六、〇一八	一、九七六	六、四四七
同　四　年	一三七、九一八	一三二、一一六	七〇七	五、七七一
同　五　年	二一七、二三六	一五五、六七三	一三三	六、七一六
同　六　年	二五七、一〇九	一九三、二六三	一七三	八、三五五
同　七　年	三〇二、四二九	二一〇、一七五	二、四〇五	六、九六五
同　八　年	四三三、三一七	三八五、五五六	一、八三四	一〇、二五〇
同　九　年	三三〇、九〇三	三六〇、二三六	三三四	一〇、四一七
同　十　年	三八五、六九八	三八八、二九〇	一、三二八	四、六七八
同　十一年	四一五、四〇一	三八六、九五〇	三、一八〇	七、五三〇
同　十二年	四七八、九三五	四五九、五九三	一、六〇五	一〇、二七六
同　十三年	四四三、三八四	四九八、三二〇	一、一九四	七、三二九
同　十四年	四八四、六五八	九六二、二七九	三、八五七	三、三九三
昭和　元　年	四七〇、五七三	八八四、五八八	八五六	四、二六七
同　二　年	四四六、〇九三	九一三、一一六	二、五二七	三、六五七
同　三　年	一四六、五九八	九〇九、一三九	二、三一三	五、八五四
同　四　年	三五六、四〇七	八九二、一五八	二、三五八	七、一三六
同　五　年	二八九、三一三	七〇四、〇五六	四四六	二、五六八
同　六　年	二七三、四七四	六四八、四一四	一、五一七	一、三七七

歷代局長

歷代局長

同七年	二八二、七三〇	五六四、三五六	一、一〇三	二、七八八			
同八年	二七八、八八八	七一〇、二六四	一、二八二	二、一八七			
同九年	二七三、四八二	六九六、一九九	八七	二、五三八			

上田郵便役所及郵便局時代

自明治五年七月一日至同九年九月一日	取扱役	柳澤太郎兵衞	自同十九年四月廿二日至同十九年十一月廿六日	局長	塚越忠邦
自同九年九月二日至同十五年九月廿二日	取扱役	飯島七郎兵衞	自同十九年十一月廿七日至同廿三年五月十五日	局長	渡邊立節
自同十五年九月廿三日至同廿四年十一月九日	局長	飯島保作	自同廿三年五月十六日至同廿六年四月四日	局長	大谷定興
自同廿四年十一月十日至同廿七年十二月十日	局長	飯島孝三郎	自同廿六年四月五日至同廿九年六月五日	局長	辻靜也
自同廿七年十二月十一日至同廿九年七月卅一日	局長	飯島保作	自同廿九年六月六日至同廿九年七月卅一日	局長	下山良太郎

上田電信分區及郵便局時代

自明治十一年五月一日至同十二年七月七日	主務	須田忠諒	自明治廿九年八月一日至同廿二年四月廿七日	局長	下山良太郎
自同十二年七月八日至不詳	主務	杉浦胤賢	自同廿二年四月廿八日至同廿五年七月二日	局長	鈴木金次郎
自同不詳至同十五年五月三十日	主務	萱野義方	自同廿五年七月三日至同廿六年三月卅一日	局長	岩崎慶次郎
自同十五年五月卅一日至同十八年七月三日	主務	樋野政治			
自同十八年七月四日至同十九年四月卅一日	主務	村山安行			

上田郵便電信局時代

自明治廿六年四月一日至大正十二年二月六日	局長	岩崎慶次郎			
自同十二年二月七日至同十二年二月廿八日	局長心得兼務	鹽澤確三			

自同	十二年	三月	一日	局長	宮崎鑛三郎
至同	十三年	八月	十八日		
自同	十三年	八月	十九日	局長心得兼務	飯田哲
至同	十三年	九月	九日		
自同	十三年	九月	十日	局長	吉岡良一
至同	十四年	五月	十三日		
自同	十四年	五月	十四日	局長	島田整一
至昭和	五年	九月	廿三日		
自同	五年	九月	廿四日	局長	松永賤松
至同	七年	四月	六日		
自同	七年	四月	七日	局長	水野彦三郎
至同	十一年	十一月	十四日		
自同	十一年	十一月	十五日	局長	風間菊雄
至					

（上田局資料）

第四章　諸官衙

第一節　東京鎮臺第二上田分營

東京鎮臺第二分營

明治四年八月十八日、政府は東京、大坂、東北、鎮西の四鎮臺を置き、東京鎮臺は新潟、上田、名古屋の三所に分營を設置する事とし、其第二分營は我上田町に置かれた。此上田分營には、東京鎮臺、常備兵第十四大隊に屬する二小隊が駐屯して、信濃一國を管した。

上田分營駐屯兵

上田分營兵來着

明後九日東京より鎮臺の兵當所に着に相成候に付、不ニ取敢一上田町より加澤村迄道筋村町此旨相心得居可レ申候事

十二月七日

元上田縣

追而早々順達留より可ニ相返一候

（柳澤史料）

上田分營の實現

之れは上田町より加澤村迄北國往還筋の村々に順達された元上田縣の觸である。之に據ると上田第二分營に東京鎮臺兵が到着したのは、明治四年十二月九日で、分營の實現は此時である。

分營舍は今迄上田縣廳と成つて居た屋形と決定し、同月十六日此所に移ることゝなり、分營軍人は屋形表門より玄關通りに出入する事と成つた。此月十二日の觸に

第二分營明後十六日より廳中に移住、正門より玄關通り出入相成候、就ては中仕切門〆切り候間官員始め惣て裏門通り時斗之間口昇降可レ致事

とあつて、此十六日迄は、分營軍人は、九日上田着後市内に宿泊して居たのである、菱屋、手筒屋などは其旅舍であり、時の分營長乃木少佐等も、旅宿に滯在して居た。

上田城郭請取　兵部省所轄と成つた此上田城郭は十二月十九日陸軍少佐乃木希典（上田分營長）即ち後に軍神として崇められるゝに至つた乃木將軍の手に由て請取濟となり、同時に、以後二ノ曲輪以内に、普通人は、猥りに入る事を禁ぜられた。松代城は乃木分營長出張して翌明治五年正月廿九日請取濟となり、高遠城は上田第二分營より文武省少丞山形頼輔出張し、同五年二月九日之を請取り、其より直に飯田城の請取に趣いたのである。

上田城郭請取

信州諸城郭は上田分營之ヲ請取ルヿ

分營所在地

十二月廿七日上田廳より「是迄の廳は殘らず分營に引渡したから、明廿八日より從五位樣（舊藩主忠禮）舊御住居の中に移廳して事務を取扱ふ故、役人又は呼び出された者は、厩裏棒杭標の所から出入せよ」と觸れた所を見ると。第二分營が置かれた後にも、大參事以下の元上田縣官員執務の廳所は、猶上田屋形内の一部に在つたことが知られる。

兵士調練場　上田藩にては、明治三年五月二日、かつて小泉曲輪に設置せし調練場を廢止して、屋形門前の廣場に新設したが、分營兵士調練場としても亦使用された。

城濠に就ての注意　明治五年二月廿日上田廳より

東京鎭臺第二分營に城郭幷舊縣廳引渡候ニ付、右に附屬之堀々ニ塵芥取捨幷殺生致候義可レ爲ニ禁止一候條、萬一心得違之者於レ有レ之、分營より處分可レ受候ニ付違失無レ之樣可レ致事

城濠に就ての注意

明治五壬申二月廿日　上田廳

火藥庫武庫ノ設置

火藥庫武庫設置　明治五年二月晦日、分營新設の火藥庫、武庫が城郭內二ノ丸西南に出來上つた。此時右に依り、長野縣より、火藥庫所在地三里四方の地域內に於て發砲することを禁じた、此時の縣達示は次の如であつた。

火藥庫四方三里以內發砲禁止

今般鎭臺分營に於て、上田城郭內に火藥庫建設に付、四方三里以內發砲之義堅く禁止候條、此旨可ニ相心得一候事

壬申二月　長野縣廳

（御布告留）

此火藥庫の周圍には境杭を設け、且必要なる注意事項を認めた高札を建てゝ置いた。然るに何者の亂暴惡戲か、堺杭は切る、高札は取り捨てるといふ事が起り。分營にては其都度、上田町の當局に、右樣亂暴なきやう、注意せられん事を申入れたが、其詮無く、遂に高札二本共に、何處へか持ち去て了つた。分營では、度々の事、然も町當局に申入れても、不取締なるを立腹し、長野縣廳に向て、上田町當局の不取締を至急取調、嚴重の處置を執られたき旨を申入れた。依て縣は早速右分營よりの掛合の趣を、上田戶長藤井淡水に通じ、區內に此の如き不心得の者無ゝ之樣嚴重に達せしめ、且右犯人判明の上は速に屆出づべきを嚴達した。（橫關史料布告版）此樣な亂暴が何故度々繰り返へされたのか、或は分營兵士に何か反感を有つて居ての事か、或は三里四方內で、發砲を禁ぜられたのを不都合に感じてからの事か、又は白痴の惡戲か、今知る由もない。

火藥庫への亂暴不取締ニ付ク營立腹ス

分營廢鎭

分營廢鎭　町用所日記に據れば、其明治六年五月二十一日の記錄に

明日東京鎭臺第十四大隊上田屯所發足御歸京に付、人足多分入用に付、御規則之通助鄕村々ニ觸當るとあるに由り、上田分營が廢鎭せられ、駐屯兵の東京に歸る事と成つたのは、明治六年五月二十二日と

認むべきである。

當時の分營兵士　徴兵令は明治六年正月九日の發布であるので、此時の鎮臺常備兵は、今日の如き兵隊ではなく、諸藩士中より徴募せる者であつたのである。

第二節　上田警察署

盜賊改補助役

藩政時代には警察事務は、盜賊改が主として之に當つたのである。弘化四年二月には盜賊改補助の者が新設され、盜賊改所用向申付として、其役を命ぜられたのである。此時町分にては原町年寄瀧澤民之助。紺屋町年寄金澤吉郎兵衛、海野町年寄齋藤佐五兵衛、横町年寄飯島七郎兵衛、鍛冶町年寄田口平八の五人。在分にては割番庄屋の內にて都合二十六人が命ぜられた。此等盜賊改補助役の者には捕繩を一筋づゝ渡し、尚三、四筋豫備を拵へ置かしめ、盜賊火附等の事あつて火急の際には、盜賊改に申出づるに及ばず、直に捕繩を目明共に渡し、同時に最寄の穢多共に指圖して、曲者を捕へさす事を申付けた。曲者捕縛の上は、其繩は取り上げ置く事とした。此事を申付けし際、盜賊穿鑿捕り押へ方に就ては、同役の者隔意なく申し談じて盡力すべく、殊に殺人、强盜、放火の類に專一に心懸くる事、又此用向を勤むるに當り、權威ケ間敷擧動あるべからざる事、可成すべて隱密に取計ふべき事等の注意を與へ、猶此用向を申付けしは、畢竟下々の難儀を除き、御領分內靜謐ならんことを圖る爲なれば、小前共の差障りにならぬ樣、充分心懸けて貰ひたいと充分注意する所があつた。（問屋日記）

藩治職制に據れば明治の初頃は、非違、糺彈、巡邏、警戒等の事務は、司憲廳（後司憲司）に領事大監察小監察下巡視等の職を置いて之に當らせた。明治四年六月上田藩は、管內に巡邏警察の法を行はんことを彈正臺に出願して許された。依て熊本藩長野潛平を聘して學校教諭とし、其講習を受けさせた。長野の上田滯在は、七月二十五日から二十日間程であつた。此頃の巡邏心得書は、當時の警察狀態を知る一資料と

なるべきもの故に、次に記して置く。

一草間に潜伏し、山野に起居し、惣て險難を跋渉するを苦情とせず、職務を擧ぐるを以て肝要と致し候事

一市在の者に對し猥ヶ間敷は勿論、雜言相愼み、若不レ得レ止の節は禮節を以て、溫言掛合可レ申事
但萬一下方の者より無禮の擧動有レ之候共、固より無智の小民に候得ば、可レ成丈寛大に取計ひ、難二捨置一節は歸藩の上民政掛役員へ相達し可レ申事

一一同禮節を守り言語進退起居等に至る迄、聊も粗暴の振舞無レ之相互に厚く心付可レ申事

一地理の儀は晝の內に心掛置、夜に入候共可レ成丈案內相賴申間敷事

一巡邏中怪き者有レ之候はゞ、尋問の義は惣て役員にて取扱可レ申、其外粗忽の義無レ之様可レ致事

一出張先にて訴訟ヶ間敷申出候はゞ、附屬の役員に申達し其指圖に任せ可レ申事

一村內夜分巡邏可レ致箇所へ、晝の內割符相見せ候事

一忍び巡邏の趣意に候得ば晝休憩致候事

一夜間は持場村々綿密に忍廻り可レ致候事

一野荒しは勿論、牛馬犬鷄等に至る迄脅し申間敷事

一飲酒嚴禁之事

一何に寄らず私用にて村民を使ひ候儀、決して致間敷候事

一出先にて私用に罷越候儀不二相成一候事　但し趣意柄に依り差免し候事

一詩吟大聲致間事

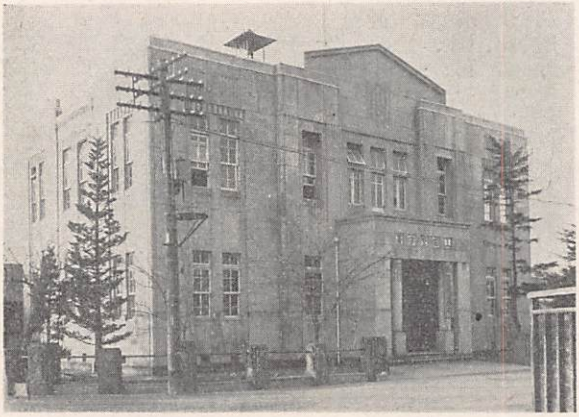
一土地柄に寄り自由相足り候共、猥りに立寄り並に事實不レ得レ止の外買物等致す間敷事

一場所柄に寄り草鞋其外買物等の節は、附屬役員へ申出、一纏にいたし其所へ役人相賴み買入可レ申

事。但夜中差支無ㇾ之様、書の内に用意いたし置可ㇾ申事
一自然病氣の者有ㇾ之時は、或は役人宅相頼み一人附添殘し置可ㇾ申事　（御布告留）

上田警察署の廳舍

明治九年九月始て上田警察署が置かれ、原町元問屋瀧澤助右衛門宅の一部を借りて其廳舍に宛てた。其後廳舍は明治十三、四兩年度に亘り小縣郡内有志者より金七千圓の寄附献納があり、之に依て金八百圓を以て、上田房山二六五六番地に廳舍の敷地八十五坪一勺を購入し、五千五百圓を以て廳舍新築費に宛て、同十四年四月竣工して此處に移つた。然るに、此廳舍も多く年所を經、腐朽且狹隘を告ぐるに至りしかば、上田市より大字常入五十一番地の内七百坪一合八勺五の地所の寄附を得、工費三萬五千五百五十八圓二十三錢を以て大正十四年一月起工し、同年十一月八日廳舍及署長官舍の竣工を見此處に移轉した。寫眞は此廳舍である。



大正米騒動

上田警察署設置以來の出來事で、他署に迄應援を乞ふて、大事に至らしめなかつたのは米騒動の時であつた。

大正七年八月九日富山縣に於て、漁夫の家婦等米價の暴騰に由り生活に究し、救助を乞ふべく同市役所に迫り、市に於て狼藉せしことあり、此事新聞紙上に發表せらるゝや、他地方にも暴民蜂起せること、諸新聞紙に依りて報導せられた。此頃當上田地方も民心動搖の色ありしが、騒擾は日を追ふて各地に波及し、其模様新聞紙に依て誇大に報導せられ、八月十八日には長野市に於て、前夜遂に騒動起り米穀商を襲ひ暴行を敢てし、警察署及市内

商店に對して投石又は暴行せし由を傳聞し、一般民衆不穩の狀を呈するに至つたので、上田警察署は之に對して警戒する處ありしが、十八日正午に至り、米價の暴騰に依り大なる利益を得たる第一人者と噂されて居た、松尾町米穀商宮入治作方に、押寄すべし或は燒打にすべしなどの流言蜚語が喧傳せられた。故に上田署は午後六時管內巡査の非常召集を行ひ、尙他署に向て應援を求め、午後七時より市內の要所の警戒に當らしむる事とした、同時に又市內消防組頭十五名を召致して、放火暴行等の警戒自衛の方法を懇諭した。此日午後七時頃宮入穀店に一名の泥醉漢來り、米の廉賣を强要したので、折柄警戒中の巡査其醉漢を退去せしめしも、動搖せる民衆は忽ち數百人の群集と成り、不穩の狀態を呈した、依て一面各要所に配置せる巡査に命じて、多人數の佇立を禁じ諭解に勉めしめ、同時に不穩の動作ある者をば引致して夫々檢束した。

十九日も猶引續いて嚴重警戒に從事し、九名の檢束者があつた、二十日には檢束者一名のみにて平穩に歸した。

此等の檢束者は、拘留十五日又は二十九日に處せられた。此時上田署員五十二名、他署より應援したるは、丸子署六名、警察部七名、岩村田署五名、小諸署三名、臼田署五名であつた。

警察管內區域の變更

管轄區域の變更

上田署の管轄區域は小縣更級埴科の三郡なりしが、明治二十二年五月には小縣郡內のみの管轄となり、別所分署（明治廿一年七月廿八日新設）、丸子分署を置きしも、丸子分署は大正十五年七月廢されて此分署を廢し警部補派出所と成り、後昭和二年二月一日丸子警察署を置いて丸子町外二町八ケ村を管轄する事と成つた。依て上田署の管轄區域大に縮少し、隨て警察事務の敏活を加ふるに至つた。猶別所分署は大正三年三月十三日巡査部長派出所となり同時に浦野にも巡査部長派出所を置いた。次に上田警察署設置以後の歷代署長を揭ぐる事とする

氏名	就任年月日
警部 横田數馬	明治九年九月
同 小林尙行	同 十四年
同 近藤磐	同 十七年
同 五十嵐小彌太	同 十八年二月十三日
同 中川四郎	同 廿一年
同 肥田野五郎	同 廿四年一月廿二日
同 相澤重之助	同 廿五年四月十五日
同 藤田彌十郎	同 廿九年六月十三日
同 伊藤彌一郎	同 廿九年十二月十八日
同 宮澤宗三郎	同 卅年九月廿八日
同 樋野市三郎	同 卅一年十二月七日
同 酒本勇四郎	同 卅六年三月廿五日
同 和田竹四郎	同 卅六年九月二日
同 藤根新太郎	同 卅七年四月九日
同 野々山彌太郎	同 四十二年一月十日
同 中野卯三郎	同 四十四年五月廿四日
同 水田正壽	大正二年十二月廿日
同 羽生秀三郎	同 六年二月廿六日
同 野溝健次郎	同 七年四月廿六日
警視 諏訪好正	同 八年三月十五日
同 羽生秀三郎	同 十一年七月廿七日
同 長山謙吾	同 十三年十一月十二日
同 西澤繁右衞門	同 十三年四月八日
同 窪田義章	同 十三年十二月十七日
同 雨宮以衞	同 十五年八月十三日
同 百瀨清水	昭和三年八月二日
同 小松吉治郎	同 四年十月十一日
同 田原肆郎	同 五年八月十五日
同 清澤房人	同 六年十月廿二日
同 櫻井寅治郎	同 七年一月十六日
同 降旗郡平	同 七年八月八日
同 柳澤兵衞	同 八年十月廿日
同 加々美輝	同 十年六月十七日
同 廣瀨淳	同 十一年九月七日
同 矢島義樹	同 十三年一月廿九日

第三節　上田監獄署

明治十年佐久郡岩村田役所、同郡御影局に屬する獄舍及長野縣獄舍を移し、九月上田町の東常入字井

上田外役所

戸尻に、監獄を設置して上田監獄所と稱した。同十二年上田監獄署と改稱し、同十六年には長野監獄署の上田外役所と成り、長野縣監獄本署上田外役所と稱し、上田及岩村田の兩區裁判所に於て、刑期六ケ月以下に處せられたる囚人を、此處に收容拘禁することゝ成つた。然るに土井尻の地は濕潤にして、健康に不適當なりしかば、上田町字片平町舊上田地阯二ノ丸入口北方の地を買ひ入れ、此處に新築せんとし、明治十七年一月上田町當局に交渉し、其盡力に依り、敷地四千百六十九坪余の地に獄舍を新築し、翌十八年三月竣工し四月此所に移轉した。場所替の時、上田町外二ケ村戸長役場よりの達示は次の如くで、二ノ丸橋の出來る以前の、公園への道路の變遷を知る好資料である。

横町裏監獄濕地ニ付、場所替ニ及ビ度旨、其係より談判有レ之、然る處舊二の曲輪東大手北之方畑地買受設立致度赴、尤本丸にの道路は、松平學校の前よりから堀を埋め新道を開き、北之方舊樹木屋敷の角より、百間堀東之方へ新道を附け候はば、不都合に有レ之間敷候事　（横關史料布告版）

上田監獄支署

此時に上田外役所の名を改めて上田監獄支署と稱し、刑事被告人及刑期一年以下の囚人を拘禁することゝ成つた。同十九年十月に上田監獄と改稱し、同二十一年以後には輕罪囚は刑期一年以上の者も亦收容することに改つた。同二十三年には又上田監獄支署と復稱し、同三十六年四月に長野監獄上田分監と改めた。大正十一年長野刑務所上田支所と稱し、同十三年上田出張所に縮少し、刑事被告人拘留刑、及十五日未滿の勞役場留置者を收容することと成つた。昭和三年三月上田區裁判所西方に改築して移轉し、同四年十二月上田刑務所と改稱し今日に至つた。

上田分監

上田刑務所

上田分監時代籍別在監者

上田分監籍別在監者（自大正元年至同八年）

年次	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
籍別								
本縣人 男	九六	一三二	一〇五	一一二	一三一	一四七	一三四	一三二
女	四							

他府縣人	男	六七	四九	三三	三〇	三四	二九	七七	七八	
	女	二								
無籍人	男	一								
	女									
合計	男	一六七	一八一	一三八	一四三	一六六	一七八	二一三	二一〇	
	女	六								

同在監人別

在監人別

年次 人別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
刑事被告人 男	三	五	一六	四	一〇	三一	一八	一〇
刑事被告人 女						二		一
囚人 男	一五八	一七三	一二一	一二九	受刑 一五四	一四三	一九三	二〇〇
囚人 女	六							
勞役場留置 男	三	四	一二	九	二	二	一	
勞役場留置 女								
合計	一七〇	一八一	一三八	一四三	一六六	一七八	二一三	二一一

歷代所長

大正八年以後ノ所長

自大正三年十一月十三日 至大正八年四月二十九日	分監長	看守長	金澤公炳
自同日 至大正十年一月十八日	同	同 從七位勳七等	前田政之輔
自同日 至大正十二年六月九日	同	看守長	境外次郎
自同日 至大正十三年十二月二十日	支所長	同	長谷川源作

自同日	主任	看守部長　青柳正利
至大正十四年五月二十一日		
自同日	同	同　射手　新
至昭和四年十二月二十七日		
自同日	支所長	看守長　辻　多七
至昭和七年九月十五日		
自同日	同	同　齋藤　清
至昭和十一年五月七日		
自同日	同	同　戸倉一夫

第四節　上田區裁判所

上田區裁判所

明治九年に地方裁判所を松本に置き、長野、松本、飯田等に區裁判所を置いた。同十年一月に松本裁判所に於ては、管内信濃國は山岳多く、交通不便にて、往復に時日を費すこと多し、故に裁判所も現在設置の支廳區裁判所のみにては、人民の不幸不便尠くない、故に信濃國小縣郡上田町にも支廳を設置して、裁判區劃を變更して、人民に便せんことを上申して許可され、同年三月一日上田町に、上田支廳上田區裁判所が置かれた。之れが上田に裁判所の出來た創である。

廳舍の移轉

此頃の廳舍は、舊館内の一部を假廳舍としたが、同十二年十一月新參町の新築廳舍竣工して此に移轉した、同三十一年改築の時は一時鍛冶町の月窓寺を假廳とせしが、十二月改築成りて舊に復した。

明治十六年二月より、長野始審裁判所上田支廳及上田治安裁判所となり、同二十三年十一月長野地方裁判所上田支部及上田區裁判所となり、同三十六年支部廢止となりしが、同三十八年四月一日上田支部を復活し、豫審事務に限り取扱ふことに成り、同時に岩村田區裁判所の管轄區の刑事体刑事件をも取扱ふやうに成つた。大正二年四月岩村田區裁判所を廢せし時、其管區南北佐久二郡をも、上田區裁判所に併

合された。後同六年に岩村田區裁判所復活となり、管區は舊に復した。

上田區裁判所出張所　登記事務を取扱ふ爲めに左の各地に出張所を設置した。

丸子出張所　明治二十年五月丸子村上丸子に置いた。

浦里出張所　明治二十九年十月浦里村浦野に置き、浦野出張所と稱したが、大正八年に改稱した。

縣　出張所　明治三十二年十月縣村田中區に置いた。始め田中出張所と稱したが、大正八年に改稱した。北佐久郡で出張所の管轄に大正五年以來入つたのは北御牧村である。

中鹽田出張所　明治三十四年九月中鹽田村本鄉に置く、初は本鄉出張所と稱したが大正八年に改稱した。

上田區裁判所に於て取扱つた刑法犯罪種別中件數の多き者を表示する。

種別	年次	大正二年	同　三年	同　四年	同　五年	同　六年
放火及失火		一七	一	一	（一一略）	（一七略）
文書僞造		一	九	四	八（六略）	一
賭博富籤等		四〇	一八	一四	五三（八〇略）	一九（五五略）
傷害		二	三	三五	三八（三一略）	二（三一略）
窃盜、强盜		一三七	一三九	一三三	二三	一〇七
詐僞及恐喝		二九	三八	三七	四三	一八
橫領		一三	一三	一三	一七（一略）	一〇
贓物		一六	一三	五	一一	五

刑の執行猶豫の寬典に處られし者。表中の括弧内の數字は檢事請求に依る者の數である。

年次	大正二年	同　三年	同　四年	同　五年	同　六年	同　七年
執行猶豫者數	五一（三三）	九四（四八）	七〇（三四）	二九（九）	二三（四）	一八（八）

猶豫中犯罪者數　四六五四四五四

小縣郡役所

第五節　小縣郡役所

明治十二年郡區町村編成法實施せられ郡治復活し、郡役所が各郡に設置せられし時、小縣郡役所は上田町新參町に建築され、二階建で當時に於ては、頗る宏大の郡衙であつた。然るに此廳舍も建造以來四十餘年を經過し、漸く朽損の度を加ふるに至り、多人數集合の際などには、危險を感ずるのみならず、郡事業の膨脹するに隨ひ、從業吏員の數も追々增加し、甚く廳舍の狹隘不便を覺えたので、大正九年二月小縣郡會は、之が改築を望む旨の意見書を縣に提出し、翌十年二月開會の郡會又再び郡廳舍改築のこと、速に相當措置を希望する旨の意見書を提出せしが、大正十一年二月小縣郡會は、郡廳舍改築計畫成れるを以て、十二年度始めより其起工に着手し、竣工期を可レ成速かならしめん事を、望むとの意見書を提出した。於レ是縣は



（舊郡役所）



（新築郡役所）

小縣郡會の意見を尊重し、大正十一年四月、上田市常田區權現坂上の地に改築工事を起し、爾來工を急ぎ翌十二年竣工を見るに至つた。木造二階造の宏壯なる建物であつた。此新廳舍建物を利用し、信濃教育會小縣部會が兼て企圖せる、小縣郡上田市史料展覽會を此所に開催した、此會に出陳された諸種の史料は、無慮二千二百餘點に達し、大正十二年四月、二十一日、二日、三日の三日間、觀覽者場に滿つる盛況であつた。然るに此年には既に郡制廢止に依り、郡役所も亦廢されたので、郡廳舍も其要なきを以て、此建物は以來、郡聯合事務所として使用せられ、今日に及んで居る。



第六節　上田稅務署

明治二十二年各郡郡役所々在地に、府縣收稅部出張所の置かれた時、上田にも出張所が設置された。之れが此署の濫觴である。同二十三年には府縣直稅間稅分署と改稱、又同二十六年十二月には、收稅署と改めた。同二十九年に收稅の事務を府縣より分離し、稅務管理局と稅務署とに依て其事務を執る事となり、松本稅務管理局が置かれ、上田收稅署は上田稅務署と改稱されて其下に屬した。其頃の上田稅務署の管する處は小縣一郡であつた。其後官制の改正に依り長野稅務監督局の所管となり、又大正二年六月の稅務監督局及稅務署の官制改正が行はれ上田稅務署は名古屋稅務監督局の下に屬して、小縣郡の外埴科郡を管する事と成つた。

廳舍は、最初新參町元郡役所の西隣に在つたが、明治四十二年九月には、同町の上田中學校堀際の地に新築し之に引移つた。其後此建物も改築を要するに至りしかば、昭和七年地を市の東方常入に相して新に建築し、昭和七年十二月廿日新廳舍に移轉した。

左に大正二年より同七年に至るまでの、本署取扱收稅の各種目稅金滯納者數の年次人員、及大正八年より昭和十年に至る間の、國稅各種目收入歩合年次表を揭げて、納稅成績狀況の一斑を知る資料とする。

國稅滯納年次表（自大正二年至同七年）

種目＼年次		大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
地租	督促令狀	一二〇	三六四	三七一	九二	九二	
	財産差押	四〇	八九	八八	三九五	三	
所得稅	同	二〇	七二	二六六	一二	七三	八九
	同	二	八	三	五	五	一
酒稅	同	二	一				
	同						
醬油稅	同	八	五五	七		二	
	同	四	四				
營業稅	同	五〇	八五	一五	五八	一六	一七
	同	三五	二九	七	〇	一	
賣藥營業稅	同	一	一〇	一〇			
	同	四	六	四	一	六	
鑛業稅	同	五	三	三	三	三	二
	同	一	二	二	一	六	三
相續稅	同	三〇	二一	一三	一二	一三	一六
	同	一	四				

國稅收入歩合表（自大正八年至昭和十年）（一）

種目＼年次	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度
第三種所得稅	一、八九九	一、九三	一、九四	一、九五	一、九六〇	一、九五五	一、九五三	一、九六二	一、八九二
田租	一、〇〇〇	一、九九九	一、九九六	一、九九九	一、九九二	一、九九三	一、九九一	一、九九一	一、九七三
畑租	一、九九五	一、九九八	一、九九五	一、九九四	一、九七五	一、九六四	一、九六七	一、九七六	一、九五〇
宅地租	一、九九二	一、九七八	一、九八五	一、九八五	一、九八三	一、九六九	一、九五三	一、九四九	一、九一八
雜地租	一、九九九	一、九九八	一、九九四	一、九七〇	一、九八二	一、九六六	一、九二四	一、九八三	一、九三三
個人營業收益稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一、七七七
乙種資本利子稅	—	—	—	—	—	—	—	一、九七一	一、八六八
鑛産稅	—	—	一、七三三	一、七三一	一、六二六	一、〇〇八	一、〇〇〇	—	—
採掘鑛區稅	—	—	—	一、八〇五	一、八六〇	一、四七三	—	—	—
試掘鑛區稅	—	—	—	〇	—	—	—	—	—
砂鑛區稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒造稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
營業稅	一、九九三	一、九九三	一、九九七	一、九七一	一、九七二	一、九四六	一、九七五	一、九五六	—
醬油造石稅	一、九七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九八四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
自家用醬油稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九六九	一、九八〇	—	—
賣藥營業稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—
戰時利得稅	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
個人臨時利得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—

國稅收入歩合表（自大正八年　昭和十年）（二）

種目＼年次	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
第三種所得稅	一、九四六	一、九六三	一、八九七	一、八七七	一、七三六	一、九〇六	一、九〇六	一、九四六

田租	〃九九三	〃九八一	〃九四六	〃九〇八	〃八八八	〃九三八	〃九五四	〃九六八					
畑租	〃九八三	〃九八〇	〃九五二	〃八九〇	〃七七七	〃九五八	〃九四五	〃九七三					
宅地租	〃九一一	〃九五六	〃八五五	〃七七七	〃六七〇	〃八三一	〃八六一	〃八八七					
雜地租	〃九九三	〃九五九	〃九八四	〃九三〇	〃九二九	〃九八二	〃九七八	〃九八五					
個人營業收益稅	〃八〇四	〃八五六	〃七四五	〃六五六	〃六八二	〃七八三	〃八〇九	〃八八八					
乙種資本利子稅	〃九四五	〃九三五	〃九一二	〃八八四	〃八二八	〃九一六	〃八九三	〃九九八					
鑛産稅	—	—	—	—	〇	—	—	—					
採掘鑛區稅	—	—	—	—	〇	—	—	—					
試掘鑛區稅	—	—	—	—	〇	—	—	—					
砂鑛區稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
酒造稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇					
營業稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
醬油造石稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
自家用醬油稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
賣藥營業稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
戰時利得稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
個人臨時利得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇〇				

以上の表中、田租、畑租、宅地租、雜地租、第三種所得稅の五種目に就て、大正八年度より昭和十年度迄の收入歩合を見ると、大正八年の五種目平均歩合、九九五之に次で、翌九年の、九九三が納稅成績最良にして、其よりは逐年成績不良の傾向を示し、昭和七年度の五種目平均歩合、八一二、此前年度同六年度の、八六七が最も劣て居る。五種目中では田租十七ケ年平均の、九六九が上位で宅地租の、九〇八が下位に居る。

大正二年以降歷代署長

歷代署長

長久保得平	自明治四十一年十一月至大正五年六月	副司稅官
男澤源太郎	至同　九年十一月	同
川又忠元	至同　十一年四月	司稅官
鈴木梅太	至同　十二年一月	同
蘆澤平作	至昭和三年一月	同
遠藤久浪	至同　四年九月	同
戶部文治郎	至同　六年十二月	同
辻野秋太郎	至同　九年十二月	同
柏木諄	現在	同

長野縣蠶業試驗場上田支場

小泉曲輪に設立

第七節　長野縣蠶業試驗場上田支場

大正元年に第一原蠶種製造所として、上田町常盤城なる小泉曲輪の地に創立し、翌二年より事業を開始した。此處で製造した原蠶種は、無償で縣內蠶種同業組合、又は縣內蠶種製造者に配布したが、大正十一年には原蠶種の配布區域は、北信二市九郡と成り、同時に有償配付と成つた。桑接穗も昭和二年に無償配布を開始したが、同九年に至つて有償配付に變更した。

大正五年に修業期間七ケ月の男子部蠶業講習所を設置せしが、同七年に至つて期間を一ケ年に改め、翌八年には男子部を廢し、女子部講習所として、修業年限を一年四ケ月とし、昭和二年には又二ケ年に延長した。

場名は大正八年に、上田原蠶種製造所と改め、同十一年に長野縣蠶業試驗場上田支場と變更した。

上田原蠶種製造所
長野縣蠶業試驗場上田支場

事業

現時に於ける當試驗場の事業は原蠶種の製造配布、桑接穗配付、蠶業に關する試驗調査、蠶桑に關する講習講話、實地指導、講習生の養成等で、左の各部に分けて、此等の仕事に當て居る。

一原蠶部　原蠶種の製造と配布の事に從ふ

一試驗部　蠶品種飼育上蔟に關する試驗、及調査の事に從ふ

三桑園部　桑に關する試驗調査、及接穗木の配付等の事に從ふ

四講習部　講習生の養成に從事す

講習卒業生は六百四十九名で、內男五十三名女五百九十六名である

歷代場長

創立以來の場長（年月は任命の年月）

飯田耕平	明治四十五年四月	
增子德之助	大正二年一月	（事務取扱）
相田勝一	同二年四月	
井上伍鹿	同七年三月	（事務取扱）
水井壽一郎	同七年六月	
平石宇三郎	同十一年十月	
久保田正樹	昭和三年十一月	（事務取扱）
石井彌平	同四年一月	
矢澤鐵治	同七年一月	
瀧澤政衛	同八年十一月	
齋澤菊雄	同九年十二月	

第八節　上田小林區署

上田小林區署
上田營林署

明治十九年木曾大林區署設置せられ、同年八月上田町に上田派出所を置き、小縣郡内の國有林野を管轄せしめた。明治二十二年長野大林區署の所管となり、同二十四年八月上田小林區署と稱し、廳舍を新參町上田中學校前に建築した。後大正二年六月東京大林區署の所管に替り、東京大林區署東京營林局と改稱するに及び、上田營林署と改稱したが、小縣一郡國有林野を管することに變りは無い。

大正八年以後の經營事業

上田小林區署の植林經營の成績を見ると、大正七年頃までは、植樹種別中落葉松は、其數甚だ多きも、杉檜の如きは其數非常に少く、特に記すべき程に上らないやうであつた。然るに大正八年以降に於ては左表上田營林署調査に依ると、落葉松の數第一位に居るは從前と異なる所なきも、杉檜等の多くなつた事は、注目に値することである。

大正八年以後經營事業成績

一植林

國有林野の分

植栽樹種別	數量（本數）
落葉松	一、九七二、八五六本
杉	一九四、七七八
檜（サハラ）	五七、四五〇
扁柏	四七、八八〇
赤松（カシワ）	六六、二一二
櫟	三四、八八〇
栗外二種	一二、一三二
合計一、二一九、八八	二、三八六、一八八

公有林野官行造林地の分

面積	植栽樹種別	數量（本數）
八三一ha五二	落葉松	一、三六四、二三二本
	赤松	二六〇、二五〇
	楡	八四、六七〇
	杉	五一、六四〇
	芝栗	一四、三〇〇
合計　八三一ha五二		一、七七五、〇九二

二官行斫伐製品

素材賣拂材積	一一七m3〇六八
挽材賣拂材積	三m3八五九
木炭賣拂材積	二、四一五m3五五五
賣拂總額	六四三、三〇三圓
此官行斫伐事業經費總額	三七六、三二圓

水源地方の森林を保護し、以て水源を涵養して旱魃の年にも河水涸渇の爲めに、田地灌漑用水欠乏の憂なからしめ、又一面俄かの出水洪水のために、甚しき災厄を被むること無からしめんと圖りしは、古來注意せし事であつて、木曾御料林の發達の基は此に在つたといはれる。現在上田營林署管内にて、水源涵養林と成て居る長村、和村、西内村に於ける所在地、面積及護林方法は左表の如し。

上田營林署内の水源涵養林

所在村名	場所	面積	護林方法
長村	字菅平一、二一三のイ	三三町一二一四	擇伐法に依る、六十年生のもの一ヶ年伐採面積三町七二以下と定む
同	同	六町九〇〇〇	擇伐法に依る、八十年生のもの一ヶ年伐採面積二町二六以下と定む

和　村　大字和山六五一五八號の一二二七町三六一六　點狀擇伐法に依る四十年生のもの一ヶ年伐採面積八町〇五二一以下と定む

西内村　同　西内一七七四内　五一〇町八三〇〇　三分一區間伐法に依る、輪伐期百五十年

同　同　西内一七七四内　二四三町二三〇〇　同前

歷代署長

歷代署長氏名は

南德太郎　曾山直一郎　東海林鑛吉　三田村民藏　池内善二　奥石義智　堤時夫　金子貞治　渡邊浩

益淵誠美　遠藤儀治　現在

第九節　長野縣蠶業取締所上田支場

蠶業取締所上田支所

沿革

名稱の變更

名稱の改更　蠶絲業の發達するに伴ひ、自家用蠶種製造を廢し、蠶種檢査の必要を生じたるに依り、明治三十一年蠶種檢査法の實施と共に、設けられた小縣蠶種檢査所は本所の前身である。次で法の改廢に依り、同三十八年に小縣蠶病豫防事務所と改稱し、其後同四十五年蠶絲業法の實施に依り、蠶業取締所小縣支所と改め、更に大正十二年三月現名長野縣蠶業取締上田支所と稱するに至つた。

所在地の移轉

所在地轉移　蠶種檢査所は上田町片平町の民屋を借りて假所として居たが、不便且狹隘なりしかば、明治三十六年に上田町下河原蠶影町に土地を買收して敷地となし、此に新築移轉した、其より二十五ヶ年の長期此所で事務を執つたが、昭和三年に上田市内櫓下に地を求め地元及關係團体の寄附十一月工事に着手し、翌年五月工を竣へ此廳舍に引き移つた。

事業

事業

專ら蠶絲業の取締の事務に從事して居たが、大正十三年郡制廢止に依て、郡の事業たりし奬勵の事も、

蠶種檢査

併せて攪るに至つた。

蠶種の檢査　原蠶種の檢査は、蠶種を製造せる全蛾について、一蛾を二人の檢査吏員で顯微鏡檢査を行つて、有毒蛾は之を燒き棄て、普通蠶種は一部分（大体一）について檢査を行ひ、其結果有毒歩合が百分の一未滿の場合には、歩合檢査に合格とする。二%以上の者は全部之を燒棄する。猶有毒歩合が一%以上二%未滿のものは、再檢査を行ふことにして居る。

蠶種檢査成績

蠶種別	製造額等	管内製造額	顯微鏡檢査蛾數	顯微鏡延臺數	檢査期間
普通蠶種		三七、二六四、四九八	四、四〇三、五二三	三、〇三四	自六月十五日至十一月三十一日
原蠶種		六六五、七八四	六六五、七八四	一、二一二	自六月廿三日至十一月廿九日
計		三七、九三〇、二八二	五、〇六九、二九六	四、二四五	

原蠶種補正檢査

原蠶種の補正檢査　原蠶種に就ては嚴重な檢査を行ふのであるが、極めて微毒のものに至ては、發見すること能はざることあるに依り、其蠶種の一部分を取て催青發蛾させて、之を再び顯微鏡下に檢査を行つて居る。

原蠶種補正檢査

檢査數　一二〇、一七六瓦　　檢査吏員三六〇名　助手八八九名

豫知檢査

豫知檢査　蠶種を製造せんとする原蠶兒を、掃立から採種に至るまでの間に、掃殼蠶兒蛻皮蠶蛹等に就て、精細に檢査を行ふ。

豫知檢査

檢査鏡面數　八〇五〇〇〇　　檢査吏員八〇〇名　助手一、一四二名

桑苗檢査　桑苗の良否は、植付後の成績に大きな影響を來たすものである。故に本縣に於ては、桑苗格付檢査規則を制定して、檢査を施行して居る。

桑苗檢査數

移輸入苗	管內生産苗	計
一四〇、〇〇〇本	五六〇、〇一九本	七〇〇、〇一九本

以上は檢査期間昭和九年十一月十七日より同十年五月八日迄のものである。

蠶種檢査吏員養成　蠶種檢査規則を制定した當時は、蠶種母蛾檢査は男子吏員が專ら之れに當つて居たが、明治四十一年に法律の改正があり、檢定の上女子の吏員を採用することと成りしかば、本所にては年々女子吏員養成の事業を行ひ、四十一年始めて七十六名の講習終了生を出してより、昭和十年迄に合計九九二名を出し、檢定試驗に合格した者は採用されて、檢査の事務に當て居る。

奬勵施設　各種奬勵施設　郡制廢止以來、蠶絲業に關して改善奬勵の事も行つて來たが、昭和十年度の狀況は次の如し。

奬勵種目	面積	交付奬勵金
桑園整理改植混作	五〇、三九アール	五一、〇五圓
桑苗園設置	一、〇五二アール	五、二六〇圓
稚蠶共同桑園設置	七六一アール	一、八八〇圓
稚蠶共同飼育所設置	一ケ所	一、二〇圓

出張所設置　出張所　事務の進捗圓滿を期するために、管內に臨時出張所を設置して、蠶種の檢査及奬勵の事を行つて居る。此出張所は大正元年迄は泉田、中鹽田、丸子、長窪古町、神川、傍陽の六ケ所に置きしも現時は左表の如である。

出張所名	所在地	管轄	開閉期間	日數
塩尻出張所	塩尻村	塩尻村	自六月十五日 至十月五日	一一二日
神川同	神川村	神川、縣、和、嗣津、滋野、長瀬、鹽川、依田、丸子町、東內、西內、武石、和田、大門、長窪古町、長久保新町、豊里、龍城の三町十五ヶ村	自六月十五日 至十月十日	一一七日
泉田同	泉田村	泉田、室賀、浦里、青木	自六月十五日 至十月五日	一一二日
中塩田同	中塩田村	中塩田、西鹽田、別所、東鹽田、富士山	自六月十五日 至十月五日	一一二日

本所管內に於ける蠶絲業關係業者數（昭和十年度）

蠶種製造業者	蠶種賣買業者	生繭賣買業者	繭市場經營業者	製絲業者	桑苗生產業者	桑苗賣買業者	養蠶教師數	養蠶者數
三八九	五三	八三九	九	三三	三一	五一	三八	一四、六三

蠶絲業關係團体指導援助　本支所內に事務所を置くを許した小縣蠶業組合、上田市養蠶業組合、上小蠶絲業同盟會、小縣郡繭絲業組合、上小蠶種賣買業組合、大日本蠶絲會信濃支會小縣委員部、長野縣指導員協會上小支會、養蠶實行組合指導員上小支會等に對しては、事務其他に付援助を與へて居る。

本支所に勤務する職員、昭和十年度に於ては、技師一人、技手一〇人、主事補一人、蠶業取締吏員七人蠶種檢查吏員六二人、同助手八〇人、雇小使合て九人である。

第十節　長野縣染織講習所

長野縣染織講習所

大正三年度より同五年度に至る三ヶ年間、染織業普及奬勵の目的を以て、各郡市に開催した短期二ヶ月の巡回染織講習會の成績が頗る良好であつた。依て農商務省令に準據して、常設の染織講習所設置の事

を大正五年の縣會に提案して其協賛を得、同六年四月長野縣告示を以て、長野縣染織講習所規則が發布となり、講習期間講習生定員科別簡易科研究科等が制定され、九月には縣告示で長野縣染織講習所事務を十月一日より開始する事となつた。於是第一回簡易科講習生三十五名の入所を許可し、假の講舍として上田町常盤城なる元上田小學校の分教場校舍を借り受けて、此所で授業を開始した。



講習期間課目等は、創設以後屢々改められた。創設當初は期間は六ケ月で、課目は修身、理科、機織、染色、圖案、實習の六であつたが、大正十一年二月には期間を一年四ケ月に改め、養蠶製絲家事の三課を新加して九課目と爲した。此時より所外よりも專門の講師を聘用することゝ成つた。又實習期間と云ふを設けて、毎年五月より九月迄の五ケ月を以て、之れに宛てることゝした。昭和三年三月に至り縣令を以て本所講習規程を變更し、從來の女子講習生を男子に改め、修業期間を二ケ年に延長し、課目を修身、英語、數學、物理、化學、圖畫、圖案、機械學、原料學、機織法、分解意匠法、力機織、仕上法、實習、法規の十五とし、講習生定員を四十名と定めた。同十年四月講習規程が改り、試驗部と講習部との二部に分れ、從來の二ケ年制は一ケ年制と變り、入所者の資格を年齡十八歳以上で經驗有るものとし、定員は十五名以内と定め、講習は染色科と機織科との二に分けて、各專門に修業することにした。此時講習所受託作業規程の一部改正が行はれ、織色、染色、精練、整理、圖案、等の試驗並に受

託作業を行ふことゝ成つた。

講舍及設備は、年を逐ふて發達整備の域に達するに至り、大正十年十月上田市より新築工場二十四坪の貸與を受け、此所に二馬力の電力を引き込んで、八丁撚絲機及び附屬の設備を爲し、同十一年度に於ては、上田市より工場敷地の寄附があり、機織工場百八十七坪餘が建築され、猶又上田市より從來の講舍に大改造を施した上、敷地と共に長野縣に寄附された。於レ是敷地總坪數千百七十三坪、坪數五百五十六坪餘の建物は縣有と成つた。

大正十二年には染色工場其他宿直室小使室等附屬の建物が出來。昭和三、四兩年度に於て染色工場の增築及設備、力織機幅出機、霧吹機等の据附其他乾燥室汽罐室ボイラー等の建築工事が行はれた。昭和十年には上田市よりの寄附金で屋內張場製品倉庫が新築され、七馬力半モーター、加壓精練機が設置された。

現在（昭和十年末）此講習所に設備されて居る主要機械は

手織機　二十一臺　力織機　十六臺　絞織機　三臺　撚絲機　三臺　繰返機　四臺　整經機　一臺　絞切機　一臺　幅出機　一臺　霧吹機　一臺　霧吹用壓縮機　一臺　大幅染布機　一臺　加壓精練機　一臺　生絲引揃糊付乾燥機　一臺　フエルトカレンダー　一臺　七〇封度ボイラー　一臺　ミシン機　一臺　脫水機　一臺　電動機　二臺（二馬力一、七馬力半一）　化學天秤　一臺　水洗槽　二臺　精練槽　二臺　鐵製二重機　一臺　銅製二重機　二臺　其他顯微鏡等である。

卒業者郡市別調

創立以來各郡市別卒業生

男女 年度	自大正六年至昭和三年度十二ヶ年間 女子講習生	自昭和四年度至同九年度六ヶ年間 男子講習生	合計
郡市別	四名	一名	五
南佐久郡	一二	三	一五
北佐久郡	二三四	三九	二七三
小縣郡	一	二	三
諏訪郡	一	三	四
上伊那郡	五	二	七
下伊那郡	一二	一	一三
東筑摩郡			
西筑摩郡	五	三	八
南安曇郡			

以上の統計に就て見ると、藩政時代に織物の生産が多かつた、上田町、小縣郡内の村々、更埴地方に、本所の講習卒業生が多く出て居る事は當然の現象と謂ふべきであらう。

本講習所が各郡市に於て爲したる、講習講話等の回數及聽講人員郡市別は、左表の如くである。創立より昭和十年十二月迄

講習回數及受講者郡市別

區別	染色		織物		計	
郡市別	回數	受講者數	回數	受講者數	回數	受講者數
南佐久郡	一五	六一七	四	一〇四八	一九	七三一
北佐久郡	五	三五	二	四二	七	二六七
小縣郡	三七	二、〇〇七	四	六一〇	四一	二、六一七
北安曇郡	五	二八	一	六	六	三六
埴科郡	二	六一三	四	一三〇	一六	七四三
更級郡	八	四一一	七	一九九	一五	六一〇
上高井郡	七	三三三	一	三〇	八	三六三
下高井郡	六	二三八	—	—	六	二三八
上水内郡	二	一〇八	四	四四	六	一五二
下水内郡	二	一〇〇	—	—	二	一〇〇
下水内郡	五	二	一	五	六	二七
上水内郡	二	一〇〇	三	一〇〇	五	二〇〇
更級郡	一	三〇	—	—	一	三〇
埴科郡	一	二八	—	—	一	二八
北安曇郡	一	六	—	—	一	六
下水内郡	一	五	—	—	一	五
上水内郡	一	八	—	—	一	八
下高井郡	四	一〇	—	—	四	一〇
上高井郡	四	一〇	—	—	四	一〇
長野市	三	一一	—	—	三	一一
松本市	一	一一	—	—	一	一一
上田市	四二	一七	—	—	四二	一七
計	三九二	一〇四	—	—	三九二	一〇四

南安曇郡	一	六〇	三	五六	四	一六	下伊那郡	四	二八七	—	—	—	四	二八七
北安曇郡	一	四五	五	二〇三	六	二四八	長野市	—	—	—	—	—	—	—
東筑摩郡	二	一、二六八	二	三六	三	一、三〇四	松本市	—	—	—	—	—	—	—
西筑摩郡	一	四五	一	一四	二	五九	上田市	六	六〇一	七	五一〇	二	一、一一二	
諏訪郡	—	—	—	—	—	—	計	一三	七、三四九	四四	一、九七八	一七	九、三七	
上伊那郡	四	三九一	—	—	—	—								

歴代所長

歴代の講習所長名

津下深	自大正六年四月三十日	
	至同八年十月廿一日	
高橋辛	自同八年十二月十五日	
	至同十年四月廿三日	
伊藤義一	自同十年四月廿三日	
	至同十四年七月四日	
助川行道	自至十五年四月十四日	
	至昭和三年六月十二日	
藤澤廣胖	自同三年六月二十日	
	至同十年三月三十一日	
佐藤善吉	自同十年三月三十一日	

第五章　教育

第一節　初等教育

鄉學校の設立

鄉學校設立の奬勵

明治四年廢藩置縣の年七月十八日、大學を廢して文部省を置き、廿八日元民部卿であつた、大木喬任を文部卿に任じて、學政を管掌せしめた。此年長野縣は左の布告をなし、鄉學校設立を奬勵した。

今般每區便宜の地を見立て、鄉學校御取建に相成、一般人材教育の御世話有レ之候間左の件々厚く相心得可レ申、尤見込有レ之向は其趣旨可二申立一事

鄉學校費補助

一學校は寺院明家等相應之場處借受の積、尤新規取建候も不レ苦候間其旨可二願出一事

一學校入費として、一萬石に付、一石五斗の割を以て、官より御助成之事

就學兒童の年齡

一同斷官員一同身分相當出金、右利息を以て學校入費に充候事

一教師は讀書算筆出來候者、官より人選にて被レ置候事

學校費持高一石に付五合

一子弟は大凡七才より十五才迄とす。尤有志之輩は、年齡に不レ拘入門勝手次第之事

一村々持高一石に付、凡五合程の割を以て、出米致し入費に充候事

但他村より入門人有レ之候共、地の村にて取調書可二差出一事

一持高無レ之共、産業有レ之向は、其分限に應じ出金之事

一有志之者右定額の外、出金候者は官にて預り置、右利息を以て入費に充候事

但有故下げ金願出候者は、元金下げ遣はし候事

一每區出金高の多少に依り、雇入教師の品位も候儀に付、此旨をも可二相心得一事

一學校入費定額之外、有志之輩より、別段出金候者へは、他日の爲二證書一御渡相成候間、姓名金額別帳に仕立可二差出一事

大略右之通、猶箇條洩之儀は、追て可二相達一候間、村々に於て事柄辨別致候者、兩三人相選、右學校取建之方法見込相立可二願出一候事

右之通相心得廻狀早々順達止より返上可レ致者也

辛未十月十四日　　長野縣廳

學制發布の勅諭

此鄉學校設立奬勵の結果、上田地方に於て、如何なる計畫施設ありしか判知らない。けれども。一般人に子弟教育の事に就て、關心を有つに至らしめたものであらう。

翌五年八月二日學制の發布あり、同時に左の勅諭

人々自ら其身を立て其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂ぐる所以のものは、他なし身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず。是れ學校の設けある所以にして、日常言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政事天文醫療等に至るまで、凡そ人の營む所の事學にあらざるはなし。人能く其力のある所に應じ勉勵して之に從事し、然して後初て生を治め産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本とも云ふべきものにして、人たる者誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陷り、家を破り身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかかる過を生ずるなり。從來學校の設けあつてより、年を歷ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至りては之を度外に置き、學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶ者も、動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立つるの基を知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虛談の途に陷り、其論高尙に似たりと雖も、之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。是沿襲の習弊にして、文明普からず、才藝の長ぜずして、貧乏破産喪家の徒多き所以なり　是故に人たる者は學ばずんばあるべからず。之を學ぶには宜く其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て學制を定め、追々敎則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民、必邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たる者宜く此意を体認して愛育の情を厚くし、其子弟をして必學に從事せしめざるべからざるものなり。

邑に不學の戸なく家に不學の人無きを期す

高等の學に至ては、其人の材能に任すと雖も、幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事

を下し給うて、大に學事を奬勵せられ、幼童の子弟は、男女の別なく、學に就くべきもの、而して其父兄たる者は、其を學に就かしめざれば、越度たりとして、幼童教育の義務が、其父兄に存するを、知らしめ給うたので、各府縣の當局者も、一般人民も、皆此趣旨に遵て、小學校設置の事、兒童就學の奬勵等に、競うて其力を盡すに至り、四民皆齊しく、小學教育を受くる事が、出來るやうに成つたのである。

四民皆小學教育をくるを得

學制發布の當時

明治六年四月全國を七大學區（五年八月は八大學區）二百三十九中學區に分ち其下に四萬二千四百五十一の小學區を置き、大學に督學局中學區に學區取締小學區に學校世話方を置いて、學校に關する事務を世話する事にした。此時長野縣は新潟、新川、若松、置賜、酒田、相川の六縣と共に第六大學區に屬し、大學本部は新潟に在つた。長野縣管下には更級郡及び水内郡南部より成る第十四中學區（本部長野）高井郡及水内郡北部より成る第十六中學區（本部飯山）埴科、小縣二郡より成る第十六中學區（本部上田）佐久郡の第十七中學區（本部岩村田）の四中學區が有つた。此中學區に置かれた學區取締は、地方長官の任命で、第二十二區小縣郡上田住士族森田斐雄は六年十一月三日を以て第十六中學區の學區取締を申付けられた。同時に高井郡須坂住士族永井定道、同郡小布施村高井辰二も任命されて居る。此學區取締の役目が如何なるものなりしかの一例として、其達示の一を擧げて見る。

大學、中學、小學區の制、學區取締、學校世話方

第十六中學區學區取締の事務一班

一地方の便宜に寄り、甲の學區内の生徒、乙の學校に入學致度者有レ之候はゞ、其由學區取締に届け、甲の世話方より乙の世話方に及ニ掛合一其上入校可レ爲レ致候事

但寄附金賦課金は甲の學校に差出し、乙の學校には受業料を以て入校可爲致尤別段乙の學校へ寄附致候義は格別

奇特之事

一學校に於て飲酒放歌等禁止之事

但始終業之節飲酒は此限にあらず

一學校に於て學事に關係する事件の外、集會一切不二相成一候事

一他村町の祭事に事寄せ、生徒休業爲致候義決して不二相成一候事

右之通相心得可レ申此段相達候也

明治七年第二月十七日

學區取締　森田斐雄

何々學校

戸長中

世話方

學校世話方の事務

此學校世話方は戸長と協力し、學資金の募集徵收、學校設立等の事に盡力し、少許の月給手當を給せられたのである。

小學校創始當時の校舍、教員

小學校創始頃の校舍は、概ね寺堂を假用したのが多く、我上田の如きは、藩學校舍たりし松平學校以外は、寺院或は鄉倉などが使用されたのである。教員は藩士、神官、僧侶等の讀書、筆、算の初步に通ぜる者を雇用して、間に合せたのであるが、長野縣は應急策として、長野に師範講習所を設け、志願者を募り三ケ月乃至六ケ月間教授法の講習を受けしめ、之を縣內小學校に派出した。此外は其地方の少しく讀書算等を善くする者を雇として採用したのである。

師範講習所

教科程は上等下等の二等で、下等小學八級上等小學八級此各級は半年を以て進度とし、八ケ年を以て上等小學まで卒業し得るのであつた。

高上、下二等の教科程

學校の經費は、一、有志寄附金の利子。二、賦課金村の持高石數に課し。三、受業料。等に據て支辨し又商家にも課した

學校の經費

た。此各學校の經費は毎月仕拂帳正副二帳を仕立て置き、戸長、副戸長、學校世話方、記名調印し、翌學區取締巡回の節其檢査を受け、內一帳は取締に差出し、一帳は取締の檢印を受けたる上、之を其學校に保存することに定められた。若し檢査の際不條理の仕拂等があれば之を除去するのであつた。其帳簿の雛形は

例　費用明細帳の一

何學校費用明細簿

記

一金何圓　教員何名月給
一同　世話方何名月給
一同　書籍器械買入代
一同　筆墨紙料
一同　薪炭油代
一同　營繕費用
一同　僕役給料

合金何圓

內金何圓　生徒受業料但何名
　金何圓　賦課金或は何々の內より仕拂

右之通費用取締相違無レ之候以上

何年月日

何學校世話方　何某
戸長　何某

小學校が開始される時には、學區取締に届け出たのである。今玆に其一例を擧げて置く

第六大學區長野縣管下第拾六中學區
山田村二十六番地所
滿願寺
第拾四番小學
昇高學校

一學科　教則　校則
右東京師範學校規則に照準し之を施行す
一教員履歷
長野縣貫屬士族
第二十二區小縣郡上田麭裏町居住
義質弟　岩崎慶次郎
當戌二十一才二ヶ月
慶應元丑年正月より明治二巳年迄都合五ヶ年舊上田藩學校に於て修業仕候　以上（私註、岩崎は明治六年十二月十二日長野縣講習所に於て假免狀を受け訓導と成つに）

教員給の一例

一金八拾圓　一ヶ年　一ヶ月六圓六拾六錢六厘七毛　教員一名
一金五拾圓　一ヶ年　一ヶ月四圓拾六錢六厘六毛　助教一名
一金五拾四圓　一ヶ年　一ヶ月四圓五拾錢　補助九名
一金四拾六圓八錢　一ヶ年　一ヶ月三圓八拾四錢　世話方拾六名
一金拾圓　一ヶ年　營繕入費
一金五圓　一ヶ年　一ヶ月四拾壹錢六厘七毛　筆紙墨料

一金拾八圓　一ヶ年　一ヶ月壹圓五拾錢　家賃
一金貳拾圓　一ヶ年　一ヶ月壹圓六拾六錢六厘六毛　僕役
一金四拾圓　一ヶ年　書籍器械
一金廿四圓　一ヶ年　一ヶ月貳圓　薪炭油
總計三百四拾七圓八錢
一金五拾圓　一ヶ年　一ヶ月四圓拾六錢六厘六毛　受業料
一金百五拾五圓三拾五錢三厘　賦課金
一金百三拾三圓九拾七錢五厘　有志金利子
總計三百三拾九圓三拾貳錢八厘

右之通取調進達仕候　以上

明治七年二月十五日進達

昇高學校
世話方惣代　竹下文圭印
戸長惣代　東川幾右衛門印

學區取締御中

（御達向幷進達書簿）

當時の不就學宥恕者　當時區會の議定した學令兒童不就學宥恕規定案は次の如であつた。

不就學宥恕案

第一條

學令の者は男女の別なく、一般就學すべきものたりと雖も、目下の景況を斟酌し、左の箇條に當る者は就學せざるも暫く之を宥恕するものとす。

第一　篤疾の者

第二　赤貧にして事情已むを得ざる者
第三　女子滿十二年にして、別に女子の業を授たるもの

第二條

前條三項の外、就學せざる者あれば、該學區に關する吏員の責たり、若し再三說諭し、猶就學せざる者は、其父兄の姓名を記し、學區取締を經て縣廳に具申し、誡諭を受けしむべし

第三條

學令の調査は、每歲一月七日、學校執事扱所に出頭し學令を調査し、正副三通を認め、一通は學區取締へ出し、一通は扱所に留め、一通は學校に備置くものとす

第四條

學校執事は每歲二月八月、就不就を分ちて、其姓名を學區取締に届出づべし
若し第一條の三項に適するものあらば、其父兄より其情實を具したる親類連名の願書を出さしめ、用掛り執事之に連印して學區取締に出すべし

第五條

學區取締前條の願書を領收せば、其情實を審按し。已むを得ざるに出る者は、之を縣廳に上申し、許可を得べし

第六條

篤疾或は赤貧にして、已むを得ざる子弟を保護教育するは、海外文明の國と雖も、猶難しとする所なり故に今回區會に於て倉卒議決するも恐くは。其道を得難からん、因て暫く區內の實況を參考し、之を後會に附し、其宜を得るを要す　（竹下史料）

松平學校　學制施行の時、今迄の上田藩文武學校は公立上田學校と稱したが、文武學校の經費の大部

公立上田學校を松平學校と改稱す

分は、舊藩主松平忠禮賞典祿中より、二百五十石を分け、舊藩子弟の教育費として、賜與されたものに賴て居たのである。故に舊藩士等は、其恩澤を永く記念する爲めに、校名を松平學校と改むるに決し、松平學校と改稱した。

明治六年九月當時の區長より、不日小學校開校に付、就學不就學を届け出づべきを達し、就學兒童の數を調査し、就學者には左の注意書を頒つた。

開　校

昇校時間

男生　朝八時十五分前　　女子　朝九時十五分前

定例休業日

一毎月一六の日但三十一日は除く　一一月一日より同三日迄

一四月三日　神武天皇祭　　一十一月三日　天長節

一十二月廿九日より同三十一日迄　一暑寒休業　其節揭示すべし

開校前日持參の道具

開校前日持參の器械左之通

一机一脚但男子は不及持參候事女子も所持無レ之者には貸與

一硯箱一面但附屬品共

一草紙三冊但一冊紙數二十枚

一疊紙或は風呂敷適意たるべき事但文庫の代に充つ

一石板一枚但所持無之者は塗板鐵板

注意書

一病氣又は止むを得ざる事故有レ之不參之者は、其父兄より端紙に相認め學校世話方に届出可レ申事

一參校之節遲刻に及候はゞ其事故父兄より端紙に相認め學校世話方に届出可レ申事

一病氣并無レ據義有レ之不參之者は、其時々父兄より事故相認め學校世話方に届出可レ申事

但一週間に及候はゞ醫師容体書相添可二届出一事

一石盤は學校概要の器に付銘々持參可レ致、依て先般相達候鐵板塗板相調候儀は見合せ可レ被申事

但石盤は追々學校に取寄せ望之者には、世話方より月賦納にて取計可レ申事

石盤概要の義は教則三科皆之に寄らざるはなし、加レ之筆紙墨の費を以て算するに數日を出でずして償に至るべし、且幼童之輩衣服顏手等を汚さずして其益一二ケを揚るも如レ此、其父兄たる人是を領會可レ被レ致事

石盤は概要の器

石盤の用

時間割

當時の授業の狀況を知るために左の時間割表を記して置く

學習時間割概表　一六の日を以て休暇とす

自九時至九時二十五分　復讀　同　同　同　同

自九時二十五分至九時五十分　暗誦　同　同　同　同

自九時五十分至十時五分　体操　同　同　同　同

自十時五分至十時五十五分　讀物　同　同　同　同

自十時五十五分至十一時十分　体操　同　書取　問答　書取　問答

自十一時十分至十二時　休　休　休　休

自十二時至一時　算術　同　同　同　同

自一時至二時　体操　同　同　同　同

自二時至二時十五分　習字　同　同　同　同

自二時十五分至三時　二七の日　三八の日　四九の日　五十の日

五級以上は書取の時間作文時間に換る

學場　男生徒の學場は舊演武場。女生徒學場は舊文學校

授業料　授業料の規定は

一金二十錢　父兄家祿二十石
一同　十錢　同　十七石
一同　八錢　同　十三石
一同　四錢　同　八石

每月二十五日より三十一日迄に納入之事

一戶二人以上入學の者は、一人之外受業料二人目より本數の三分之一、三人目よりは差出に不レ及事

横關史料

當時の小學校は、大中學區制に據り、第何大學區、第何中學區、第何番何々小學校と稱した。松平學校は、第六大學區、長野縣管內第十六中學區、小縣郡上田第一番小學であつた。

幼生寮生松平學校に入る　上田藩は明治三年正月幼生寮を設置し、八才より十二才迄の男子を教育した。其規則は

幼學寮規則

幼生寮規則

一八歳より十二歳迄出席可レ致但優秀の者は此例に不レ拘候事
一稽古は朝五時より七時迄之事但九月より二月迄は辨當持參の事
一欠席者は翌日父兄の書附持參教頭に差出可レ申事
一入學日　每月五ノ日　尤袴着用の事
一筆學は漢樣に御改正之事

一出席留父兄より相渡置可申事
一八九歳の面々大雨雪之節は不參不レ苦候事
修業は讀書筆學專修に付、外藝術不レ可ニ出席一事
（政事堂御布告留）

廢藩置縣の際、此幼生寮も廢休と成つた。學制發布後小學校設置せられし時、此寮生たりし者皆松平學校に入つたので、他所の小學校では、學制實施後六七年を經るも、未だ一人の下等教科此頃は小學教科を上等下等に分けた卒業者をも出さなかつたに拘らず、獨り上田松平學校には、明治七八年頃上等科生徒があり、九年の末には五十餘名を算し、管內各中學區の追隨を許さなかつた程であつた。隨て第一回小學全科卒業者を出したのは明治十年七月で、長野縣下の嚆矢であつた。此時の卒業者は、溝口鈔三郎、三刀谷扶綱、小林眞太郎、天野通玄の四名で（鄕土誌には七名とある）、當時は小學全科卒業の折には、縣より學務掛吏員が出張し、其他區長以下の區吏員校長等立會の上、試驗を爲し、其成績良好なる者には、賞品を授與して大に奬勵したものである。溝口、三刀谷は一等賞で地球儀一箇（亞鉛張ペンキ塗のもの）。小林は二等賞地球儀一箇（鐵骨布張りのもの）。天野は三等賞（地圖一軸）を賞與せられた。（鄕友會月報）當時此校の首席訓導は古松貞夫であつた。

第一回小學全科卒業者

文部視學の視察報告

明治七年文部省視學の、長野、新潟、新川等諸縣、學事視察報告書の中に、

該縣下（長野縣下）本校三百四十一、分校八十、向學の氣旺盛、六大學區中、他地方に比すれば遠く其右に出づ、然れども余の歷視する所の小學校中、稱讃すべきものは僅かに上田の松平、川中島の氷鉋二校に過ぎず。氷鉋生徒は皆農民の子弟、僅かに八十名にして、學步下等一二級に進むも、其試問を答辨し、能く其意義を辨析し、算に至ては、比例、分數、題に應して辨ずる流るゝ如し、而して該村不就學者數名あるも、疾病に非ざれば、則ち事故已むを得ざるに出で、不學の戶なしと謂ふも可なり。蓋し學區取締は該村の人、教員は其子にして、父子協力生徒を誘導する、子弟に於けるが如く、校勢

小學校中稱讃すべき者は上田の松平、川中島の氷鉋二校のみ

氷鉋學校

に任ずる私物を護するが如く、其能く進歩を賛成する亦宜ならずや。松平生徒凡五百名餘、進級上等八級に進むも皆尋常進歩、且多くは士族の子弟、頗る學問素あるを以てす、其謂無しとせず、不就學の徒に至ては、氷鉋と其趣を同うし、路傍遊戯の子弟無し。取締注意の厚きにあらざれば、安ぞ能く此に至らん。教員をして、意を授業に用ふる氷鉋の如くならしめば、其進歩を賛成する難からず、惜かな教員活潑の意なく、又誘導勸化の方に通ぜざるを。長野小學は上等に進歩し、稍々見るべしと雖も、生徒遊惰勤勉の意無し　其他小諸、岩村田、沿道諸小學、生徒多しと雖も、進歩の狀甚だ見るべき無し。

と云ふ一節がある、此頃の松平學校の有様を想像する一資料と爲すことが出來る。故に今此處に記したのである。

文部省一等奬勵品賞與

明治十三年三月小學模範教則の發布があり、當校は同第一及び第二教則に據て、教授したが、同十五年四月廢止となり、初等中等高等の三科とした。此年文部省に於て、國内小學校奬勵の爲めに、學事賞與例を制定し、成績優良なる學校、學力優等、品行善良の生徒を選んで、之を賞する事とした。

翌明治十六年當校は、小學高等科卒業者九名中等科卒業者男十五名女七名を出し、學事賞與例に據り十二月文部省より、一等奬勵品を賞與せられた、此一等賞と云ふは物理器械、庶物標本、圖引具各一組康熙字典玉篇物理書各一部であつた。此時長野縣下で成績優良校として受賞したのは、一等が二校、二等が五校、三等が十七校であつた。猶生徒中賞與を授けられた者は一等（物語一部）一人、二等（小學一部）二人あつた。

上田學校設置

上田學校

明治十九年四月、小學校令の發布に由り、松平學校、上田街學校、進新學校、常入學校、常盤城學校を合併して校名を又上田學校と改めた鄉土誌。此際馬場町、袋町、鷹匠町、常田町、厩裏町、海野町裏

新參町、木町馬場、丸堀、鎌原の十一ケ町舊藩士惣代者は、協議の上異論無く贊成し、松平學校の財産を左の如く處分するに決した。

一從前の校舍及敷地は、改正第一番學區本校に無料貸與之事

一松平校所有の書籍及器械器具は改正第一番學區學校の需要に供す

一松平忠禮殿より松平校に寄附の第十九銀行株券及廻金は別に保管人を定めて取扱ふ事（横關史料）

松平學校の解消と財産處分

序でに、上田舊藩共有學資金の事に就ては、上田舊藩共有學資金章程案の緒言に據て知る事を得るを以て、左に其を記して其由來を知るの資とする。

共有學資金

上田舊藩共有學資金は、明治六年舊藩主從五位松平忠禮公の恩賜金と、舊藩士の有志金とに成れり、蓋し公明治戊辰の役舊藩士の戰勞を追錄し、賞典祿を分ち二百五十石を以て舊藩子弟教育費に下賜せらる。當時學制頒布創始の際百般の需用是に乏れ因る。初め舊藩士の小學を開設するや、上田學校と稱せり、此に於て松平學校と改稱し、以て其恩惠を表す、當時賜ふ所は、年々金一千百餘圓の巨額たり、後明治九年政府華士族の祿制を改め、金祿公債證書となせり、其額七千五百四十一圓五十四錢四厘にして、其利子三百七十七圓〇七錢たり、又明治十年に至り、其額面を以て第十五國立銀行の抵當となし、其株券即ち四千百四十七圓八十四錢にして、其純益或は小差異ありと雖も、凡年々四百圓を下らず、豈無量の鴻惠にあらずや、但其成規あるを以て、仍ほ忠禮公の名義たり、然れども是亦別に契約書ありて之を證明せり、之れ即ち甲部學資の沿革にして、其乙部は恩賜金の剩餘と、舊藩有志金とに依れり、現今の貸附金是なり。今茲に明治十九年四月學區の變更に依り、松平校を改めて上田學校と稱し、其規劃を異にするに當り、從來戸長及學務委員に於て、管理せし所を改正し、乃別に擔當人を置き、該金を永遠に保存し、子弟の學資を補助せん爲めに章程を設く云々（師岡史料）

上田街學校

上田街學校

松平學校は、舊藩子弟のみが入て學ぶ所で、町分の子弟は入ることを許されなかつた。故に學制發布頃には町分の者は、別に上田鍛冶町なる本陽寺の一部を借り、之を假校舍として授業を開始した。左記は、明治六年上田町に於て、小學校を設置せんとする時、學校世話方を申付けられた人々の請書である。

今般小學校御取設ニ付、私共學校世話方被ニ仰付一候上は、學區取締、正副區長、村吏等申合、幼童子弟夫々入學爲レ致候義は勿論、有志之者協力、學資出金等行届候樣世話可レ致旨被ニ仰渡一奉レ畏候　以上

明治六年六月九日

上田町

伊藤甲造
土屋幸吉
小野澤宗兵衛
荒井治右衛門
沓掛定兵衛
岡崎嘉左衛門
田口磯右衛門
金澤九藏

小學校世話方

此學校世話方は、後の學務委員の如き役目を勤め、學區取締、區長等と相談して、兒童の入學、學資金募集等の事に盡力したのである。

上田町小學校の開校

六月十一日小學校設立に付、滿六歳より十三歳迄の者、組合限人數取調べ、來十五日迄に届出づべきを達した。此日恰も好し、文部少丞面潟氏通行、上田町に止宿したので、學校の事に付、聞糺して置き度所があり、當時上田町學校事務取扱人伊藤九右衛門は、其旅宿を訪ふて、種々承合、了解する處があつた。横關史料。十月二十二日愈小學校開校の運（はこび）と成り、總ての吏員は町用所（當時の町役場）を休で其式に參列した。

學校有志金の取集困難

此時學校教師としては、曲尾光龍が初て就任する事になつた。此頃學校有志金取集に就ては、學校世話方の人々は非常に苦心したもので、町々へ割當てた出會中出金不可能の旨を申出る町もあり、其説得にも中々骨が折れたのである、或る所の如きは、學校世話方並判頭の者が、區長に呼び出され、様々と説諭されたが不承服で、遂に苦情書を差出す事に成つた所もあつた(柳澤史料)。

小學校舍新築

明治十年頃に至り、假校舍が否便の點甚多い所から、小學校を新設してはと云ふ説を唱へる者も出るやうに成つた。恰も翌十一年には、天皇陛下北陸、東海御巡幸の事が有り、上田町は御宿泊地と定つたが、此時上田町本陣であつた柳澤氏宅は、明治二年騒動の際に燒失し、舊舘は藩主居住の奥殿は、此時既に取拂はれ、猶殘て居た、廣間大書院等は、損毀の場所が甚多く、大修理を施すでなければ、到底使用する事は不可能であると云ふ有様で、陛下の御宿泊所と爲すべき適當の場所が無かつた。此究餘の策は、此際大奮發を以て、新に小學校を新築し、其新築校舍を以て、行在所に宛て奉るが可いと云ふ議論が起り、衆議忽ち之に一決し、地を舊大手門内に相して、建築の設計をなし、大に工事を急ぎ、天皇陛下御宿泊行在所と爲すに就ては、來る七月二十八日迄に、落成確實を證すべきを問合はされた際、上棟は七月十五日に擧行し、總ての設備は、必ず御巡幸上田御着迄に、整備する旨返答して置いたので、之に違はない様にと、建築掛員は勿論、工事請負者に至るまで、精勵夜を日に繼ぎ從事した結果、工事起工後纔に三ケ月の短日月の間に、三階立、三階の上に眺望樓迄備つた、西洋風の大建築物が、立派に出來上り、北國往還中他に其比無し、と稱へられた校舍が、上田町に現出した。此は我國民の皇室に對する特殊な心情の顯はれと見るべきであつて、此心持の發露に依て、小國民教養の學校が、誰一人不平を唱へる者も無く、喜んで其負擔を甘受して、建築されたのである。此新築校の開校式は、十一月に擧行された。

三階建西洋風の建築

明治十年の學級數及生徒數

明治十年の統計に據ると、此校の學級數は十二、教員數は十三人、生徒數は三百五十九名、内男生二

百二十六名、女生一三三名。十四年には生徒總數三百四十六名、內男生百九十六名、女生百五十名である。

二等奬勵品下附

明治十六年十二月松平學校と共に文部省より推奬せられ二等賞を授與された。此二等賞は化學器械一組、理化小試器械一組、理化小試書一部、庶物標本一組。度量衡標本一組、地學用具一組、圖引其三組繪具二組、地理描圖法一部であつた。猶此頃、增田秀實、新田義德、栗山誠藏の諸氏相繼いで首席訓導を勤めた。鄉友會誌 鄉土誌

上田街學校上田學校の分教場となる

明治十九年四月、松平學校に上田街、常入、常盤城、進新の四校を併合し、上田學校と稱する事となり、上田街學校は上田分教場、進新學校は房山分教場、常盤城學校は常盤城分教場と稱して存置した。此時小學校教則が改正され初、中、高、三等の教科は、同二十年三月限り廢止となり、四月より尋常科高等科各四ヶ年のものと成つた。

尋常高等併置燒失

同二十一年一月四日、職工の不注意より、本校々舍一棟燒失の事があつた。

郡立高等小學校

此年四月、高等小學郡內一校制となり、小縣郡立高等小學校が、上田町舊館に新築されたので、上田學校高等科生徒は皆其處に轉じ、尋常科生徒のみとなつた。

上田尋常小學校

明治廿二年四月上田尋常小學校と改稱し、此時房山分教場は昨年廢止の儘とし、上田、常盤城の二分教場とした。

上田高等女學校の濫觴

此時本校舊松平學校には男生徒を收容し、上田分教場には、女生徒のみを收容することゝした。上田高等女學校の濫觴は此に在つたのである。そして常盤城分教場には、該區の男女生徒を收容した。同年五月に至り、校舍狹隘を告げしを以て、常入に分教場を置き、該區の男女生徒を收容した。

明治二十二年七月町村制實施の時、山口村は神科村に編入せられたので、上田町のみの學區と成つた。此時山口に在つた派立所は廢止された。依て校名を上田町尋常小學校と改めたが、十月に至り再び

上田尋常小學校と復稱した（上田鄉土史。町政沿革史）

明治二十三年四月、校舍狹隘の故を以て、鍛冶町本陽寺の堂舍を借りて分教場となし、尋常科生徒三組を收容した。此年初めて、人物學力共に優秀で、將來有望と認めた者に、當校制定の賞牌を授與した。

上田町尋常小學校當校制定の賞牌

明治二十四年九月本校々舍の改築に着手し、翌二十五年六月廿六日落成した。所要工費八千六百圓。此時所要の土地を買入れて、本校敷地を擴張した。校舍の新築の後、鍛冶町の分教場を廢止し、同時に常盤城、常入の二分教場には、一、二年生のみを置き、三年以上は、男は本校に、女子は上田分教場に收容した。後二十六年三月に常盤城、二十七年四月に常入の分教場を廢止した。

再建築落成

明治二十六年三月二十日天皇陛下の御眞影を、翌二十七年一月一日皇后陛下の御眞影を拜戴した。時の校長は古松貞夫及び高桑信吾であつた。

兩陛下御眞影拜戴

明治二十八年三月三十一日、一郡一校の高等小學校制廢止と成つたので、同年四月一日より再び高等科を併置する事に成り、校名を上田尋常高等小學校と改め、小縣高等小學校長たりし久米由太郎は校長と成つた。

郡立高等小學校廢止上田尋常高等小學校

明治二十九年四月、明治廿七、八年戰役の戰利品を、戰役紀念の爲め下附された。同年八月廿六日上田分教場一部增築竣工した。

戰利品下附

英語科、裁縫專修科の新設。

英語科裁縫專修科新設の建議

明治三十年五月十八日學務委員久米由太郎より上田町長淺野鈀次郎に宛て左の建議を提出した。

建議書

上田尋常高等小學校に於て本學期第二小期より文部省令第十一號小學校教則大綱及二十五年三月本縣令第廿八號小學校教則並每週教授時間第十五條及び本年三月中本學年度經費決議の趣旨に基き高等科

二學年以上に英語科を增置し每週左の教授時間を設け其筋の認可を得て該科の教授を實施せんとす

第一條

第一項　高等科二學年以上に外國語の中英語科を

第二項　英語科の教授時間は三學年四學年共に每週四時間とし現在の各學科教授時間外に增加すること

（說明）現在高等科三四學年の教授時間は每週三十時間として文部省令第十三號小學校の每週教授時間は二十四時以上三十六時以下とすとの條に依り四時間を增加して三十四時間となし其筋の認可を得んとするに在り

第二條

裁縫專修科の施設は本町の監督者卽ち町長助役の內一名學務委員若干名を縣內及び近傍各縣に於て現在施設の較完備せる各學校中、粗ぼ標準となすに足るべき學校を選び派遣參觀せしめて、其實境如何を視察せしめ、該視察研究の結果を調査して、然る後に其實施方法を評議確定する事となさんとす

英語科、裁縫專修科設置認可

此建議の結果、英語科は同年五月二十二日に裁縫專修科は同年九月十五日に町當局者より、其認可を縣に稟請し英語科は同年六月五日權藤縣知事の認可指令があり、裁縫專修科は同年九月廿一日認可があつて、玆に上田尋常高等小學校に英語科と裁縫專修科とが增加新設を見たのである。

英語課程表

此時定つた英語課程表は

第二學年二時間　第三學年四時間　第四學年四時間

讀方、譯解習字　第二學年に作文　第三學校に文法　を加ふ

會語、書取　を加ふ

教科書は

第二學年　第三學年　第四學年

ナショナルリーダー一卷　同上卷二　同上卷三

上田分教場燒失久米校長自決

同三十一年三月廿七日上田分教場の大部分燒失し、同月三十日校長久米由太郎責任を痛感して自決した。四月經費二萬六千七百圓を以て再建に着手し、翌三十二年十一月西洋風三階造一棟及和風瓦葺二階造一棟瓦葺平家造二棟の竣工を見た。

校舍敷地の寄附

明治三十一年に校舍敷地の寄附

上田分教場は明治三十一年燒失し、校舍新築の必要に迫られた際、此所の敷地建物は、「上田町にして法律命令により分合したる時は、該地所建物は原所有者に返還するものとす」と云ふ條件附で、四月二十日海野町、横町、原町、田町、柳町、鍛冶町、紺屋町より上田町に寄附された。卽ち左記の如し。

上田町上第五、三八五番字舊館

一宅地反別九畝四歩

同町上第五、三八七番字新參町

一宅地反別一反五歩七合六勺

同町上第五、三八八番甲字同所

一宅地反別四畝十九歩五合

同町上第五、三八八番乙字同所

一宅地反別三畝廿九歩

同町上第五、三八八番丙字同所

一宅地反別八畝八歩四合二勺

同町上第五、三八九番ロ號字同所

一宅地反別十一歩
　計反別三反六畝十七歩七合一勺
一建物　一棟　二階造瓦葺　建坪十七坪五合
一建物　一棟　平家造瓦葺　建坪十五坪
一厠　一棟　平家造瓦葺　建坪九坪　此は新築の都合上取潰した。

舊松平學校敷地建物の寄附

同年九月十五日、本校松平學校分敷地建物を、「上田町にして法律命令により分合したる時は、該地所建物は、原所有者へ返還するものとす」と云ふ附帶條件の下に、鷹匠町、上常田町、下常田町、甲裏町新參町、丸堀町、葭原町、木町、鎌原町、馬場町、袋町から上田町に寄附と成つた。即ち左記の如し。

上田町上第五、四二一番イ號字新參町
一宅地反別八反三歩四合四勺
同町上第五、四二一番ロ號字同所
一宅地反別一畝二十歩
　計反別八反一畝廿三歩四合四勺
一建物　一棟　平家造茅葺　建坪四十二坪
一同　一棟　同　建坪十九坪　此は三十四年三月取潰した。
一同　一棟　土藏瓦葺　建坪三坪二合

（町政沿革誌）

男女兩校並置

男女兩校並置制

明治三十二年三月三十一日、上田尋常高等小學校は解散となり、男女兩校並置に變更した。同年四月一日今迄の上田尋常高等小學校本校校舍には、男生徒を收容し、今迄の上田分教場を上田女子尋常高等小學校と

なし、此に女生徒を收容することにした。此男女兩校並置制は、大正八年四月一日廢止され、再び一校制と成つた。其間の女子校校長は左表の如し。

上田女子尋常高等小學校長

上田女子尋常高等小學校長氏名及在職表

氏名	族籍	就職年月日	退職年月日
下平末藏	長野縣平民	明治三十二年四月一日	明治四十一年四月十日
八木與一郎	同士族	同三十四年四月十日	同三十八年七月三十一日
鈴木志津衛	同	同三十八年七月三十一日	同四十四年四月〇
柳原靜江	同	同四十四年七月十五日	大正六年八月十八日
安川源司	長野縣平民	大正七年三月二十日	同八年四月一日

常盤城分教場

常盤城分教城は男女校併置の際にも、依然分教場として存續したが、日露戰役の際學校費節減の爲一時閉鎖し、明治三十九年四月再び開くことゝなつた。大正二年に至り常盤城區內石の街に校舍を新築した。今の西校部である。

上田尋常高等小學校

上田尋常高等小學校には、明治三十四年上田商工補習學校を附設し、同三十七年高等科一、二學年に手工を、三、四年に商業を、同三十九年に三、四年に農業を加へて教授することにした。

伊東、東鄕、上村三提督及乃木將軍の臨校あり

明治三十九年五月十一日、元帥伊東祐亨、海軍大將東鄕平八郎、同中將上村彥之丞の三將軍の臨校があり、同月十七日乃木希典將軍の臨校があつた。同四十年十月十六日當校に於て、小縣郡內教育品展覽會開催の砌、伏見宮貞愛親王殿下、御臨場の爲御來校あらせられた。

戊申詔書紀念林

戊申詔書紀念林　明治四十一年十月十三日、大詔煥發せられ、十一月二十一日を以て詔書寫の頒布を受けた。依て四十二年十一月二十九日、戊申詔書紀念林を設置した。

女教員採用

明治三十二年四月男女兩校に分れしも、女教員の採用は未だ無かつたが、明治四十二年四月、初めて職員中に女子を加ふることゝ成つた。

生徒の帽子及襟章の制定

生徒の帽子及襟章の制定　明治四十三年九月一日、兒童の帽子及襟の徽章を制定し、之を實施することゝした。

明治天皇御病氣御平癒祈願

明治天皇の御病氣御平癒祈願　明治四十五年七月二十九日、天皇陛下御病氣、御容體御危篤なる由が傳へられた。依て當校に於ては、全生徒を校庭に集め、御病氣御平癒祈願の式を行ひ、後職員は、生徒總代として高等科生全部を引率し、柳町なる大神宮に參拜して御平癒の祈願を籠め、又宮内省宛に、天機奉伺の電報を奉呈した。同月三十日、天皇陛下崩御の報に接し、直に全生徒を集めて其旨を諭し、歸宅謹愼せしめ、翌三十一日諒闇中の心得を諭し、後家に歸り謹愼せしめた。九月十三日御大葬當日は、校庭に於て遙拜式を擧行した。

御大葬當日の遙拜式

乃木將軍追弔式

乃木將軍追弔式　此年十二月二十一日、乃木大將の追弔式が、中學校々庭に於て擧行せられた。其時本校尋常科第五學年以上の兒童及び職員全部、之れに參列して弔意を表し、且當日は當校體操室に、故大將の遺物を陳列して故將軍來校當時を偲ぶことにした。

再び一校制となる

再び一校制となる　大正八年四月一校制を採用することゝなり、男子校と女子校とを合併し、町立上田尋常高等小學校と改稱した。

歷代校長名

歷代校長名　上田學校以來の歷代校長は左表の如し（市制施行後の分も便宜茲に載す）（女子小學校長前揭茲に省く）

校長氏名及在職表

就職年月日	退職年月日	職名	族籍	氏名
明治十九年四月九日		上田學校長	長野縣士族	古松貞夫

同	廿五年六月廿二日	明治廿六年九月休職同年十月廿二日死亡	上田尋常小學校長	同	同
同	廿六年十月廿一日	同　廿七年五月廿七日死亡	同	同	高桑信吾
同	廿七年十一月十三日			東京府士族	久米由太郎
同	廿八年三月廿一日	同　廿一年三月三十日死亡	上田尋常高等小學校長	同	同
同	廿一年六月三十日	同　廿二年六月廿日退職	同	東京府平民	松本　貢
同	廿二年六月廿日		同	長野縣平民	秋野太郎
同	廿四年四月一日	同　四十一年四月十日	上田男子尋常高等小學校長	同	同
同	四十二年四月十日		同	同	小林直次郎
大正八年四月一日			町立上田尋常高等小學校長	同	同
同	八年五月一日	同　九年五月廿八日	市立上田尋常高等小學校長	同	同
同	九年五月廿八日	同十三年五月廿九日	同	同縣士族	小早川　潔
同十三年六月十八日		昭和六年十二月廿三日	同	同	齋藤　節
同	七年三月廿一日	現在職	上田市立上田尋常高等小學校長	同	山崎彌生

學制發布當時に於ける房山、常入、常盤城の學校

進新學校

進新學校　明治六年十二月、房山村なる舊鄉藏を以て校舍となし、小學教育を開始し、校名を明倫學校と稱した。翌七年七月に至て進新學校と改稱した。明治十年には教場の數十四、生徒數三百九名、教員十七名。同十四年には生徒數三百六十八名と成つた。此頃相繼いで首席教員を勤めた人は日下部眞誠稻垣正義、新田義德、湯淺政教等の諸氏であつたと云ふ。

成明學校
常入學校

成明學校　常田村毘沙門堂を假校舍として、明治六年十二月成明學校と稱し、小學教育を創めた。九年六月常田、踏入二村合併して、常入村と稱するに及び、後に校名を常入學校と改めた。此頃學校名を其處の地名を以て稱したものも稀には有つたのであるが、維明とか、成明とか、進新とか、有新、求新旭新、又は濟美、修齊、彝倫、盡性等、各競て六ケ敷名を附ける事が流行して、兒童等は難解の校名を覺えることも、容易で無かつたと云ふ笑話もあつた程であつた、然るに後には追々地名を以て校名とする事に變つて來た。此常入學校などは其一例である。此校明治十年の在學生徒數は百七十一名、內男生八十八女生八十三、教場數六、教員六名。同十四年には生徒數二百二十七名、內男生百八人女生百十九人。河內山長善、栗山峻溪、小早川潔、里見純一等の諸氏相繼いで首席教員となつた。明治十九年四月上田學校成立の時合併せられ、此校は消解した。校舍は明治二十二年、上田尋常小學校の分教場となりしが、後廢閉と成つた。上田鄉土誌

成明學舍

其後明治二十八年三月、此學校跡を利用して、私立の成明學舍と云ふを創立した。舍主は理學士鮫島晉で、其當時の假規則は

第一條　當學舍は、尋常中學校の程度に准じ、數學及理化學を教授する處にして、尋常中學校、尋常師範學校又は實業學校に入らんと欲する者、或は准教員にして、正教員たらんと欲する者の豫習及此等の學校に在りて、修學中の復習、若くは尙高等の學校、海陸軍學校に入らんと欲する者の豫備其他特別研究者の志望に應じて、所定の教課を授くるを以て目的とす

第二條　數學を分ちて、算術、代數、幾何及び三角法の四科とし、理化學を分ちて物理及化學の二科とす

第三條　略

第四條　數學の中、算術は每日之を課し、他の諸分科は、每週三回乃至四回之を課す、理化學は各分

科を隔日に課す

第五條　一分科の毎日課業時間は、一時間乃至一時間半とす

開舍當時の生徒は學科別にては

數學一人、數學及理化學九、理化學三、別科七、合計三十七名で其內

上田町一八。村一三。他郡他縣六。

其後の成績に就ては資料を缺いて分らない。

惟明學校

惟明學校　鎌原村の小學校で、明治六年十一月、向源寺の堂舍を假用して、授業を開始した。然るに同九年、西脇、諏訪部、新町、鎌原、生塚の五ケ村合併して、常盤城村と稱するに及び、玆に常盤城學校と稱し、諏訪部の芳泉寺を假校舍とした。此時校舍新築の議決し、上須波地籍に地を相して、間口廿六間奥行四間の新校舍が、明治十二年十二月落成して、此處に引移つた。同十七年に至り、更に一棟を增築した。明治十年の生徒數は二百二十三名、內男生百三十二名、女生九十名、教員數八名であつた。此頃高瀨半九郎、山崎山人、齋藤音三郎、山崎里平、太田鶴雄、上野尙志、小島信教、湯淺政教、加舍恒四郎等の諸氏相踵いで首席教員を勤めた。上田鄉土誌

常盤城學校

幼稚園

梅花幼稚園

私立梅花幼稚園

明治三十三年十一月、長野市の幼稚園を視察した、上田メソヂスト教會に屬する人々が、感ずる所あつて計畫したのが創で、其頃は上田町連歌町內に小さな家を借り、教師は一週三度、長野町から上田に通つて來たのであつた。汚い疊の上で、何も彼も行つたもので、幼稚園とはほんの名ばかりで、二年程を過ごした。明治三十五年に至り、漸く町の教育の一機關として、認められるやうに成り、四百十五坪程の地所を丸堀に買ひ求めて、園舍の建築が出來上り、假屋から此に移轉した。梅花幼稚園の名は此時に

附けたのである。同三十八年上田町に、幼稚園保姆傳習所が置かれた時分には、此梅花幼稚園を其實習所とした。創設の頃は、幼稚園に就ての理解ある人が尠なかつたので、保育の仕事も中々困難であつたが、追々に事業の性質方法等が、世人に理解さるゝやうになり、園運も榮え來て、常田に支部を設置するやうに成つた。

常田幼稚園

常田幼稚園　明治四十年十月、上田町常入の民屋を借りて創めたのである。場所柄が、農業に從ふ者が多い爲めに、始の内は托兒所といふ狀態であつた。間もなく、土地有志者の好意で夜學用の建物を貸與され、運動場も設けられるに至り、園兒は幸福となつた。其後園兒の數も、追々增加し來たので、永久的で幼稚園としての設備の出來る建物の必要に迫られ、此事業に理解ある人々の助成に依り、新しく園舍を建築した。之が現在の建物である。初の程は一托兒所に過ぎなかつたのが、後には家庭と協力して、兒女幼兒の體育、智育、社交、情操の諸方面の訓練を爲す一つの教育的機關と成つた。昭和七年には、保育室二ケ所の增築があり、事業は年と共に盛となる狀況である。此常田幼稚園が、此の如く發達するに至つたのは、常田區小島大治郎氏の助成の力が多きに居ると傳へられる。

小島大治郎氏の助成

右の二ケ所の幼稚園は、英領カナダメソヂスト宣教師園の、私立經營に係るものである。

第二節　中等教育

長野師範上田支校

(一)長野師範上田支校

明治五年學制發布後、各地に小學校の開設せらるゝもの多く、其教職に當る人を得ることは、容易の事で無かつた。故に長野縣に於ては、翌六年八月長野に師範講習所を開設し、受講濟の者には、教員の資格を與へる事とし、其講習期間は六ケ月とした。然し此の如きは、全く一時間に合はせの教員を作るのみで、相當の學力修養ある教員を養成するは不可能である。故に同七年には、此講習所を師範學校と改

師範講習所

師範學校

め、新に校長を招聘して、本格的に教員養成を圖ることゝ成つた。けれども、各地の學校教員不足の際一ケ所の師範校のみにては到底其需要に應ずるだけの卒業者を出す事は困難であつた。依て縣は同八年に、當時の縣内中學區本部毎に、師範の支校を設置し、其各校に五十名宛の生徒を收容して、教員を養成する事とした。而して其學期は、一期を六ケ月とし、四學期卽二ケ年を以て、卒業と定めたが、一期以上の修學課程を了つた者には、一時教員の資格を與へて、教員缺乏應急の手段とした。此時師範支校を設置したのは、岩村田、上田、長野、飯山の四中學區本部であつた。然るに翌九年、筑摩縣を長野縣に合併した時に、長野なる師範校を本校とし、松本なる師範校を其支校とした。又之と同時に、先に長野縣内に置かれた師範支校を改めて師範學科豫科學校と云ふ名に改めた。其當時は、文部省の補助金があり、其れと授業料との二つで、經營維持が出來たのであつたが、同十年には補助金廢止となり、經營困難の爲めに、遂に閉校の止むなきに至つた。上田の支校は舊館内に置かれた。

師範學校支校及其修業期間

師範豫科學校

中學校

(ニ)中學校

長野縣師範學科豫科學校が閉校と成つたのは、此頃漸く其數を增加して來た、小學全科卒業者が、猶進で入るべき學校が無くなつた事で、上田地方の爲めには、相當重大視すべき問題であつた。故に中學校設立の事に就て、有志者の間に相談も有つた。けれども學制に據る普通の中學校は、其經費や、教員に其人を得る事困難と云ふ事情があつて、見込が立たなかつた。其所で學制中に「當今中學の書器未備はらず、此際在來の書に依り之を教うるもの或は學業の順序を踏まずして、洋語を教え、又は醫術を教ゆるもの、通じて變則中學と稱すべし」と云ふ特別扱の變則中學なるものを、設置し得るの條項に據て、差當り變則中學を設け置き、然る後、漸次完備せる中學と爲すこと然るべしとの議に一決し、明治十一年六月に、變則中學校を設ける事とした。其時の校舍は、鍛冶町の月窓寺の一部を借りて之に當て、校長は安原巽を以て之に任じた。約一年で、校舍を舊館の藩廳趾に移し、同時に町村聯合會の管轄と成つ

變則中學

た。此頃の生徒數は、四、五十名に過ぎなかつたので、學校存廢の問題なども起つたが、明治十四年六月郡立小縣中學校と成り、正木直太郎新に校長の任に就いた。生徒數は十五年十二月調にては、六十四名在つた。同十七年七月長野縣中學上田支校と變り、其當時は教員九名生徒百三十四名卒業者四名と云ふ程度に進んだ。同十九年九月、長野縣尋常中學校を松本に置くに當り、其れに併合されて了つた。然るに二十六年四月に至り、再び其支校を置くことゝなり上田尋常小學校の常盤城分教場を以て其校舍とした。其後郡立小縣高等小學校廢止となりしかば、舊館内なる該校舍を以て、中學支校々舍に當てる事となり、二十八年四月に此處に移轉した。

明治三十二年四月、長野縣尋常中學校を長野縣松本中學校と稱し、長野にも長野縣長野中學校を置くに及び、上田支校は長野中學校の支校と變つた。此時代には、中學修業年限五ケ年なるに、此支校には三年迄のみ置いて、四、五學年生は皆本校に赴いて修めなければ成らなかつた。故に修學生徒は、不便と不經濟との二點に苦しめられたのであるが、翌三十三年四月一日獨立して、長野縣上田中學校と成り曩日の四、五年生徒の學修不便は除かれるやうに成つた。此時校舍改築の事に着手し、今迄の假校舍たりし上田舊館は、漸次取除かれ、之に代て新設計の校舍が建築さるゝに至り、全く面目を一新するに至つた。舊藩時代の遺蹟として今猶存して居るの

長野縣立上田中學校舍新築舊館の遺蹟の猶纔かに存するを者



上田中學校表門

は舊土倉一宇と表門と其兩側なる土居塀及濠の一部のみである。

西郭運動場と成る

屋外運動場は、西の一郭に設くる事と成り、此時迄此處に築山庭園茶亭などが昔の面影を存せしもの皆取除かれ、地は夷らげられ了り、館周圍の濠の一部も亦埋められて了つた。此校舍全部の完成竣工は、三十六年六月である。

野澤支校

明治三十四年四月、南佐久郡野澤町に、支校を置くことゝなり、小學校の一部を假校舍として、授業を開始したが、三十七年四月には、獨立長野縣野澤中學校と成つた。

歷代校長

初代校長宮本右次在任尤も長く十數年に及びしが、病の爲め其職を退き、後小松武平、山本義一、妹尾盛親、佐々木兵四郎、春日賢一等相襲いで校長たりしが、佐々木氏の五年の外は何れも二年或は三年に過ぎなかつた。現在は土屋彌太郎氏其職に在る。

生徒數

生徒數は、明治三十三年より大正九年に至るまでは、第一學年募集人員百五十名、三學級なりしが、大正十年度より、募集生徒二百名四學級と成り、昭和四年度には、一學年募集生徒二百五十人五學級と成り、生徒定員は千二百五十人と成つて大に增加した、依て從前の寄宿舍を改造して教室となし、之れに相應する設備を成した。

寄宿舍の改造

又昭和七年度には、一學年募集人員五十名を減じたので、二百人四學級となり、大正の末昭和の初頃の生徒定員と同じと成つた。

曾て小縣郡立高等小學校として建築され、後には長野中學上田支校々舍の教室として、重要な役目を勤めた思出多い南方二階造の建物は、昭和十一年二月全く取り去られて其影を失ふに至つた。

明治三十五年三月に第一回の卒業生を出してより昭和十年度までの卒業者及年次は左表の如である。

卒業生總人員

回數	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	一〇回	一一回	一二回	一三回	一四回	一五回	一六回	一七回	一八回	一九回	二〇回	二一回	二二回	二三回	計
人員	四三人	四三人	五九人	七〇人	七三人	六七人	五九人	七一人	七五人	六六人	五九人	七五人	八人	八三人	八五人	八七人	一〇四人	一一〇人	八五人	九七人	九七人	九一人	三〇人	三八六六人

㈢小縣蠶業學校

明治二十五年小縣郡會は、本郡が養蠶業夙に發達し、蠶種生絲の製造も多額に上るに鑑み、蠶業に關する學理を學び、實習を修むる爲めに、學校を設立して、益斯業の發展を圖らんとし、上田町丸堀に小縣蠶業學校を置くに決した。校名は小縣蠶業學校と稱し、四月三日三吉米熊校長に任ぜられた。學科は本科と別科とに分ち、別科は速成を旨とし、主として實習を修めしめ、修業年限を一ケ年とした。明治二十六年に小縣郡會は建議して翌二十七年より縣費の補助を得たが、此年同郡會は、教育費國庫補助法に依て、此校に國庫補助を與へられん事を、文部大臣に申請して、翌廿八年度より國庫の補助を受くるに至つた。此年丸堀の校舍より、舊館内に移り、同三十二年には地を常入區權現坂上に相し、此處に新校舍を新築、三十三年一月十日竣工し、舊館より移轉した。此年蠶業の外に農業を加へ、甲種程度（高等小學卒業以上の者を入學せしめ修業三ケ年）の學校と爲すに決し、其筋の認可を得て小縣甲種蠶業學校と改稱した。此時、小縣郡會は翌三十四年度より、小縣郡立なる蠶業學校を縣立に引直すに於ては、現在の敷地校舍校具等一切、及

增加敷地一千坪と金二千五百圓を寄附せん事を縣に申出で、三十四年に縣立に引直さるゝ事と成つた。同三十五年四月には、農業補習學校教員養成の目的を以て、農業補習學校教員講習規程を設けて、其事に從ひしが、同三十八年三月に至て之を廢止した。

其後學校名は、明治四十四年十一月文部省告示第二五一號に依り、長野縣立小縣蠶業學校と改め、大正十一年四月長野縣小縣蠶業學校と改めた。



小縣蠶業學校正面

先に本科別科の二種に分ちしが、大正十年九月、別科を專修科と改稱し、翌十一年入學資格及修業年限を變更し、本科第一部（昭和六年第一種と改稱）第二部（同上年第二種と改稱）を置いた。本科第一部は、尋常小學校卒業程度以上の者を入學せしめ、修業年限は五ケ年。本科第二部は、入學資格を高等小學校卒業程度以上とし、修業年限を三ケ年とした。校舍は常入權現坂上より、大字常入字年々田に新築せし校舍に、大正十二年十月一日に引移つた。

校長は、明治二十五年創立當初より、昭和二年九月に至るまで、三吉米熊之れに任じ、此校の發達改善に、其功績甚だ大なるものがあつた。其歿後暫らく缺員であつたが、昭和四年一月、清水洌校長に任ぜられ、同十年十一月に及んだ。十二月今村省三其職に任ぜられ今日に及で居る。

此學校の創立に就ては、夙に時勢の進運を視て、蠶業も舊套を脫して學術的研究に據らざるべからざるを思ひ、蠶業學校の設立を企圖し大に盡力したのは時の小縣郡長中島精一であつた。此は此校創立二十五年祝賀式の擧行された大正五年四月、其祝賀式場に於て當校卒業生同窓長より贈つた、感謝狀に據て徵することが出來る。

感　謝　狀

母校小縣蠶業學校創設に際し、先見の明を以て首として其衝に當り、畫策經營一々肯綮に中り、確實な

る基礎を築きしもの實に時の郡長中島精一氏とす、古來創立は甚だ難しと稱す、然るに氏の鐵心石腸克く萬難を排して其難をなし母校今日あるの盛運を開拓せり、嗚呼氏の功績は母校と永久に傳ふべきなり、今や國家經濟の一要素たる蠶業に關する母校々運を開かれし氏に對し感謝措く能はず、茲に二十五年祝賀式を行ふに方り謹で氏の功績を感謝し、別紙目錄の紀念品を贈呈し以て永く紀念の意を表せんとす

此と同時に創立委員として盡力した百瀨兵太郎も亦感謝狀と紀念品とを贈られた。

小縣郡立高等女學校

㈣上田高等女學校

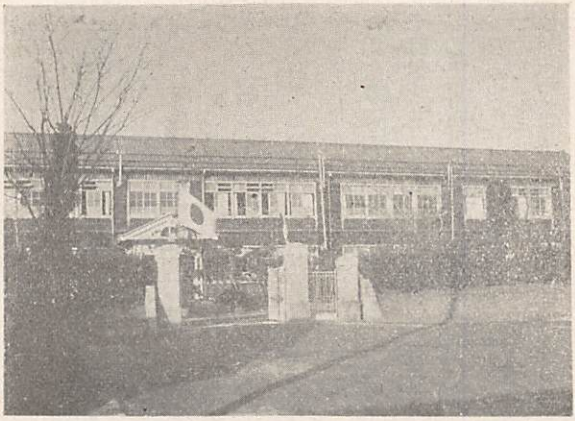
始は小縣郡立高等女學校と稱し、郡の經費を以て、明治三十四年四月十日、上田女子尋常高等小學校の一部を假校舍に宛てゝ開校した。本科と技藝科とを置き、其修業年限は四ケ年で、二ケ年の補習科を置いた。生徒の定員は六百名で、內本科補習科合て四百名、技藝專修科補習科合せて二百名とした。校舍は後新參町丸堀舊御作事趾に新築し、七月廿日竣工して引移つた（今の小學校本校）明治四十二年四月一日、郡立は變じて縣立となり、長野縣上田高等女學校と稱した。

明治四十四年四月には、學級數本科九、補習科二、技藝專修科二、合計十三學級であつた。翌四十五年には、技藝專修科を廢止した。

大正五年七月二十一日、此校の位置を、上田町鍛冶町裏に移すことに決し、八月一日移轉した。此校舍は、元上田高等女學校として建築されたのではなく、長野縣の女子師範學校々舍として建てられたのであつたのである。明治四十二年の縣會に於て、縣の師範三校の提案は否決され、遂に原案執行となり、男子師範學校は、長野、松本に各一校を、女子師範學校は上田に設置することゝなり、其後校舍の位置は上田町鍛冶町裏と決定した。此際上田町では、女子師範學校設置に就て、大奮發を爲し、其敷地の全部は勿論、其地ならし工事費をも縣に寄附することゝした。

かくて建築工事は明治四十三年十二月着手され、翌四十四年度には正面校舍、小使室、宿直宿、寄宿舍

二棟が竣工し、同四十五年に至り、體操室、特別教室、寄宿舍、食堂、賄所、浴室、盥漱所、校門等の諸工事大に進陟し、更に引繼き、講堂、音樂室等の建築に遷らんとした。偶々此時、地方經費節約に就て其筋の內訓もあり、地方長官の交迭と共に縣の方針も亦一變し、男子二師範學校の計畫は中止と成り了り、折角此處まで工程の進んだ校舍は、未成の部は其儘に、竣工した部は使用されず、其成行を待つと云ふ有樣に成つた。然るに、縣に於ては、方針變更より不用に歸した既建築校舍を取り崩して長野に運び去る事とした。是に於て、女子師範學校設置に多大な希望をもち、大きな犧牲を拂つた上田町民は、縣の處置に失望すると同時に、非常に憤慨し、校舍取崩、持運と云ふ如き、事の無きやう大に運動を爲した。其結果、此新築校舍は、上田高等女學校々舍として、使用するに決し、丸堀なる高等女學校々舍は上田町小學校として使用することに成つた。



上田高等女學校正面

大正十三年四月より、主として裁縫家事を教授する、修業年限三ヶ年の專攻科を增置することゝなり、昭和三年に至り、昭和五年三月の卒業者よりは、裁縫科中等教員無試驗檢定取扱の件が許可さるゝことに成つた。

專攻科設置

昭和十年九月現在の生徒通學寄宿等の狀況及生徒家庭の職業別は左表の如くである。

通學狀況

通學寄宿狀況

	本一	本二	本三	本四	專一	專二	專三	計
自宅ヨリ通學（徒歩	九〇	八五	七一	七七	一〇	一三	一〇	三五五
汽車、電車	七一	六九	九一	五五	六	五	六	三三三
親戚知己ヨリ通學	三	四	三	八	一	—	—	一九
寄宿舍	二	五	—	一	五	四	六	二三
校外自炊	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一六六	一六三	一六五	一四一	三三	三一	三三	七三〇

生徒家庭職業別

生徒家庭職業別表

	本一	本二	本三	本四	專一	專二	專三	計
農業	五六	七〇	五六	四三	三	三	三	二六三
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—
工業	七	三	三	四	—	—	—	一七
商業	四三	五六	三一	三一	八	二	五	一五六
交通業	—	—	—	—	—	—	—	—
公務自由業	四七	四一	五六	三七	九	一四	一三	二一七
其他有業者	二	六	一三	一九	—	—	—	四〇
家事使用人	—	—	—	—	—	—	—	—
無職	九	七	六	八	三	三	一	三七
合計	一六六	一六三	一六五	一四一	三三	三一	三三	七三〇

生徒出身各市町村別に見ると、上田市の百九十五名が勿論多數であるが、他の町村に於ては、鹽尻村の三十二名が尤も多く、神科村の二十五名之れにつぎ、和村の二十三名、丸子町中鹽田村の各二十二名、神川村の二十名、縣村浦里村の各十九名之れに亞いで居る、又出身生徒數の勘きは、長久保新町の一名

も無いのと、大門村の一名、宝賀別所の二村各二名、と云ふ状況である。以上昭和十年九月現在の統計に據つたものである。

歴代校長名

郡立當時

氏名		就職年月	在職年月
下平末藏		明治三十四年四月	五年七ヶ月
三浦直		明治三十九年十月	一年六ヶ月
武井一郎	事務取扱	明治四十一年三月	二ヶ月間
八木與一郎		明治四十一年四月	二年

縣立當時

八木與一郎		明治四十二年四月	十二年三ヶ月
鳥羽耕治		大正十年七月	二年九ヶ月
樋口長衛		大正十三年三月	一年四ヶ月
和田乙治		大正十四年六月	三年十ヶ月
渡邊表		昭和四年三月	三年
潮田正次		昭和七年三月	現任

私立學校

上田大原簿記學校

明治三十九年、東京簿記精修學館上田分館として、西澤正太郎の設立したのが創で、簿記會計學等を教授して、會計の事務に適する者を養成するを目的とした學校である。大正二年、東京の本校が、大原

簿記學校と改稱したので、大原簿記學校上田分校と改めた。後又上田大原簿記學校と稱した。歐洲大亂の後には、此校に入學を希望する者が急激に增加し、爲めに校舍狹隘を告ぐるに至つたので、校友會は校舍新築の議を評決し、同時に地方有力者は、此校の成績顯著で、有用の材を出すを知る者、亦大に之を贊し協力する所があつて、地を市の東部材木町に相し、建築費二萬五千餘圓を投じて、最秀セセッション式二階建、人員五百名を收容し得る處の校舍を新築し、大正十一年十二月此處に移轉した。

校舍の新築

必須科目

此校の教授科目は

一商業簿記科二農業簿記科三銀行簿記科を必修科目とし、此他官用工業家計釀造カード式英文の簿記科は希望に依り、內一科若くは二、三科を選修する事が出來る。然し商業簿記科以外の各科を修めんとする者は、商業簿記卒業の上ならでは許されない。

本科及別科

男子部と女子部とに分れて居り、科は本科と別科とに分ち、本科には晝間部と夜間部とがあり、晝間部は午前午後に亘り、六時間教授し、夜間部は三時間の教授で、商家の店員等の、晝間登校の暇無き者の學習に便するために設けたのである。昭和七年よりは、日常必須を感じ、別科として珠算科を增設した。

珠算科

入學者の資格

入學者の資格は、高等小學校卒業以上、の程度の學力ある者は、年齡に制限なく、隨時無試驗詮衡の上入學を許可するが、尋常小學卒業者と雖も、詮衡の上入學を許すこともある。此學校の卒業者は、昭和十年迄に、三千二百七十三名を出して居るが、此等卒業者は、銀行に、會社に、商店に、各方面に働いて居るが、多くは實務的の手腕を認められて居ると云ふことである。

卒業者の勤め先

校長は創立當時より西澤正太郎之れに當て居る。

第三節　高等專門教育

上田蠶絲專門學校

上田蠶絲專門學校（國立）

明治四十年、時の文部大臣牧野伸顯は、我國産品中、尤も重要な位置を占め、國富に大關係を有する蠶絲の事に、深く意を留め、之に關する高等なる學理の研究と、必要な技術の實習とに依て優秀なる蠶絲業者を養成し、以て大に蠶絲業の發達發展を圖らんと欲し、高等專門の斯業學校設立の議を決し、案を第二十四帝國議會に提出し、其協賛を得、翌年八月針塚長太郎朝比奈晃十、佐々木忠次郎、吉武榮之進、本多岩次郎の五氏を、其校創立委員に命じ、學科及建築方針等を協議せしめ、翌四十二年學校設立地を選定せしめた。此設立地希望は、諸方に之れありしも、早く既に養蠶製絲の業に於ては他地方に一頭地を抜き、大に發達せる、長野縣小縣郡地方の中心上田町こそ、然るべき地なりとの考は、誰人も有つて居つた所であり、當局の意見も亦之に一致したるを以て、上田町地域内に於て、好適なる地を相し、遂に町の東方常入區内字堀内を選定して、此處に建設することゝ成つた。此堀内あたりの地域は、上代信濃國衙所在地なるべしと推測さるゝ貴き緣由ある所であるので、我邦で創めて、國産第一の蠶絲に關する、大切な學校を設置するには、此上なく相應しい場所で、其成績の顯著なるものあるべきを、豫め祝福する



寫眞説明（正門本館を寫す）
向て左方土壇の上に茂れるは、今上皇太子殿下に在します御時御來田、此校に臨まれ給ひし御砌、紀念として御栽え遊ばされし「ヒマラヤ・シーダー」の銅像は針塚校長の像にして、右方の手前にある太き欅の樹は、此校開始當時針塚氏近郊の歸途、欅の實の生の少きをポケツト内に入れて持ち來りしを植えたるが、現時は一抱えの以上の大木となれるもの

校舍建築地の選定

が加く想はしめるのであつた。

建築工事の着手
校名定まる
針塚長太郎校長
に任ぜらる
蠶科製絲の三科

四十二年九月創立費三十五萬圓を以て、工事に着手し、翌四十三年三月上田蠶絲專門學校の名稱を以て設置の事を公布せられ、同年八月、文部省視學官針塚長太郎、學校長に任命せられ、同四十四年三月、始て生徒を募集して、第一回入學試驗を執行し、養蠶科四十九名、製絲科四十五名の學生を收容した。かくて修業年限三年の後、大正三年三月に至り、第一回卒業生、養蠶科四十五名、製絲科四十名を出した。

教授學科の增加
絹絲紡績科の設置

教授學科は、大正八年迄は、養蠶製絲の二科なりしが、大正八年五月より、新に絹絲紡績の一科を增設した（昭和九年に絹紡織科と改めた）。此くして、栽桑、製種、育蠶製絲、絹絲紡績、織染及び人造絹絲、其他各種纖維に關する系統的設備が、此一校に於て一貫して、學生を敎養することが出來るやうに成つた。

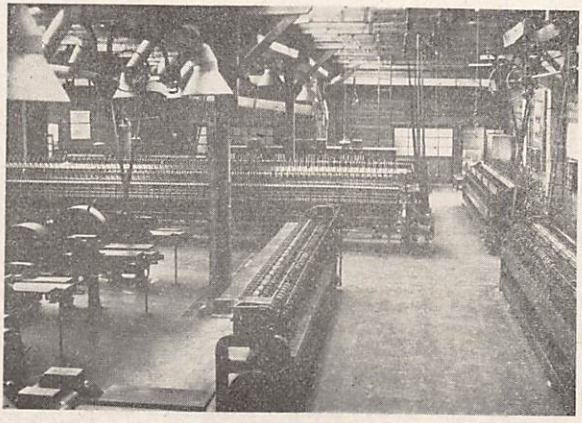
此絹紡織科設置のことは、蠶絲專門學校と稱する以上、養蠶、製絲、絹紡織の總てを含む研究實驗を爲すのが、其理想であつたのである。此科が立派な一敎科と成るまでには、涙ぐましい苦心と努力とがあり、此校史としては特筆すべきものであらう。

養蠶製絲の二科は授業が旣に始まり、絹絲紡績の方も、其機械は外國に注文して、迫々納入となる事に成つた。けれども此事業に就て、經驗ある擔任技術者を得ることは、當時至難の事であつた。此頃絹絲紡績の事業は、我邦では鐘紡と富士紡との二會社が獨占し、加之兩社共に、工場を外界に對し堅く閉して、苟も窺ふことを許さないといふ狀態であつた。故に外界人が、此事業に就て、實地の知識を得るのは極めて困難であつたのである。依て新に東京高等工業學校敎員養成所を卒業し、此校の助敎授となつた一人平本氏は、鐘紡工場の知人の紹介に由て、平職工となり採用され、傳動軸の油差し工を勤め、學生の實習に爲る仕事に從つて約一年の間、並々ならぬ苦勞をして窃かに工場實務の知識を得て歸つたことがあり、又此校々長よりたつてと賴まれて、絹絲紡績の擔任者と成つた一敎授戸倉氏の如きも、折角恩師

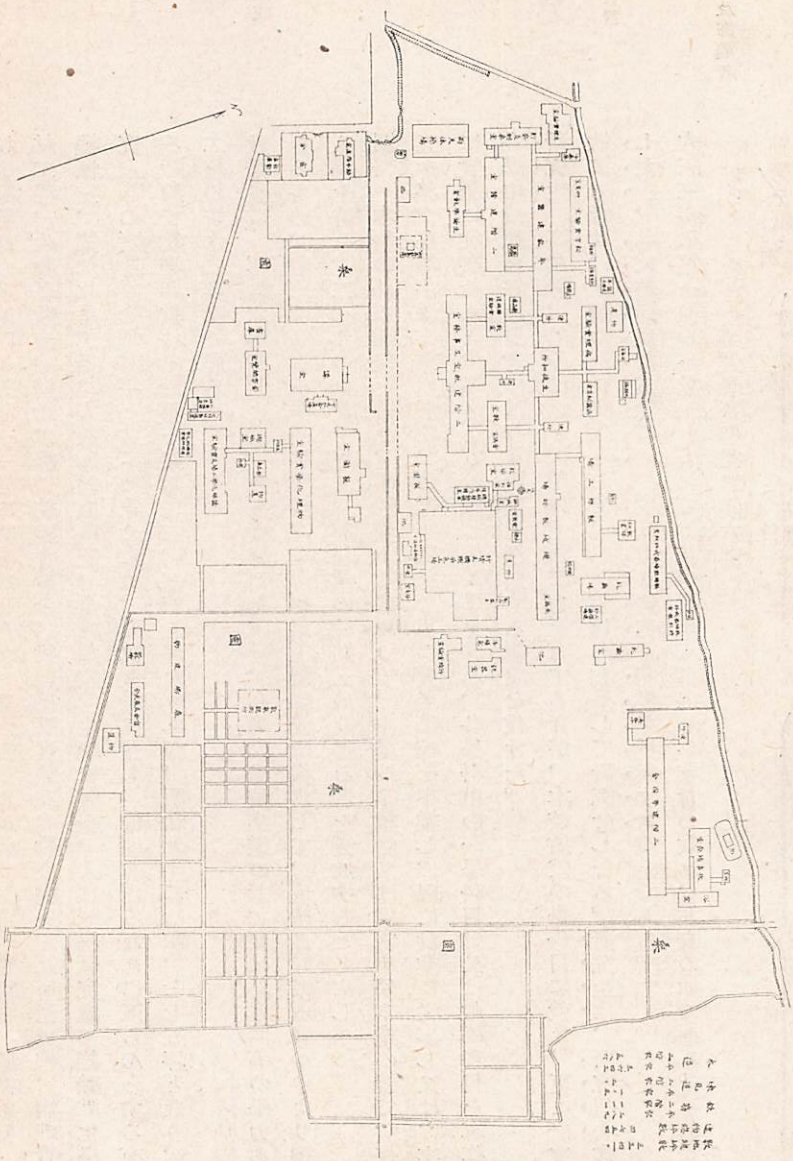
の紹介を得て富士紡の技師長たる先輩に、工場視察を依頼して、すげなく峻拒された事もあり、後に鐘紡工場に、文部大臣と學校長との依頼狀及本人より鉛筆、尺度、手帳、圖書等を携帶すること、及び工場内に於て此種の物は絶對に使用せざること、工場長、工務主任以外の者とは談話を交へざること、工場秘密に關する事は、他日學生になりとも他言せざること等を嚴守する旨の誓約書を出して、漸く一ケ月間工場視察を許可されて、大に得る所あつて歸校した事があつたといふ。かくして此等の人々が、苦心計畫の下に、漸く紡績絹絲が製出されるやうに成り、世人を驚嘆せしめたのである。今日に於ては此校の絹紡織科に入る者は、容易に此事業に關する知識と實驗とを會得することが出來るのは、至幸と謂ふべきである。

此校に於ては、學理の教授研究を第一とするのは勿論であるが、又學理を實地に應用し、理解を確實にし、同時に趣味を喚起せしむることに注意し、校内に於ける實習實驗を重ずる外、創立以來、毎年學生を有名なる養蠶家製絲工場、蠶業試驗場、紡績工場等に派遣し、校外實習を爲さしめ、卒業後此等の場所に勤務し或は經營するに當り、能く其任に堪へ得らるゝ素地を會得せしむることにまで、注意を拂つて居る。故に此校外實習に派遣するに當ては、充分其事業に注意し、實務に當ては勤勞を厭ふことなく從事すべき旨を懇々說諭して差し遣はすのである。

校外實習



絹絲紡績工場



校舍建物は、明治四十五年十一月に略完成したが、猶大正二年以後、飼育、實驗室、顯微鏡室、第二製絲工場、生物學教室、紡績工場、紡織實驗室、物理化學實驗室、物理教室、瓦斯消毒室、病理實驗室、機械室、蠶絲化學工場、人造絹絲製造室、煮乾繭室、生理實驗室、人造絹絲研究室、絹繊維化學處分研究室等の諸建築物が、年と共に增設せられ、研究實驗に關し、備はらざるなきに至らんとする有樣である。隨て建築坪數は明治四十五年に二、三四五坪なりしが、昭和九年には四、七七五坪となり、殆んど二倍の廣さに及んで居る。

教婦養成　昭和六年四月より、教婦養成科を設け、高等女學校卒業の者、又は之と同等の學力ありと認むるもの、若くは高等小學科卒業後、一ケ年以上製絲業に從事して、成績良好なる者の中より選拔して入學を許し、二ケ年の修業を以て、製絲業の教婦と成り得る者を養成することにした。

別科　本科の外に別科を置き、年齡滿十七歲以上で、中學校卒業者又は尋常小學卒業の者で、修業年限五ケ年、高等小學卒業の者で、修業年限三ケ年の實業學校を卒業し、現に實業に從事し又は、卒業後直に實業に從事せんとする者より詮議の上入學を許し、各學科中の一學科目、又は數學科目を專修させて在學中成績良好なる者には修業證書を授與する規定を設けた。

研究生　研究生　卒業者、若くは之と同等以上の學力を有する者が、本校所定の學科目に就き、更に研究せんと欲する者は、詮議の上研究生として、二ケ年以內在學して研究せしむる。研究生は、研究報告書を考査した上、其成績佳良なる者には、校長より研究證明書を授與する規定である。

大正三年に第一回の卒業生を出してより、昭和八年迄の卒業者の數は、左表の如である。

卒業者及修業者

卒業者及修業者年次別

年次＼科別	本科				選科				教婦養成科
	養蠶科	製絲科	絹紡織科	計	養蠶科	製絲科	絹紡織科	計	
大正三年	一	一		二					
大正四年	一	一		二					
大正五年	一	一		二					
大正六年	一	一		二					
大正七年	一	一		二					
大正八年	一	一		二					
大正九年	一	一		二					
大正十年	一	一		二					
大正十一年	一	一		二					
大正十二年	一	一		二					
大正十三年	一	一		二					
大正十四年	一	一		二					
大正十五年	一	一		二					
昭和元年	一	一		二					
昭和二年	一	一		二					
昭和三年	一	一		二					
昭和四年	一	一		二					
昭和五年	一	一		二					
昭和六年	一	一		二					
昭和七年	一	一		二					
昭和八年	一	一		二					
計	二〇	二〇		四〇					

卒業者及修業者職業別

卒業者及修業者職業別

	科	養蠶科	製絲科	絹紡織科	教婦養成科	合計
就職所						
官廳	大正三年	四五	四〇	—	—	八五
	同四年	三三	三一	—	—	六四
	同五年	二八	二三	—	—	五一
	同六年	二二	三三	—	—	五三
	同七年	二八	一六	—	—	四四
	同八年	二九	一九	—	—	四八
	同九年	二六	二六	—	—	五四
	同十年	一八	二六	—	—	四六
	同十一年	三〇	一八	—	七	五五
	同十二年	一七	一三	—	一五	五四
	同十三年	一三	一四	—	七	三三
	同十四年	一八	三〇	—	一三	六〇
	同十五年	二六	三〇	—	一三	六九
	昭和二年	二一	二四	—	一二	五六
	同三年	二五	一九	—	一五	五九
	同四年	二六	二二	—	一五	六五
	同五年	二六	二九	—	一一	八八
	同六年	三〇	三一	—	一三	七三
	同七年	三五	三七	—	一三	八四
	同八年	三四	三四	—	一五	八三

	科	養蠶科	製絲科	絹紡織科	教婦養成科	合計
就職所						
學校	大正三年	一八一	三	九	二	二三四
	同四年	二	—	—	—	二
	同五年	一	—	—	—	一
	同六年	一	—	—	—	一
	同七年	一七	—	—	—	一七
	同八年	三	—	—	—	三
	同九年	三	—	—	—	三
	同十年	二	三	—	—	五
	同十一年	一五	三	—	—	一八
	同十二年	一六	三	—	—	一九
	同十三年	一	—	—	—	一
	同十四年	三	—	—	—	三
	同十五年	四	—	—	—	四
	同十六年	二	—	—	—	二
	同十七年	一	—	—	—	一
	同十八年	二	—	—	—	二

此等の卒業者が、社會に出で、如何はる方面に就職活躍して居るか、今左に職業別の表を掲ぐる事とする。

| | | |

第六章　商工會議所

第一節　沿革

上田商工會

上田町の商工業者は相謀つて、明治二十一年五月二十二日長野縣知事の認可の下に、上田商工會と稱する私設の團體を設立して、商工業に關して利害得失を研究したり、又諸方面の諸問機關ともなり、公益を增進せんことを圖つた。爾來時々集會して、商工業上の諸問題に就て討議研究を重ね、本町の商工業發展繁榮に資するに努めた。

其後世運の進歩は商業會議所の設立を促すに至りしかば、此上田商工會を以て、商業會議所に變更せばやとの議が起り、明治二十八年十月伊藤源太郎、石森文治郎、飯島保作、花岡茂十郎、荻原儀三郎、和田龍太郎、片岡君太郎、金井文三郎、成澤伍一郎、長岡万平、黒澤鷹次郎、柳澤富八、同友之助、柳澤太郎兵衛、小宮山瀧兵衛、手塚半右衛門、杉山鶴太郎等の十七名發起となり、商業會議所設立認可の事を農商務大臣に申請し、同年十二月二十七日に認可と成り、翌二十九年五月第一回の議員選舉を行ひ、六月二十一日定款を議決し、八月八日認可され、次で八月議員臨時總會を開き役員の選舉を爲した。其結果黒澤鷹次郎會頭に、飯島保作副會頭と成つた。

上田商業會議所會頭名

創立以來の會頭副會頭は左表の如し

黒澤鷹次郎　明治二十九年より二十一ケ年間在任

飯島保作　大正六年より四ケ年間在任

成澤伍一郎　大正十年より八ケ年間在任
伊藤傳兵衛　昭和四年より

副會頭

副會頭
飯島保作　明治二十九年より二十一ケ年在任
馬場歳次　大正六年より四ケ年間在任
伊藤傳兵衛　大正十年より八ケ年間在任
濱村幾次郎　昭和四年より四ケ年間在任
笠原善吉　昭和八年より

創立以來の書記長、理事は阿部太吉、箕輪五助、岡田賢治の三氏で岡田氏は昭和十一年猶在任中である。

上田商工會議所

上田商工會議所



昭和三年一月より商工會議所法施行せられしかば商業會議所は茲に上田商工會議所と改稱した。

事務所の移轉

事務所の移動

上田商工會上田商業會議所時代は始め上田横町なる小縣郡神職取締所内に事務所を置きしが大正八年五月上田市役所と共に市廳舍内の一部に移轉した。然るに年を逐ふて事務は繁多を加へ狹隘を告ぐるに至りしかば、大正十四年には新參町の元郡役所の敷地五百七坪の地を買收して此處に事務所を建設することを計劃したが昭和九年に至て其を變更して原町北側中央に地を卜し、

此所に新築する事と成り、七月工事に取掛り翌十年五月其竣工を見るに至り、上田市の商工會議所として相應な建築物が出來たのである。所要工事費は二萬五千圓であつた。

構造は木骨コンクリートで、間口十九間半奥行六間二階建の本館の外倉庫及附屬建物各一棟がある。

第二節　事業

本會議所は創立以來其職能を發揮する爲め諸種の施設及び事業を行て來たが、其中に就て顯著なものを左に擧げて見ると

一、電話交換式改善に關すること

上田町に電話が架設された明治四十一年以來、其交換方式は所謂單式で、先づ交換局を呼び出し、相手電話に接續を見るまでに二回の呼出を要するので、厄介不便なことであつた。此を相手方の電話に、一回で接續する事が出來る所謂複式交換方式に、變更せられんことを遞信大臣に陳情し、之と同時に右變更の爲めに必要なる、電話分局を設置の場合には、其敷地として約三百坪の土地を寄附する旨を申出で、一方其地所買收資金調達に就ては、市内有志者と協力して斡旋し、寄附金一萬四千三百餘圓を募集した。依て新參町に於て三百十九坪の地所を遞信省に寄附したので、昭和二年九月上田郵便局電話分室が出來上り、交換方式が複式に變更され、從前の如き不便は取り去られた。之れに就て昭和四年十二月賞勳局より

電話交換式改善に關する件

賞勳局褒狀

褒狀

上田市

上田商工會議所

大正十五年五月上田郵便局電話分室敷地として土地壹段拾八歩餘寄附す、仍て褒章條例に依り之を表

彰せらる

昭和四年十二月二十一日

賞勳局總裁正四位勳二等　下條唐麿

此證を勘査し第五百七十三號を以て褒狀簿冊に登記す

賞勳局書記官從五位　伊手衡

商工實務員學力檢定試驗

二、商工實務員學力檢定試驗

現に商工業の實務に携つて居る人々、又は將來此業に從はんと志す人々で斯道の學校教育を受けないで、獨學自修熱心に其道の學問を學修して居る者の爲めに、一定の試驗を行つて之れに合格したものには、認定合格の證を與へて、其等の人々の勉學心の向上や、將來の發展に資することを計畫して、昭和元年に商工大臣の認可を得て第一回の試驗を行ひ、其以來毎年五月に之を行つて、昭和十年には第十回の檢定試驗を執行した。其間受驗者數は三百二名に達し、合格者は二百十二名であつた。此受驗者は上田市内の最も多いのは勿論であるが、縣下各地方からも入つて居り年々其數を增す傾向である。

試驗成績

昭和九年試驗成績は

科目	程度別	受驗者數	合格者數
珠算	五年制	一六	四
	三年制	二二	一二
商業簿記	五年制	五	二
	三年制	八	七
商業地理	五年制	八	一
	三年制	一三	八

作文	五年制								
習字	三年制								
商業要項	五年制								
商業算術	三年制								
英語	五年制								
計	三年制	五年制	三年制	五年制	三年制	五年制	三年制	五年制	

難關があり、其道は當時交通運輸の重要機關である、自動車の通行に不自由なる狀態であつた。故に上田市と北部上州との經濟上の提携を考慮するに當ては、先づ以て交通路を改修して、自動車が容易に通行し得られるやうに爲なくてはならぬ、依て本會議所は北上州街道の改修改善に關しては、出來得る限りの力を盡して其促進を圖り、昭和八年に至つて此道路は改修され、自動車の通行に差支へ無いやうに成り、上信兩國の交通上に一新紀元を劃するに至つた。爾來此自動車に由る運賃の低廉より して、從來比較的高運賃との評ありし、草津鐵道で運ばれた貨物族客等は、自ら此交通路によりて輸送される事と成り、吾妻郡嬬戀村あたりから送出される野菜、卽ち馬鈴薯甘藍白菜等は、大部分上田驛より輸出され、爲めに年を逐ふて其生産額は增加し、同地方の經濟狀態は大に良好となり、隨て購買力は增大すると同時に、上田市よりの貨物は販賣路を擴張したのである。上田市の勢力が此交通路の改善と共に、北部上州に伸びつつあるのは、鳥居峠の彼方新鹿澤溫泉に上田資本の進出に依て、近代的新設備を有つ溫泉旅館が出來たのは其著しい例である。

新鹿澤に上田資本の進出

眞田氏の頃信州上州兩國間に、各方面に亘り、緊密な關係を有して居た事は、言ふに及ばない所であるが、幕末の頃にも上田町方面と北上州方面とは、物資の需要供給上、重大な關係を有つて居た事は、元治元年、上州吾妻郡、赤羽根村組頭權助が、干俣、草津、門具、中居、赤羽根五ケ村總代として、信州小縣郡眞田村、元庄屋兵左衞門、洗馬組割番淸水大五郎等を、相手方として、江戸評定所に訴へ出た訴訟出入一件は、之を知ることを得るので、今玆に記して置く。

幕末北上州諸村と洗馬地方との出入訴訟

訴訟方吾妻五ケ村の申立は、私共村方の義は、上州信州高山間の村々で、諸作物の實りも充分でなく、困窮難澁である。故に、松平伊賀守樣の御城下、信州上田町其外へ、私共村々の産物を附送つて、穀物類と交換し、其利益を以て、御年貢上納のことを勉めて來た所、今より七ケ年前に、相手方兵左衞門は自分の宅前に、御繼立役場抔と云ふ、標札を掛けて置き、私共村々及、吾妻郡中村々の、荷物を差留め

吾妻諸村と上田町其外との關係

理由無しに、世話料など徴收し、又銘々の牛馬手牛等で送る品物は、世話料を差出さざるに於ては、如何様に頼み入るとも、承知しない。右は全く新規の事で、私共村々は甚難澁するに付、種々懸合談判しても、取留めない挨拶ばかりで、村々は取續き困難なので、去る酉年中、元御支配伊奈半左衛門様御役所に願出で、添翰を頂戴し、松平伊賀守様御役場へ、訴訟した處、私共村々では、前々からの、取引證文書類等が有るので、相手方の申口立ち難く、其爲めに眞田村に於ては、諸荷物送り方に、何の故障もせず、口錢藏敷等も、請取る間敷旨申渡され、一同御請書を差上げ、村々安心して居つた處、同年九月中兵左衛門は、穀類は勿論、信州産物を吾妻郡へ出荷御差留の事、御觸書が有つた抔申觸らし、駄荷物通路を差留めたので、私共村々百姓は、困難忍ひがたく、去々戌年中相談の上、相手方上田領分村々へ談判した處、右村々も其土地の産物穀類等を、私共村々へ附出して、賣買致さずしては差支へるとの事で、一同申合連印を以て、伊賀守様御役場へ歎願した處、御取調の上、兩國産物取引の事は、先規仕來もあること故、都て前々の通、取引致すやう申渡された。然る處兵左衛門其外の者共、下原村清水大五郎を自分方へ引入れ、右に對し故障を爲し、穀類之義は御地頭より買取候者迄、附越相成らぬ旨申張り此儘捨置いたなら、極貧の村々は日々の暮にも差支へ、終には御年貢上納も出來なく成る。其外品々申上げて訴へた。

相手方の申立

訴訟人の申立てた事は、一々相違して僞である、眞田村は天正年間眞田安房守様が、上田御在城の頃上州沼田に御同家の方が御在城なされ、以來上田、沼田往返り繼場として、御繼立を致し來り、御朱印御證文、其外御用にて通行の御武家様方は、大笹村名主、上田町問屋から、御先觸があつて、眞田村で人馬繼合せたもので、其證據の請取も數通ある、其外右に關する書き物も所持して居り、商人荷物の宿繼の事も、以前よりの仕來りで、附け通し請拂の分は、一駄に付二十四文宛、世話料を請取て來た、尤

自分の牛馬で、現在日用の品々を附運ぶ分は、往返とも藏敷口錢を取る事は、一切しない。千俣村織右衛門外一人から、通路の事に付、私共領主役場へ願出た處、役場より先規の通り、差支にならぬ様致すべき旨、申聞けたるも、先規に觸れる如き、勝手僞の義を申募り、不屆ニ付領主役場に於て、往古より繼場の眞田村を、在鄉山道の如く心得て居る上は、御武家様方御通行の御荷物は格別、商荷物等は通行致させ間敷旨申付けられ、其を守て居るのみで、兵左衛門其外の者共に於て、米穀産物等を、差留めたと云ふ事は毛頭無い。然る處去亥年四月中、又々大笹村役人惣代、年寄山太郎外一人の者より、上田役場へ、是迄の通り通路出來るやう願出たので、示談申付けられ、夫々掛合相談の上、大笹村より出した御用通御武家様方、及商人荷物は、先規の如く眞田村へ繼合ひ、手當として一駄に付二十四文宛、眞田村へ差出す筈とし、訴訟方村々より、手製の産物を自分手馬を以て、上田町へ附け出し、歸馬に米穀其外日用の品物買入れた分は、往還共に、眞田村で差繼ぐ事はしないと、示談議定を取替はし、先規之通差繼いで來た處、此度訴訟方の者共は、事實相違の事を申立て出訴したのは、商人荷物等も、勝手に繼合致したい存念に相違無き旨、其外品々申上げた。

依て評定所に於ては、引合として大笹村役人を召出し、同人よりも始末書を差出させ、其上猶吟味した上、原被双方へ、厚く理解申諭す處があつた。依て双方充分に掛合ひ相談の末

上信兩國産物取引賣捌荷物幷日用米穀等手牛馬を附て附送候義は勿論、途中にて雇立いたし往返辨利宜敷村々へ相賴候共、眞田村に於て差繼申間敷尤商人荷物等自分荷物と不レ紛様繼合可レ申事

と取極め、双方申分無しと熟談内濟と成り、原被双方連印の上、濟口證文を評定所に差出した。

十一月洗馬組下原村割番清水大五郎より、連名廻狀を以て、上田町兩問屋、田中組割番、鹽尻組割番國分寺組割番に、右の内濟條件を通知した。

四、菅平高原の開發に就て

熟談内濟濟口證文

都市にせよ地方にせよ、其發展に就て考へる者は、宜しく其環境を汎く熟視考察し、然る後に之に適應する施設經營をして行かなければならない。此點に於て高原菅平の開發に着目して、之を紹介宣傳して、或はスキー場とし、或は高原動植物研究の地、或は高原体育研究地として重視されるやうに成り、其々の設備が出來ることとなり、隨て上田市は其高原に入る門戸として、旅客の輸送に物資の供給に、重大な役目を有つに至り、市の繁榮が之れに依て增大されたのは當然の事である。本會議所は此事に就ては、勘なからぬ關心を以て大に努力したのである。

中小程度商工者の擁護

五、中小程度商工業者の擁護

産業組合が發達して、其爲めに中小程度の商工業者は、或は其進出壓迫に依り、打撃を被むる恐れあるを憂慮し、二者の間に立ちて適良なる方法を講ぜんとし、一方産業組合に對しては、苟も規法に違背するが如き行動の無からんを注意要望すると同時に、一方中小程度の商工業者に對しては、時代の推移を察し、自ら省みて奮勵努力此際に善處すべき自覺を與へることに、大に努力して居るのは極めて時宜に適した事と謂ふべきであらう。曾て藩政時代に在分に商店が多く成り、町分の商人等は大に商利を失ふことにもなり、又一方には在分の者は、古來農業を生業とし、商業は商人としての町分の者が爲るのであると云ふ事を考へて、自分等の商權を侵害されたと云ふ所から、在分商店を閉止することを、藩に度々出願して、在町相爭つた時藩役人は、町分の商人等が品物を在分より安値に販賣するに於ては、買手は自然町分に集つて在分の商店は行き立たなくなると申聞けた事がある。此事は或は此産組進出と中小程度商工業者との間に立つて、盡力する者の一考すべき處ではあるまいか。

所産品の宣傳紹介

六、所産品の宣傳紹介

猶此外本會議所に於ては上田市の物産を汎く宣傳紹介する目的で、全國各地に博覽會、展覽會、共進會或は土産品展覽會等の開催せらるるに當ては、市と協力の下に各斯業者を勸誘奬勵して之に出品せし

むることに努めた。其出品した主なる所は

東京　大阪　神戸　横濱　長岡　甲府　奈良　大連　岐阜　吳　小倉　郡山　津山　宇都宮　高崎　豊橋等の諸市である。

此の如く他所に向つて尾上田市の物産を宣傳紹介に努むるの外、市内に於て生産品展覽即賣會を、昭和四年十月市制施行十周年紀念祭を機として初めて開催し、市内の商工産品の紹介宣傳と同時に業者の利益及研究發達を企圖したが、爾來毎年之を催して居る。

第七章　銀行及諸會社

第一節　銀　行

第十九銀行

(一)株式會社第十九銀行

長野縣下に於ける銀行の嚆矢であり、獨り上田町の金融機關として、功績の有つたのみでなく、信州の財界に大きな貢献を爲したのは第十九銀行であらう。

明治十年早川重右衞門、阿部萬五郎、黒澤鷹次郎、中山彦輔、出浦敬三、阿部彌惣太、倉石吉左衞門黒澤伴次郎、前島清次郎、竹内幸四郎、等十名は、明治九年發布の改正國立銀行條例中、政府より發行する公債證書を抵當として、銀行紙幣を發行し、之を通用するを得る、と云ふ條項に遵據して、長野縣北第十一大區四小區上田町に、銀行を創立せんことを計劃し、二月二十日其ことを大藏省に出願し、六月十五日其允准を得、同時に銀行稱號を、第十九國立銀行と命ぜられた。

十九銀行の開店

依て直に資本金十萬圓、株數二千株の株式募集をなし、百六十一名の株主にて、引受くる事と成り、創立證書定款を作成して、大藏省に提出せしに、十月十日開業免狀が大藏卿の名を以て下附され、乃ち明治十年十一月八日を以て開店する事と成つた。

當行の紙幣は同年十一月八日に發行代價一枚六厘六毛七糸の割合で、紙幣記錄の兩局へ上納して、一圓、二圓、五圓、十圓、二十圓の紙幣で、合計金四萬圓を大藏省より下附せられ、同月十二日本店に送致して逐次發行したが、流通圓滿に行はれ、十二月末には金三萬八千五百七十圓の發行を見るに至つた。



開業免狀寫

此時銀行紙幣發行に關する大藏卿の布達は

甲第三十號

今般國立銀行條例を遵奉し、資本金十萬圓を以て長野縣管下、北第十一大區四小區、信濃國小縣郡上田町百番地に設立したる第十九國立銀行に於て、公債證書を抵當となし、更に引換準備金を置き、本月八日より二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、五種の紙幣を發行せしめ、右本店に於て通貨を以て交換可レ致候條、公債證書の利足と海關稅を除くの外、租稅其他一切の取引上、總て無レ疑念受授

銀行紙幣模寫



可レ致此旨布達候事

但し右紙幣の儀は、明治六年八月第三百四號布告、第一國立銀行に於て發行の品と同一にして、唯表面銀行の名稱地名及頭取支配人の名印、並に裏面割印の異なるのみに付、別段見本相添へざる事

明治十年十一月五日　　大藏卿　大隈重信

此當時上田町は、朱判稀無双等の名稱を以て、座繰生絲（提絲）を横濱に送り出し、其名聲全國に嘖々たる時代なりしかば、銀行の放資も自ら生絲關係の方面に向ひ、器械製絲の業諏訪郡に起つた時には、上田から遠く十七八里の距離、然かも其間に和田嶺の嶮路がある、其遠隔の地に此方から進んで、生絲資金の供給をなしたのである。然るに當時は未だ運送保險の業も發達して居らず、且安心して貴重な貨物を託すべき、運送店とても無かつたのである。故に身元の確かな運送業者を説いて、之に荷爲替生絲を運搬せしめ、傍保險の仕事を兼ねさせる事もした。

其内に明治十年西南役後の好況の反動は、同十五年頃よりあらはれて、同十七八年頃には經濟界は甚しき悲運に陷り、倒産者簇出するに至り、銀行業を營む者の中には、資金の回收意の如くならず、往々挫折失敗を爲すものも尠くなかつた。

此時には當銀行も、亦深甚なる痛痍を被つて、殆んど資本の半を失ふと云ふ、悲慘な狀態と成つた。かゝる際に取締役たりし黒澤鷹次郎は、頭取に推され此難局に當り、一方には銀行内容の整理に努め、信用の回復を謀り、一方には深く資金濫貸の弊に鑑み、安全な投資の方法を講じ、事業家の性行閲歴、乃至事業方針の適否、資力の厚薄など審査して、然る後愼重に貸出しを行ふ事とし、又別に上田倉庫會社（今日の諏訪倉庫會社の前身）を起して、繭擔保融通の道を開く等、經營方法其宜きを得、加レ之拮据精勵行務に勉めしかば、其効空からずして、啻に行運を挽回せしのみならず、日に隆昌となり益發展するに至つた。

黒澤取締役

國立銀行條例に據れば、國立銀行營業期限は二十年にして、其期限を過ぎれば繼續するを得ずと規定さ

れ、當銀行は明治三十年十月九日には、營業滿期となるのであつた。依て其滿期々日に先ち同年三月一日に、當時の資本金二十萬圓なるを一躍六十萬圓に增加し、私立銀行に組織を更めて、株式會社第十九銀行と改稱した。

株式會社第十九銀行

其後行運は依然隆昌の途をたどり、資本金は漸次累增されて、大正九年には金一千五百萬圓となり、大正十三年下期の貸出金額は、四千四百四十三萬八千九百二十八圓に上り、預金額は、千三百十三萬千六百七十一圓に達した。而して長野縣人經營に係る製絲工場（縣外を含む）六百九十六（釜數十一萬三千三百八十一）の中、當銀行の取引者は、其過半に及ぶ程で、製絲の資金として投資する所多かりしかば、製絲資金の事を語る者で、此銀行を語らない者は無いやうに成つた。

製絲資金

然るに昭和五年十一月、上田市に本店を有する、資本金二千四百萬圓の株式會社信濃銀行が破綻するや、信州財界に大恐慌が起り、不安人氣は濃厚となり、預金の取付盛に行はれ、其爲めに休業銀行簇出する有樣であつた。當銀行も亦餘波を受け、此儘に爲て置く時は、信州の財界は益惡化せんことを慮り率先して昭和六年八月、長野市に本店を有する株式會社六十三銀行と合併して、株式會社八十二銀行を設立して、基礎の鞏固を謀り財界の安定に努めた。

株式會社八十二銀行

尙此銀行の成績概要を示せば、左表の如くである。

第十九國立銀行時代

第十九國立銀行成績

年別	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預金	諸貸付金	荷爲替手形取組高	送金爲替取組高	配當率	割賦金
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	百圓ニ付	
明治十年末	一〇〇	一〇〇		三	三四	一三〇	三四	八分	
同　十五年末	二〇〇	二〇〇	三	一〇八	四五九	八三三	九三三		

明治二十年末	二〇〇	二〇〇	五九	九〇	三四二	一、〇三七	九九四	同三分二五毛
同二十五年末	二〇〇	二〇〇	九〇	一六四	二八九	一、七九七	一、一六三	同四分五厘
同二十九年末	二〇〇	二〇〇	二一三	一六六	五一四	一、八八六	一、二〇四	同二割

○當銀行營業滿期前に於ける諸積立金及利益金約七二七〇、〇〇〇圓は内七二五〇、〇〇〇圓を增加資本に充て更に明治三十年三月十日資本金七一五〇、〇〇〇圓を募集し資本金合計七六〇〇、〇〇〇圓とした

第十九銀行時代

第十九銀行成績

年別	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預金	諸貸付金	荷爲替手形取組高	送金爲替取組高	配當率	備考
明治三十年末	千円 六〇〇	千円 六〇〇	千円 五	千円 二〇〇	千円 七九九	千円 二、九八〇	千円 一、六九	年 六分	
同三十五年末	一、二〇〇	九三七	二〇八	六六三	一、七三三	三、二六八	七、〇三九	同 八分	
同四十年末	一、五〇〇	一、二〇〇	五五五	一、三九八	三、四一四	一〇、一六六	一四、〇九六	同 九分	
大正元年	一、五〇〇	一、五〇〇	八七〇	二、〇九二	五、一二五	一四、八八三	六、三五〇	同 同	
同五年	三、〇〇〇	二、二五〇	一、四一〇	三、三九四	八、二八三	二一、五三三	二四、七四〇	同 同	
同十年	一五、〇〇〇	八、六二五	二、九五六	一三、二七三	三二、八五六	二〇、三六七	四九、七八一	同 一割	
昭和元年下	一五、〇〇〇	八、六二五	五、七九七	一五、一二五	四一、三七八	四二、七六六	六二、七四五	同 九分	
同六年上	一五、〇〇〇	八、六二五	四、二六一	一〇、五六二	二七、〇一七	八、四二七、一九	一三、五六六	同 五分	

(二)上田銀行

明治十四年五月二十五日の設立で、上田原町にあつた。

上田銀行

此銀行の起りは、一種特殊の事情を有つて居る。明治十四年に上田原町問屋瀧澤助右衛門は、其役前に依り保管して居た、舊傳馬の夫錢剏錢、及び町勢維持の爲めに設けたる、原町、柳町、田町の貯金組合なる、永續講相續講積立金等、合せて一萬三千四百二十三圓を、右に關係ある町に差出した。依て原町、田町、土橋、木町、柳町、の五ケ町は、一町毎に總代四名づつ選出して、其適當な處分を相談する事に成り、此時原町分の所有となつて居た、原町肝煎屋敷建物があり、若し此際之を公賣に附する時は、約二千圓を得らるる見込なりしかば、右五ケ町總代等は之を公賣するに決し、茲に約一萬六千圓出來たのである。そこで總代等は相談の末、四千圓は町分の共有財産とし、二千圓は舊町役人問屋年寄等の、舊勞に報ゆる爲めに贈呈し、殘一萬圓を元資金として、私立銀行を設立しやうと決議した。此時の銀行設立趣意書は

私立銀行設立趣意

夫我が原町、柳町、田町の區域中に、所有する所の共有財産は、人々圖らざるの幸福を得しものにして、該財産の原因たるや、其性質各種ありと雖も、現今に及び巨額の餘贏を存貯する、單に該町舊吏員の努力、以て其職掌を盡し、經濟其方を得るより、今日の好結果を來したるものにして、該町の人々たる者、此盡力と此恩惠とは、片時も忘却すべからざること、今更贅言を俟たざる所なり。然れば其餘惠を永遠に傳へ、舊吏員の本旨を体し、長く保存の法を設け倍々後來の幸福を謀らざるべからず。依て今回原町、柳町、田町を區分して五ケ町とし、一町毎に惣代議員四名を選擧し、從前の回金掛り五名を加へ、都合二十五名をして、本年一月廿八日を以て第一回の會議を開き、時勢の沿革に從ひ、專ら保存の基礎を鞏固ならしめんと、審議の末該財産を元資とし、私立銀行を開設するに議定せり。然りと雖も普通の創立と、其原素を異にせる故を以て、更に左の條件を提出し、尙又各町一名宛

の議員を增加し、第二回の會議を開き、着手の順序を豫定し、同心協力以て子孫に幸福を傳へんと欲す。

而して壹萬圓は傳馬役に關する、諸種の收入蓄積の者である故に、舊傳馬日數と、人夫役勤の多寡とに依て之を配當し、其金額にて求め得る銀行株券を以て、其町々の持株とし、之に相當する純益金の配當をすることに決した。此時此銀行株は一株二十五圓とし、四百株の一萬圓を基金とし、之に猶賛成加入者を求め、資本金十萬圓の私立上田銀行が成立したのである。瀧澤助右衛門推されて頭取となる。

後營業成績も良好で、資本金も二十萬圓に增加するに至つたが、大正十一年一月佐久志賀銀行、其他數行と合併して中信銀行と稱し、營業を繼續せしが、昭和三年五月一日長野實業銀行外七行と合併し、信濃銀行と稱した。

持株

中信銀行
信濃銀行

常盤城銀行
上田農工銀行
興信銀行

四十銀行上田支店

六三銀行上田支店

綿内銀行上田支店

(三)資本金十六萬圓未滿の者

株式會社常盤城銀行　上田町常盤城西脇に在り、明治十五年十一月一日の設立で、資本金七萬五千圓。

株式會社上田農工銀行　上田町常盤城元町に在り、明治二十二年四月十七日の設立で、資本金五萬圓

株式會社興信銀行　上田町海野町に在り、明治二十六年十月の設立で、資本金三萬圓

(四)他處に本店を有するもの

株式會社四十銀行上田支店　上田原町に在り、本店は上州桐生に在る、資本金二百萬圓、元國立銀行なりしが、明治十一年七月私立と成つた。

株式會社六三銀行上田支店　本店は更級郡稻荷山町に在り、資本金百五十萬圓、內拂込額金九十三萬七千五百圓、積立金二十九萬五千圓。明治十二年十月一日の設立で、貯蓄銀行をも兼營した。上田町松尾町に支店を置いたのは、明治四十四年三月一日である。

株式會社綿內銀行上田支店　海野町に在り、本店は上高井郡綿內村に在り資本金十萬圓、內拂込四萬圓、

明治三十一年一月三十日の設立である。

㈤此他に金錢貸付業を目的とし、金融機關に入るべきものに

瀧澤合資會社　常盤城新町に在り、明治三十五年一月二十五日の設立で、資本金は一萬五千圓

常田殖產株式會社　常入に在り、明治四十三年一月の設立で、資本金七千圓

上田殖產株式會社　上田紺屋町に在り、大正元年十一月十八日設立。資本金壹萬圓

第二節　諸會社

㈠上田中牛馬合名會社(運送)

明治十九年一月、上水內郡長野町中澤與左衞門、北佐久郡小諸町小山五左衞門、小縣郡上田町瀧澤助右衞門、東筑摩郡松本町西牧新三郎、下伊那郡飯田町市瀨泰一郎、諏訪郡平野村矢島清兵衞、更級郡篠ノ井驛宮崎萬平、小縣郡浦野驛横島浦助及長野驛組合驛傳取締所幹事丸山治兵衞、同驛組合驛傳取締人藤井平五郎、上水內郡長野町外四ヶ町村戶長代理筆生矢島五左衞門連署の上、上水內郡長中島精一の奥書を以て、信濃中牛馬會社と名づくる、水陸運搬諸物貨遞送及危難保險等の諸受負を爲さん事を出願し營業中身元保證として　金二千五百圓に相當する價格の公債證書を差出すべきを命ぜられ、願之趣聞届けられた。

本社は長野町に置き、全國樞要の場處には分社支店等を設置し、互に連絡して運送の敏速を勉むることにした。營業年限は許可の日より向ふ十ヶ年であつた。此時に分社が上田町に置かれたのである。

明治二十六年十二月に至り、上田分社を廢し、瀧澤助右衞門、同健雄、同潔、同三郎、前田熊次郎、小本會政治郎等發起者と成り資本金八千圓を以て存在期限二十ヶ年の上田中牛馬合資會社を新に設立し商品其他の貨物の運送物品の委托販賣等を主業とし、營業附隨として運送委托の物品に限り、其物品を抵

瀧澤合資會社
常田殖產株式會社
上田殖產株式會社

上田中牛馬合名會社

信濃中牛馬會社

營業年限十ヶ年

上田中牛馬合名會社營業年限廿年

當とし前貸及立換金を爲すこと委托販賣品に立換金を爲し、又は其販賣代金取立及び委托者の望に依り、危難辨償保險を爲す等の事業をも行つた。本店は原町に在り、出張店を天神町上田驛前に置き、大に業務取扱に便したが、大正七年十一月末日遂に廢鎖した。

町島運送店

(二)合名會社町島運送店(運送)

天神町に在り、明治三十九年三月十六日設立。資本金五千圓を以て、貨物運送業を營む。

諏訪倉庫上田支店

(三)諏訪倉庫株式會社上田支店

諏訪倉庫は第十九銀行頭取黒澤鷹次郎が、銀行營業上の必要より創設したもので、本社は諏訪郡平野村に在り、資本金二十五萬圓、內拂込二十一萬圓、主として繭の乾燥殺蛹保管業を營み、其他商品の藏預り、及貸藏を營業とする。明治四十三年四月上田倉庫株式會社(明治二十七年四月設立)の本店を合併し之を支店とした。天神町上田停車場近くに在る。

田澤炭礦會社

(四)田澤炭礦株式會社

天神町に在り、資本金五萬三千二百圓全部拂込濟を以て、明治三十年十月一日設立。石炭採掘及販賣、及倉庫業運送業をも兼營する。

上田繭絲會社

(五)上田繭絲株式會社

鷺影町に在り、大正元年十月六日設立。生繭生絲屑物の賣買の仲介及屑物の委托荷造及貸家貸席を業とする。資本金一萬圓全部拂込濟である。

信濃繭絲倉庫會社

(六)信濃繭絲倉庫株式會社

丸堀町に在る。資本金二萬圓全部拂込濟、大正元年十一月三十日設立。營業は繭絲及附屬品の賣買仲介、貨物の保管、繭其他の乾燥及び倉庫建物の賃貸である。

(七)上田瓦斯株式會社上田市天神町上田驛東方

上田瓦斯株式會社

東京市福澤桃介等及び上田町勝俣英吉郎等協議して、上田町に瓦斯會社を設立せんと計畫し、明治四十五年二月長野縣知事に出願し、同年九月國縣道路使用認許せられ、大正二年五月事業許可となり、上田瓦斯株式會社が設立さるるに至つた。此前後に於て瓦斯製造所の建築、瓦斯供給管の敷設等の工事を急ぎつつあつたので、同年十月十五日には松尾町、原町、海野町、等の大通りには、瓦斯の供給を開始した。然るに瓦斯の需要未だ多くなく、創立以來收益を見る事は出來なかつた。歐洲大戰に際して、鐵類の價は非常な暴騰で、微細な鐵片も皆拾ひ集められるといふ狀態であつた。此時東京に於ける多數の持株ある者は、利益をも見る能はざる瓦斯會社の如きは之を解散し、鐵管は掘出して賣拂ふのが有利なりとして、此議を上田町長に申請するに至つた。上田町では今將に市制の施行をも、請願せんとする際であるので、折角是迄發達した瓦斯供給のことが、全く挫折するあらんことを惜み、容易に申請に許可を與へなかつた故、事態は遂に紛糾を見るに至つた。上田商工會議所會頭等は此を憂慮し、同町伊藤傳兵衞、小島大治郎の兩氏に居仲善處を依頼した。伊藤小島の兩氏は、前記東京なる株主と交渉折衝の上、其持株の全部を買收するに決し、歸町の上町内の希望者に其株を分讓し、茲に全く會社經營の實權は、上田町民が有つやうに成つた。瓦斯を使はなくては不便であるといふ仕事も、多々あるのである、然るに將に市として數へられんとする上田の地に、瓦斯製造の一會社位無いのは、不便は勿論市の面目にも拘はる事である。若し此時折角瓦斯供給といふ段まで、進んだのを取壞して了つたならば、或は再興を見るのは、蓋し容易な事では無かつたであらう。此を思ふ時其難局に善處した人々に向て、感謝の意を表せざるを得ない。

伊藤小島兩氏の斡旋

事業成績良好の運に向ふ

大正三年三月伊藤傳兵衞社長となり、會社の事業成績も良好の運びに向ふやうになり、大正十年以來は年々配當を行つて居るといふ。昭和十年末には本管延長一六、三〇〇米、供給管一三、〇〇〇米、屋内管二三、五〇〇米、瓦斯需用家數七百八十戸、燈熱用孔口數は二、七五〇口である。

上田電燈株式會社

(八)上田電燈株式會社

上田電燈株式會社の創立

長野市は明治三十一年に、松本市は其翌三十二年十二月に電燈が點ぜられた。我上田町では、明るさに於て行燈など、比較にならぬとて重寶がられ、一時盛に使用されたランプも、電燈の出來てより物置の隅に片附けられ、ありし昔行燈の漏らした歎聲を、今は自ら出さねばならぬ運となり、昨は人の身の上、今は我身の上といふ諺を、泌々と考へさせらるるに至つたのは、明治三十五年の八月であつた。

上田電燈株式會社の創立　明治三十三年二月上田町南川藤兵衛、同兵作、同治三郎、竹內安次郎、柳澤岩太郎、中村仲次郎、中澤勝治郎、伊藤傳兵衛、中村友太郎、高島萬輔、荒井甚三郎、岡崎右三太、中澤柿之助の諸氏が協議して、上田町を主とする供給區域として、水力利用の電燈及電力營業を目的とする、株式會社を資本金五萬圓を以て創立した。之れが上田電燈株式會社であつた。同年十月創立總會が開かれて、取締役に荒井甚三郎外四名、監査役に柳澤岩太郎外二名が選ばれた。發電所は神川端神科村字畑山に設け、後には長村地籍横澤に第二發電所を設置した。工事にも幾多の困難あつたが、之れに打勝つて約二ヶ年の後明治三十五年八月十一日には、上田町內に電燈の皎々たるを見るに至つたのである、此當時の主任技術者は、降矢芳郎であつた。

上田町に電燈始て點ぜらる

最初點燈の年十二月末の燈數は

十燭光　三二二燈　十六燭光　六六九燈　廿四燭光　二一燈　卅二燭光　六燈

合　計　一、〇一八燈

然るに幸に其後順調に發展して、明治四十四年六月には資本金も二十萬圓に增加するに至つた。此時の燈數動力は

點火燈數　四、九〇六　需用家數　一、六七二　動力　一五台　此總計馬力　二七馬力

となつた。此年の七月八日、第二發電所の近傍に山崩の災厄があり、其爲めに第二發電所は大損害を被

信濃電氣株式會社

資本金百四十五萬圓

て、送電不能と成つた。此頃越壽三郎が取締役社長である、上高井郡須坂町の信濃電氣株式會社が、電力供給區域を小縣方面に、擴張せんことを望で居たのであつた。依て上田電燈の災害見舞として、社の主任技術者を上田に遣はし、其機に於て被害發電所の視察を爲せた。此事ありて後上田電燈重役と、信濃電氣の重役等と數次の會見があり、八月に至り兩會社併合の假契約が成立し、兩會社の株主總會は何れも合併の事を承認した。於ゝ是其手續を了して、同年九月遞信大臣の認可となり、信濃電氣株式會社上田支店と稱した。此以前會社は市內馬場町に在つたが柳町に移轉した。初代の支店長は小宮山寅之助である。

上田電燈、信濃電氣兩會社合併

馬場町より柳町に移轉

昭和十一年二月末現在の上田市及接續町村卽ち上田支店管轄區域內に於ける狀況は

取付燈數　六一、九六五　需要家數　一九、八四一　動力　四五七台

總馬力　一、七〇九馬力

其後總工事費九二、一八〇圓餘を以て、鷹匠町に事務所(建坪七二、四坪)倉庫(建坪一〇八、五坪)社宅(一三二、八五坪)を建築して此所に移轉した。

鷹匠町に移轉

昭和十二年四月一日長野電燈株式會社(資本金一六、〇〇〇、〇〇〇圓)と信濃電氣株式會社(資本金一七、〇〇〇、〇〇〇圓)との二社合併して長野電氣株式會社と稱するに及び、長野電氣上田營業所と改稱した。

長野電氣上田營業所

第八章　工場

第一節　製絲工場

信陽館
信精館

信陽館製絲場

明治二十二年の創業で柳町に在つた。同四十三年六月信精館と改稱した。釜數は百五十を有し工男工女百六十余人一ケ年の生絲製造高三百二十梱。場主小山清右衞門。

常田館

常田製糸場（株式會社笠原組上田製絲工場）

明治三十三年三月一日の創業で上田町常入字社宮寺下に在る。昭和五年五月の現在調査に據れば職工數は男八二名、女九五二名、繭使用高は二六五、八四六貫生絲産額輸出二六、一二九貫地遣一、〇一六貫合計二七、一四五貫。上田第一の製絲工場である。左に創立以來の釜數幷製産額を表示する。

釜數幷製産額年次表

年次	釜數	製産額	年次	釜數	製産額	年次	釜數	製産額
明治三十三年	二一〇	二、八八〇 圓	四十三年	七九六	二八、五一〇	九年	八九〇	三二、三六〇
三十四年	一九六	四、七〇〇	四十四年	九二四	三二、二〇〇	十年	八九〇	三二、三八〇
三十五年	二九〇	八、一二〇	大正元年	九二四	三二、二四〇	十一年	八九〇	三二、四〇〇
三十六年	三六八	一〇、三〇四	二年	九二四	三二、三五〇	十二年	八九〇	三二、四〇〇
三十七年	五三〇	一五、五四〇	三年	九二四	三二、三六〇	十三年	八九〇	三二、四〇〇
三十八年	五三〇	一五、六七〇	四年	九二四	三二、三八〇	十四年	八九〇	三二、四〇〇
三十九年	五三〇	一五、八〇〇	五年	九二四	三二、三〇〇	昭和元年	八九〇	三二、四六〇
四十年	五三〇	一五、八八〇	六年	九〇〇	三二、三三〇	二年	八九〇	三二、五〇〇
四十一年	五三〇	一六、一〇〇	七年	九〇〇	三二、三四〇	三年	八九〇	三二、六〇〇
四十二年	七三四	二六、四四〇	八年	八九〇	三二、三五〇	四年	八九〇	三二、六七〇

五年	八八三	三一、七二〇	七年	七九七	四八、八一〇	九年	七九七	五五、七〇〇
六年	八二五	三七、〇五〇	八年	七九七	四九、八二〇	十年	七〇〇	五〇、二〇〇

依田社五製絲場

宮下製絲合資會社

依田社五製絲場

明治四十一年の創業で上田町常入字踏入に在る、後に宮下製絲合名會社と改稱し、企業組織を合名會社とした。昭和五年五月の調査に據れば、釜數二〇四、職工數男三〇女一九五繭使用高は五二、五〇〇貫生絲産額輸出向四、九〇七地遣一〇七合計五、〇一四である。

第二節　機織工場

中澤機業場

字常盤城元町に在る。天保年間創業の絹織物工場で、主として上田縞、縮緬、御召、風通、袴地、紋羽二重、市樂等を織出す、場主中澤文藏。

丸山織物工場

上田町内の鍛冶町に在る。明治三十四年七月の創業で絹織物の工場である。場主丸山富三郎。

中澤絹絲撚工場

字常盤城元町に在り、明治三十二年十一月の創業で電力使用の絹撚絲の工場である。場主中澤寅重。

竹内煉瓦土管製造場

字川原柳にある。明治三十二年の創業で、煉瓦、土管、改良染屋瓶水瓶及下瓶の製造を爲す。初め合資會社なりしも後個人の經營と成つた。場主竹内遽。

上田活版社

第三節　印刷工場

(一)上田活版社

上田町活版印刷業の嚆矢率先の工場である。明治十三年二月上田町原町土橋に汲古堂と稱する古い書店を開いて居た伊藤甲造が鹽尻村佐藤八郎右衛門上田町飯島七郎兵衛の二人と共に上田活版社と云ふ株式會社を創立した。此時の會社株は一株金十圓二百株であつた。株主と成つたものは上田に多かつたが之に亞いでは鹽尻村が多かつた、之は佐藤氏の關係からである。此當時の株の證券の文句は今日の其とは大に趣を異にして居て中々振つたものである。

第百四號

上田活版社株數券狀

長野縣信濃國小縣郡上田町
株主　金井彌右衛門

今般社盟會同ノ上我政府ノ允許ヲ得テ創立シタル上田活版社株數ノ内金拾圓出金シ則一株ノ株主タル事相違ナキ證據トシテ當會社ノ印章ヲ押捺シ正ニ此券狀ヲ附與スルモノ也

一此株數券狀ハ外國人ヲ除クノ外何人タリトモ賣買授與スル事ヲ得ベシ

一此株數券狀ヲ賣却讓與セント欲スルモノハ當會社ニ持參シ至當ノ檢査ヲ受ケテ其事ヲ行フベシ

明治十三年二月八日

社印

上田活版社頭取　伊藤甲造　印
同　取締役　佐藤八郎右衛門　印
同　飯島七郎兵衛　印

此上田活版社で印刷した圖書の二、三を擧げて見ると、信濃明細全圖三尺五寸二尺三寸　丸山清俊編輯。小學物理講義百田重明編。小學修身字引山田年編。地理初歩。日本略史。萬國史略。信濃地誌略。刑法便覽。日本地誌略。萬國地誌略西暦一八八四年刊行英國チンダル著題名ノーツ、オン、エレクトリシチー今外三郎譯。中學校用電氣學講義西洋。西暦一八八四年版英國バルネス著題名セ、エクキツプメント、オフ・ゼ・フアーム今外三郎譯。中學校用農場整備論西洋。等の外に汲古堂と稱して木版印刷を爲して居た頃には、靖獻遺言訓蒙疏義。四書。書道手本。明壽百人一首。綠百入一首等もあつた。次に出版當時の版權免許の証狀の一例を擧げる。

第八千拾四號

版權免許之證

百田重明編輯

小學物理講義　　中本三冊

長野縣平民

伊藤甲造藏版

右者明治十三年十二月三日ヨリ向三十年ノ間板權免許候也

明治十三年十二月三日

內務卿　松　方　正　義　□

此株式會社は六年の後に解散する事になり、其時配當金として金四圓二十錢七厘也を支拂つたと云ふ。此解散後は甲造の長男悉太郎が、獨力で經營することになり其業を繼續して居たが、北天神町で業を營んで居た頃には、日刊北信毎日紙は此所で創刊當時から編輯印刷を爲た事もあると云はれるから、印刷界には貢獻する所大なるものがあつたと想像される。此工場には面白い一つの逸話がある、其は斯業創始以來個人經營當初に至るまで、工場員に聘用したのは悉皆舊藩士族の子弟で、他を交へなかつた事である。如何なる理由でかくしたかは忖度の限でないが、此様な方針であつたので、若し印刷物依頼の爲

めに來る工場華客などに對しても、堂々袴着用の場員が立ち立でゝ應接し、先方を驚天せしめたと言ふ話である。此工場員として働いた人の中には、後出世して郡長に成つた人もあつたとの事である。現時猶印刷業を續けて居るが、普通活版印刷のみで無く石版寫眞等にも從事して居る。

中澤活版所

上田印刷會社

(二)中澤活版所

明治十三年の頃北佐久郡岩村田町に創立された信陽印刷會社（同町中澤清太郎同與一郎同勝治郎同孫三郎等共同出資）は、同十六年上田町に移轉し、同町横町に於て印刷業を經營したが、間もなく經營困難に陷り遂に廢業した。然るに信陽印刷會社設立に大に盡力した中澤勝治郎は、明治十八年に同志の者と相謀り新に上田印刷會社を設立して、海野町一丁目に工場を設けて印刷業を再開した。此時には飯島花月が大に活版業の本質を論じ、文化發達上至大の力ある所以を述べ、世人の大に之を利用すべき說いた廣告ビラが頒布されたと云ふ。明治二十一年に信越線の開通に由り、新に松尾町通が開かれたので、海野町の上田印刷會社は此所（西側）に移轉し、中澤勝治郎獨力の經營とし初めて中澤活版所と稱するに至つた（此時には明治十六年に中澤清太郎が岩村田町に岩村田活版所といふを設立したので、此中澤活版所と一に岩村田活版所支店とも稱したと云ふ）。此頃此活版所に最初印刷物を注文したのは小縣郡泉田村役場であり、村治上必要な文書等の印刷であつた、此を始として各町村役場の印刷物は、比較的此活版所に注文されるやうに成つたとの事である。一体に此頃印刷所で印刷した物ば、何れの工場でも官公署町村役場等の帳簿用紙雜誌等が重なもので、時々書籍の印刷等が有つた位で、今日の如き營業用或は宣傳用の印刷物は、皆無とも謂ふべき狀態であつたと云ふ。

活字の自給自足

大正六年八月原町一丁目の元上田町役場阯に移轉する事となり、之を機として事業を擴張し石版部を併置し、同九年には活字の自給自足を圖り、同九年に活字鑄造機を購入字母を完備して其目的を達するに至つた。此中澤活版所を創始經營印刷業を盛ならしめた中澤勝治郎は、昭和三年二月年六十四で長逝したが、斯業の功績は上田活版社の伊藤甲造と共に沒する事は出來ないであらう。昭和三年九月現在の

營業所及工場が新に落成し、印刷業は益進境に向ひつゝある。勝治郎死後は長男莞爾が家業を繼いで先代襲名勝治郎と稱して事業に勤んで居る。

㈢長谷川活版所

原町に明治二十五年六月一日長谷川武右衛門が創始した印刷工場である。武右衛門の前業は新聞取次販賣であつたから、印刷業としての得意は他の印刷工場と同じ様に、町村役場關係のもの蠶種家關係の者が多かつた。纏つた注文仕事は最初が「華競」と云ふ軟派の文學雜誌で、花月情史の別名で飯島保作氏なぞ熾に寄書した。又高島謚多主宰の月刊蠶業雜誌「扶桑之蠶」印刷なども引受けて、蠶業界に貢獻する所があつた。かくして開業後間もなく、印刷の仕事が追々忙はしくなり、舊式手引機械一台のみでは注文に應じ切れぬやうになり、武右衛門は長男武一郎の說を容れて、設備費と技術者の手の要る代りに、能率は從來の機械の二倍、然かも印刷が鮮明であると云ふ利點のある輪轉機一台を增す事とした。此時には長谷川あたりでロールを入れても、使ひこなせるものではない、飾り物に終るだらうと評するものもあつた。然し其後一、二年の間に印刷業者は何れも皆此平版印刷機械を使用する事と成つた。長谷川活版所は上田印刷界に於て、ロール設備の先鞭を着けたものと云へる。

大正二年に至り此業を罷めて他の仕事に轉じた。

㈣丸山活版所

明治三十三年十二月五日丸山寅造留造兄弟經營の下に業を創めた、其當時上田町の商業發展に資するため、同町木町なる宮島泰治郎の經營した「上田商事新報」の印刷に從ひ、毎月三千部程刊行した、當時に在ては此種の印刷物は、當地に於ては異彩を放つものであつた、五ケ年程繼續せしも新報經營者死歿したので遂に廢刊するに到つた。由來上田地方は軟派文學が盛であつたので、俳句、前句、情歌、紀行文等を蒐めた「沙々麗意誌」と云ふを印刷發行し百號に及んだ、大正時代には中島萬嶽の主宰にかゝる「法

悦」、「佛教と青年婦人」などの宗教的月刊雑誌を印刷した事もある。けれども要するに主として、軟派文學の月刊雑志を印刷して此方面に活躍したのである。明治四十年の交經營主の寅造は高崎に移住し、後其地に於て印刷業を開始し弟留造は大正七年に病歿したので、長兄作造が其業を繼承經營して現在に及んで居る。

第九章　新聞社

北信毎日新聞
紙名改更

一、北信毎日新聞

此新聞の濫觴は、明治三十六年に毎月一回刊行した上田廣告新聞で、同三十九年十一月には改題して上田日報と稱し同時に日刊となつた。然し四六八頁の小版のものであつた。同四十一年の春に至り四六、十六頁版に發達し、同四十二年十月に上田朝日新聞と改題し、更に同四十四年四月信濃毎夕新聞を併せて信濃日々新聞と改稱した。大正二年三月北信毎日新聞と改題し今日まで繼續して居る。社は曾て房山に在つたが、後新參町に新築して此に移轉した。創業より今日に至るまで武市如意氏其社長である。

上田新聞

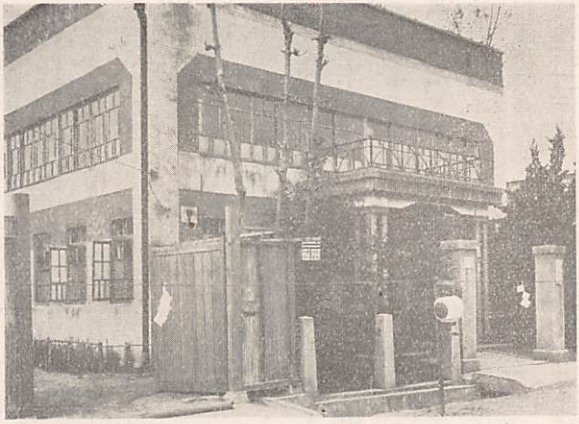
二、上田新聞

明治三十七年一月大塚唯七郎が創立したもので、社は市内綠町に在つた。大正元年の頃にも月十回刊行で大塚氏の單獨經營であつた。氏の歿後間も無く廢刊となつた。

上田タイムス

三、上田タイムス

社は市内連歌町に在り、大正十年三月の創刊で、社長は橋本榮太郎氏である。



北信毎日新聞社

四、上田毎日新聞

社は市内大字上田四、八一六番地に在る、大正十五年九月十五日創刊第一號を發行した。社長は松前七五郎で、創刊當時は紙幅は四六判十六切二頁のものなりしが。昭和五年三月永井政義社長となり、現在にては紙幅菊判二切四頁と成り追々發展の機運に向ひつゝある。

五、此他に大正二年には信濃毎日新聞社、長野新聞、信濃日々等が各支局を設け記者を置いて上田地方の時事の報導につとめ、又東京新聞の中。朝日、日々、國民、報知、讀賣等は各出張所を設け、特派員を置いて上田地方の新聞報導の事に當らしむるやうに成つた。

第十章　土木

第一節　道路、橋梁

道路

停車場埋立

矢場曲輪道路變換

松平神社前道路改修

厩裏町より中學校前の道路

片平町鎌原町間の道路改修取擴め

伊勢町通り開鑿

權現坂下天神町通り道路取擴め

(一)道路

停車場埋立

明治二十二年七月松尾町道路開鑿の殘工事として停車場埋立其他道路切下等の工事を爲す。此工費金二百三十三圓四十七錢七厘、內鐵道局よりの出金九十五圓四十一錢一厘餘が有つた。

矢場曲輪道路變換

新道長廿八間幅七尺五寸內長十八間切下げ工事を爲す。明治二十二年十一月三十日竣工。巨費金十二圓廿五錢

松平神社前道路改修

延長十八間幅二間三尺法一割五分敷三間法尻石積長十六間高三尺暗渠蓋石土端芝付築堤をなす。明治廿三年三月竣工。此工費町費廿五圓四十四錢寄附金四圓五十六錢合計三十圓

厩裏町より現中學校前の通路

明治二十三年八月郡費を以て開鑿す

片平町鎌原町間の道路改修取擴め

片平町より鎌原町に通ずる道路を改修し且其幅を擴めた。長三十間修築長五十間埋立幅九尺に改修。明治二十四年三月竣工、工費三十七圓四十一錢余。

伊勢町通り開鑿

横町より袋町に通ずる新道伊勢町通りを開鑿す、道路延長六十二間三尺幅九尺。潰地七十八坪余。明治廿六年十一月竣工、工費は地元有志者負擔

權現坂下天神町通路取擴め

潰地長二十八間幅三尺、此坪數十四坪。地元有志者企業施行

鷹匠町道路改修

鷹匠町道路改修

道路改修と同時に用水路を附換を行つた。道路長百三十四間幅二間、此面坪二百六十八坪、用水路長百四十間。明治三十一年五月竣工。工費八十七圓九十一錢。

常入熊野小路改修

常入熊野小路改修

熊野小路道路改修と同時に用水路の附換を行つた。工事道路長五十三間幅二間五分に擴む用水路長六十間、潰地坪數五十九坪。明治三十一年三月竣工。工費百四十五圓四十五錢。

馬場町通り道路改修

馬場町通り道路改修

道路改修と同時に用水路長百三十二間、道路長百三十間、幅四間、此面積五百二十坪。明治三十三年六月五日竣工。工費二百八十七圓七十錢。内町費八十六圓三十一錢、寄附金二百一圓三十九錢

鎌原より新屋に通ずる道路改修

鎌原より新屋に通ずる道路改修

用水堰縁石積五十八間二分、道路長三百二十五間、同縁石長二百八十丸間。明治三十三年十二月竣工工費二百八十八圓余。内町費八十六圓四十二錢、寄附金二百一圓八十九錢余。

橋梁

(二)橋梁

上田橋の架設

上田橋の架設

中之條村中澤吉太郎は、明治五年五月より向十五ケ年間諏訪部、船橋の受負を出願して許可と成りしも、明治十八年七月一日の洪水の爲めに、今迄の船橋が流損して、假船橋を架する必要ありし時、從前の船橋の位置は、新に開通した縣道よりは、凡百間程も下流の方に在り、往來の不便甚しかつたので、中澤房吉は中之條村總代等と共に、假船橋の位置を縣道近く、上流の方に移さんことを請願して、許可

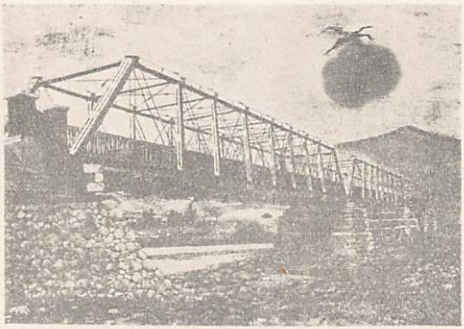
と成つた、此時の縣道川筋船橋の位置は、左圖の如であつて、千曲川は四つに分流し、其四ケ所に橋が架つて居たのである。

明治十八年十二月、中澤房吉、浦野驛組合驛傳取締人倉澤良治等より、長野縣に出願した、船橋營業願に添附した地圖に據ると、千曲川は南方に寄り、二つに分流し、其河道は中之條村地籍に在つた。

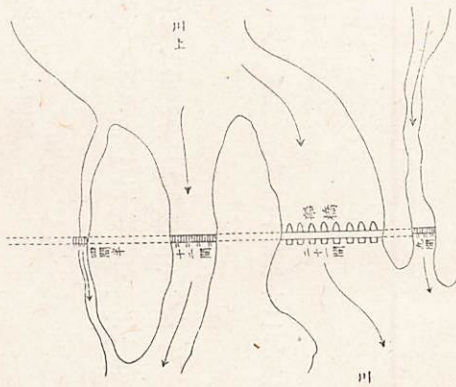
中澤の船橋受負が、明治二十年三月滿期と成らんとする時、延期願を出して七年間許可となつた（中之條中澤氏資料）

然るに信越線が開通して上田常入の字北天神に、上田驛が設置され、縣道第二線路も開通し、上田橋は二十貳年十一月起工し、翌二十三年三月竣工した。此橋は橋台煉瓦造り、橋体はプラット構桁木鐵混三連で、當時に於ては本縣内、新式堅牢なる橋梁の一として、推稱された程で、長百十二間幅十七間あつた。此の如き立派な橋が出來たが、明治二十五年の洪水の折、右岸堤防潰したるに依り、左右兩岸に各一連を增加して五連とした。此上田橋出來したので、諏訪部橋通行者は著し

上田橋



上田橋



く減少し、收支相償はない上に、二十九年七月一日の洪水の爲めに、渡船が流失した多かつたので、七月廿日受負廢業を縣に提出して許可となり、茲に永き年月の間交通の便を與へた諏訪部橋は廢止と成つた。（中澤史料）

東町橋

明治二十三年東町橋の架け替を爲し五月十三日竣工した。此工費三十圓。木橋

浮世橋

明治二十三年遊廓道浮世橋土橋を木橋に架け替へた。長さ七間二尺幅二間。此工費金百六十圓、內寄附金百五圓十四錢。町費五十四圓八十六錢。八月二十三日竣工。

西脇新町境橋

長八間三尺幅一間四尺の土橋の架け替を爲した。工費五十四圓八十一錢二厘。明治二十三年九月九日竣工した。此橋は木橋に架け替へすこととなり、工費百二十八圓五十七錢を以て十二月廿八日落成した。

車坂通り前川橋

明治二十四年架け替へ、木橋長四間四尺幅八尺。二月十九日落成工費拾八圓三十二錢。此橋は同三十一年十一月又架け替へた。

新田黃金澤橋

明治二十五年架け替へ工事を行ひ、長三間三尺幅九尺の木橋十月八日竣工、工費金二十四圓五十二錢

同三十一年七月長三間幅八尺の木橋に架け替へた。

木町橋

明治二十八月架け替工事を爲す長三間半幅二間の木橋、十一月廿八日竣工。此工費六十一圓余

坂下前川橋

辨天橋

柳橋架替

權現坂下前川橋

矢出澤橋架替

柳町橋架替

治水工事

大星河原治水堤防修築

坂下通り前川橋

明治二十九年二月八日架け替へ。長八間幅一間半。此工事費六十四圓

辨天橋

架替工事、明治二十九年工費百十八圓十錢を要し、長四間一尺幅十尺四寸の木橋。工費二百十五圓餘を要し、明治三十一年八月十七日竣工した。

柳橋架替工事

長三間三尺幅二間の木橋、工事費八十二圓余を費し、明治三十一年十二月二十一日竣工した。

權現坂下前川橋

長二間幅七尺の土橋を木橋に變更した。明治三十一年十二月二十八日竣工した。

諏訪部矢出澤川橋架替工事

明治三十三年五月廿四日竣工した。

柳町橋架替工事

工費百二十六圓五十錢を以て長六間幅一間五分の木橋、明治三十三年十一月二十日竣工した。

第二節　治水工事

大星河原治水堤防修築

黃金澤は俄の豪雨ある時は土砂を押出し、大星神社大輪寺方面に大なる被害を與へること古より度々であつた。明治二十五年此處に治水堤防片合掌長三十二間腹付長十三間半、同長七間半杭柵長二十一間、片合掌長二十間道緣柵長二十一間、同石積延長九間を修築した。工費を要する二百圓餘、內寄附金百十七圓五十六錢。同年十一月二十六日竣工した。

常田堰護岸

明治三十三年黄金澤河岸に一號長拾間二號長八間三號長八間四號長四間計三十間の片枠を築設し又延長六間の石堤を修築した。同年七月廿四日竣工し、工費百七十四圓五十九錢を要した。

常田堰護岸

加賀川通り堤防、神科村地籍字下河原に長七十五間、平均高二間馬踏二間敷七間表法一割五分裏法一割の河岸石堤及川表根堅めの爲め二十五組の楯枠を沈設し、神川村字鳴澤に長九十五間法高四間、平均厚二間馬踏六尺の河岸石腹付及川表根堅めに長九十間の續木床を沈設した。明治三十年七月十四日落成。此工費三千六百二十一圓九十四錢、內縣費補助千四百十三圓九十一錢。

明治三十二年又常田堰護岸工事を爲す、加賀川通り堤防神科村地籍下河原に長七十八間法高四間五分水平厚九尺面三百五十一坪の石腹付及長四間幅二間の木工沈床十五ヶ所の沈定をなし、神川村字鳴澤に長百三十間法高五間水平厚九尺面六百五十坪の石腹付及長四間幅二間の木工沈床八ヶ所の沈定をなす。同年五月二十五日竣工。工費四千四百三十八圓八十一錢。內縣費補助二千七百四十九圓四十錢。

附記　此常田堰に關する工事、明治三十年及同三十二年兩度工事費は、大字常入地籍內の田地戶數に賦課したるを以て、上田町の事業なりと云ふも其實は常入區の事業の如きものである。

諏訪部入口道路脚底河岸修築

諏訪部入口道路脚底河岸修築

石腹付長二十二間高一間面積三十三坪、明治三十二年二月十二日竣工、工事費百四十二圓六十五錢。

第十一章　市街の發達

第一節　松尾町

松尾町

明治二十一年八月、信越線長野上田間開通、上田停車場北天神に設置せられしかば、上田町より此所に通ずる道が、海野町大手前、原町より堺町と相會する、街路の南方より停車場迄、開通する事と成り、此新道路の兩側に人家立ち並び、商舖軒を連ぬるに至り、茲に松尾町が出來した。爾來上田町の重要街の位置を占むるに至つた。

第二節　北、南天神町及三好町

北南天神町

㈠北、南天神町

明治二十三年、府縣道上田松本線所謂第二線路が上田停車場より改修せられてより以來、此道筋に沿つて人家追々建ち始め、明治二十七年頃に至り益盛に建築せられ、町並を成すやうになつた。町名は小字地名に因つたのである。

三好町

㈡三好町

上田橋南方なる三好町も天神町と同時に、今迄は人家とては一軒だも無かりしに、道筋に沿つて人家の建てらるるもの漸く多くなり、町並を成すやうになつたのである。

第三節　蠶影町、榮町

蠶影町

㈠蠶影町

權現坂下より、天神町に通ずる道路は、明治廿七年頃、地元有志者の企に依り、取擴工事を行ひし事ありしが、同三十五年道路改修工事を行ひてより、漸次人家の建てらるるに至り、蠶影町と名づけた。以前は此あたり、水車屋二軒ありしのみはりと云ふ。

榮町

㈡榮町

大正六年榮町線として海野町より綠町までの道路改修の結果形成した。

第十二章　基督教會

第一節　上田日本基督教會　上田市大字上田・車坂町に在り

上田日本基督教會

明治九年十月の創立で、上田藩士稻垣信といふ人、明治維新の際長崎に遊學し、次で京濱間に遊學した。其間にフルベッキ、ヘボン等の外人の教を受けて基督教の信者と成り、上田歸來の後、熱心に親戚知友の間に其教を說き、玆に三十餘名の同志を得此會を創立した。此上田日本基督教の名稱は他の教會の如く外國の名を用ひずして、又外國より何等の援助等をも受くることなく、獨自の信仰力に賴て教會を發達維持せんとする所より來つたのであると云ふ。

教會堂は創立當時は金山町に在りしが、明治十九年七月十五日、上田市大字上田五千三百八十三番地車坂に新築して、此處に移り現今に及んで居る。此教會の傳道婦と成つて大に信仰の爲めに働いたのは常田町の小島廣子女史であつたと云ふ。創立以來牧師の代ること十八回、牧師の外に教會長老と云ふがあり傳道に盡方して居る。現在は馬場町遠藤鐵太郎外六名。現在信徒數五十六名、日曜學校在籍生徒數七十八名を有す。

小島廣子

第二節　天主公教會　上田市常入樣現坂上に在り

天主公教會

明治三十年佛人宣教師ペリー、上田に天主公教會を創め、教を說きしが、其後一時閉鎖するに至り、

松本教會より宣教師が出張して、上田、小諸、臼田あたりまで廣く其教を說き弘めた。大正二年十月に至り、宣教師セスラン上田教會を再興し、初は鷹匠町に在りしが、後新參町に移轉した。初めて教を說き創めた頃は、信者僅かに四名程なりしも、新參町當時には約五十名に及んだ。昭和二年常入權現坂上の地現在の處總坪數八百五十余坪の地に工費約二萬圓を以て新に聖堂司祭館應接室傳道師住宅等を建築し、此所に移轉した。

天主教會堂



此移轉當時より、大司教ペトロ・レー此に來り住し、說教に勤めしが昭和六年死去した。此時には信者も頗る其數を增し、約百九十名に及んだ。此大司教には種子の捨て蒔といふ面白い話がある。其は大司教ペトロ・レーが諸方に出懸くる時には何時もポケット內に、西洋種の花卉或は野菜物などの種子を入れて居り、畑地でもあれば惜し氣もなく其種子を其所に蒔き捨てるのである。或る人曰く其やうな事せずして、未だ知らぬ人々に頒ち與へて、適當に蒔き作らしむる事宜しからんと云ふ、ペトロ・レー曰く然かする方宜しかるべしと思へど、毛唐の種子など云ふて之を快く貰ひ受け、播種する者が無いので此の如くするのである。かくする時は多くの種子の中に、幸に芽生へ成長する者ある時は、人々之を珍奇として注意栽培する故に、自ら弘まるからであると云ふた。昔時弘法大師は諸國廻教の際、一地に珍らしき野菜又は穀類などある時は、其種子を貰ひ受け之を携へて他所に赴き、其地に若し其種の者之れなければ、乃ち其所の人々に新しき種を與へて之を作らしめて有無を通じ、人をして大に感謝せしめたと云ふ話にも比べて、此大司教の種子の捨て蒔は、いかにも面白い事と思ふ。

此教會の附屬事業としては、修養團体として姉妹會と稱するがあり、年に一回姉妹バザーを催して社會事業の一救助を爲す。又四月より十二月に至るまでの間、幼稚園を開き保育の事業にも從事する。けれども入園幼童の數はまが小數で十名內外である。

第三節　日本メソヂスト上田教會

カナダメソヂスト教會で布教傳導の事を我上田の地に創めたのは、明治廿五年長野教區主任ヂェー・ジー・ダンロップが其年の五月上田松本に講義所を設置し、上田へは伊東義利を補助傳導師として派遣し、上田鎌原に借家して、此教を說いたのが其發端である。翌二十六年には房山にも講義所を設置して青年會を組織して大に活動したが、河合操、小宮山彥三郎等の諸氏會員として熱心に奉仕したとの事である。

上田講義所

教會設立

教會設立　明治廿八年小諸方面にも傳導を擴張するに至つたので、教會堂の設立の必要を生じ、町內連歌町に土地屋舍を買求め修繕を加へて假會堂とした。時は明治卅年四月十六日であつた。此年の五月始めて英語聖書研究會即ちバイブルクラスを開いた、蓋し此種の事は上田に於ては嚆矢であらうと謂はれる。六月村岡牧師の時上田講義所と田中講義所とを併合して、上田教會と云ふ資格と名稱とを與へられた。創立以來上田講義所が上田教會となる迄、上田方區に於て受洗した信徒は十九名であつた。

上田教會

幼稚園設立

梅花幼稚園の設立　明治三十三年カナダ婦人傳導會社と協力して、丸堀に幼稚園を創立し、同時に幼稚園保姆傳習所を併置した。此事は當時に在ては衆人の注意せし有益なる事業の一であつた。此事業に關して非常なる努力を以て事に當つたのはミス、デウオルフであつた。丸堀の他此教會の力に賴て幼稚園の開催されて居るのは當田幼稚園である。

日本メソヂスト上田教會

日本メソヂスト上田教會

明治四十年日本に於ける三派のメソヂスト教會は、合同して日本メソヂスト教會を組織し、外國の傳導會社より獨立し新條例を設け、初代監督に本多庸一を推擧せし時、カナダメソヂスト派なりし上田教會は其合同に加はり、日本メソヂスト上田教會と稱するに至つた。此年迄の受洗者總數は百三十六人と稱せられた。

會堂新築

明治四十三年牧師加藤新太郎來田以來、會堂建築の事に盡力し、同四十五年に至り連歌町に新築會堂竣成し、同年六月獻堂式が擧行された。昭和の初頃より連歌町の地域は、敎化傳導の中心たる會堂の存在地としては、極めて不適當なるを痛感せらるゝに至つた。故に昭和九年八月、商工會議所建築豫定地の一部を購入して工を起し、會堂牧師館等成り、同十年四月二十二日、日本メソヂスト教會監督赤澤元造氏等の臨席の下に盛大なる獻堂式を擧行した。

信者數

教勢は傳導開始以來約五十年を經たる昭和十二年末に於ては、會員總數三百十七名である。

上田ホーリネス教會

上田ホーリネス教會　上田市大字常入下常田町に在り

創立は昭和二年四月にして、信者數は現在 昭和十一年 八十三名を有す。

第十三章　兵事

第一節　西南の役

西南の役

明治十年西鄕隆盛の亂即ち西南役に於て、上田町出身の陸軍少尉縣山盛修同伊藤祐義の二名出征官軍中に在り、縣山少尉は人吉の激戰に於て重傷を被りしも幸生命に別狀は無かつた。又新撰旅團に編入され

重傷者

戰死者

第一大隊に屬せし警視局二等巡査石川康蕃は、八月三十一日大隅國清生村の戰に於て戰死した。此外新撰旅團第二大隊に屬した人々に多田義生、柴田銛夫、藤井鏻次郎、竹内金市、篠原新、荒木木生、宮下繁次郎、淺井一二三、平手英の九名があり、何れも四等巡査であつた。（警察史料）

新選旅團

新選旅團　警視局巡査を以て編成した別働第三旅團は、賊の拔刀隊に對抗して奮戰格鬪到る所其功を奏せしが、七月に至り賊勢漸く窮蹙し、鹿兒島方面に漸次退却し、官軍に降伏する者踵を接する有様なりしに依り、其宣撫警戒の任に當り、又時としては猶賊兵と白刃を交ふる事を得るには、一に巡査の力に賴るを以て、内務省に於て新に旅團兵を臨時に募集し、出願した巡査を以て編制し、之を陸軍省に屬させて、他の軍人と同一の用を爲さしむる事としたのが新選旅團である。此旅團編入者は次の如き誓詞を連名を以て新選旅團司令長官宛に差出した

此度新選旅團へ編入被ㇾ命候上は、身命を抛ち從事すべきは勿論、陸軍一般の御定規を遵行し、解散の御下命迄は妄りに私情を以て決して離隊等申出間敷候依て誓文如ㇾ件

そして非常警戒の事終つて解除する時は、編入の巡査は悉く内務の方に交付するに定つて居た。

此旅團は七月廿八日陸軍少將嘉彰親王に從て出征し都城方面に向ひ、七月三十一日別働第三旅團は解隊となり、新選旅團に編入さるゝ事と成つた。鹿兒島の亂平定の後、十二月二日出發東京に歸り三十日解團の命に接した。

第二節　日清戰役（明治廿七八年戰役）

日清戰役

三億兩の軍費賠償金

三國干涉遼東半島還附

此戰役は我國で徵兵制採用後、外國に對して堂々宣戰の布告をなし、擧國一致海に陸に奮戰健鬪して大勝利を博し、二十八年三月三億兩の軍費賠償金と、台灣及遼東半島の割讓で講和と成りしも、やがて三國露・佛・獨の干涉に依て、遂に遼東半島を清國に還附し、五月十日還附の詔勅が下つたと云ふ、喜悲交

至る我國未曾有の戰であつた。此戰の時には國民皆非常の覺悟を以て、國難に當る決心であつた。故に軍事公債募集などの時には、皆奮て之に應じたものである。我上田町などでも此樣の事が有つたと思はれるも、今之に關して史料が無い、又出征兵士などの狀況も詳かでない。唯此戰役後に海軍少將に昇進した世良田亮が、未だ海軍中尉なりし頃、葛城艦長として黃海の海戰や、威海衛方面に轉戰した事は、特に記すべきである。戰病者として陸軍技手臼井信太郎が、出征中三月五日盛京省柳樹屯に於て病死し、七月八日城下村陸軍輜重輸卒橫關嘉三郎が台灣基隆病院で、上田町同卒植村玉吉が九月十二日台灣彰化病院で病死した。此時城下村よりの從軍出征者は二十一名であり、戰後明治二十九年四月日清戰役記念碑が、城下村有志者に依て、大字諏訪形字西海道に建てられた。後に日露戰役忠魂碑が建てられた時、字宮田に移轉した。

海軍少將世良田亮

城下村日清戰役紀念碑

上田町の從軍志願

從軍願に對する詔勅

上田恤兵會

上田町の從軍志願者及上田恤兵會

上田町に於ては、七月二十五日の豐島沖の海戰の捷報を聞くや、皆驚喜雀躍恤兵部に獻金を願ひ出づるあり、或は奮て軍に從はんことを、乞ふものあるに至つた。鈴木昌壽の如きは衆に先じて、恤兵部に金百圓の獻納を出願し、同時に又從軍願の事は、他處にも之れありしと見え、畏くも天皇陛下より從軍願に對する詔勅をも下し給はり、國に常制あり民に常業あり、非常徵發の場合を除くの外は、從軍の願は御允許あらせられぬ旨を仰せ出されたから、鈴木の願は勿論採用には成らなかつたが、或は他にも此考のものもあらんかと、上田町役場にては此趣を達し、且人々其本業を務むるこそ、報効の誠を致す道なるを說き諭すことを、各町區長等に通達した。

八月下旬より九月上旬にかけて、小縣郡內の第一充員後備の兵士は動員された。於是出征軍人家族救恤の議が、町內有志者間に起り、九月二十四日上田恤兵會が成立した。此會で定めた家族慰問法は

上田町軍人家族慰問方法

上田町軍人家族慰問方法

第一條　豫後備軍籍に在て先般召集に應じ、入營せし者の家族を慰問する爲め、左の方法を以て贈金すべきこと

入營家族五等の區分

一　入營者家族を五等に區分し、一等二等の家には金三圓乃至五圓を、慰問として一時に贈與し、三等四等五等の家には、金一圓五十錢乃至六圓を慰問とし、月々贈與すること

但月々の贈與は一ケ年を定度とし、若本人一ケ年以内に歸鄉する時は、其翌月より贈金を停止す

第二條　豫備後備の外現役兵の家族を慰問する爲め、金三圓乃至金五圓を一時に贈與すること

第三條　前條の目的を達する爲め、金六百圓を有志の義捐に求めること

第四條　義捐金募集は發起者にて擔任すべきこと

第五條　發起者中出納擔任者二名を互選し、出納に關する一切の事務を擔任せしむること

第六條　發起者中評議員五名を互選し、本件に關する臨時の事件評決施行せしむること

第七條　募集金は信任ある銀行へ當座預けとなすべきこと

といふであつた。そして此時の上田町出征兵士は現役二十二名、豫後備合せて二十三名合計四十五名なりしと云ふ。

上田町出征兵士

應召兵の出發狀況

上田驛

小縣郡内の豫後備兵が召集されて、上田驛より出發した者は頗る多かつたが、其當時上田驛の狀況を記したものゝ内に、次の如く述べたのがある「三十一日第一列車より各出陣の兵士は村内の有志者に送られて停車場に集られたるが其狀況の盛大なる送別若くは見送りには曾て無き處なるが故今更一班を記さんに、各町村にては出陣の兵士の爲めに、祖道の宴を張り且白地に送何々兵某君、或は帝國皇帝陛下萬歳、帝國海陸軍萬歳と大書したる大旗に、旭日の旗章赤く畫きたるものを、朝風に颯と飜し西より東より南より北より群ひ來れる樣は、恰も朝鮮の戰地も斯くやと思はれたり、驛て停車場内に並列せる見

送人と兵士とは、互に勇めつ勵されつ、背傷をば受けまじな、北京落城の吉報を與へてよなど、語る口調も勇氣凛々口邊に迸れるは最と愉快なりし、汽笛一聲發車を報ずるや、兵士諸君萬歳、帝國萬歳の聲は百雷の一時に轟くかと疑はれ、山川爲めに振ひ近來稀に遇ひたる壯絶快舉なりし」上田鄉友會誌　此記事でほゞ此當時の上田町あたりの情況は察し得られると思ふ。

第三節　日露戰爭（明治三十七八年戰役）

日露戰役

開戰の原因

日露戰爭は日清戰役後三國干涉に依り、一旦獲得した遼東半島も、清國に還附するの止むなきに至りしが、清國に還附した遼東半島は、間もなく露國の旅順口租借に依て、其勢力圈内とならんとした。我日本人は貴き血しほを流して獲た半島の地が、東洋平和を名として、我に還附を迫りし露國の掌中に入らんとするを見て、憤慨禁ずる能はざるものがあつた。又我國が滿洲朝鮮方面に於て、日露兩國戰爭の原因とならんとする點を解決せんと交涉したるに、故ら其交涉を遲延し、一方軍事計畫を盛に進めるといふ暴狀を爲したので、我邦も堪忍袋の緒を切て、遂に戰を宣したのである。故に我日本としては、遼東半島還附以來、臥薪嘗膽何時かは彼に目に物見せんと、憤を忍んでは時機の至るを待つて居たので、彼露國に對して戰を宣したのは、快心の至であつたとは謂へ、彼露國は當時歐洲第一の强大帝國で、之を敵とすることは中々容易な事では無いと云ふ事は、我國民一般に考へた所であつた。故に戰の始まるや、出征の兵士は一死報國の忠烈に燃え、此を送る在鄉の國民は、壯んに其意氣を激勵すると同時に、内に在つて後援の事に、缺くるなきを覺悟した。此時明治三十七年二月、小縣郡長、郡會議員、警察署長、各町村長發起人となり、小縣義勇會を組織して、出征軍人軍屬の家族の慰安保護、戰病死者遺族に對する慰問扶助、出征軍人軍屬に對する慰問贈物等に、斡旋盡力する事にした。又軍事費多大なりし爲め、國庫債券の募集あつた時には、小縣郡の募集額六十八萬千二百二十五圓に對し、應募申込額は實に

小縣義勇會

二百七十九萬六千百圓に達した。以て奉公の念熾烈なりしを、察すべきである。かゝりしかば上田町に於ては、出征軍隊輸送の列車が、上田驛を通過する事ある時は、市民は誰注意すると云ふにあらねど、上田驛あたりに群集して激勵、萬歳の喊聲を揚げて、之を送つて征途を壯んにした。此の如く市民の意氣盛なるものありしかば、戰勝報知の新聞號外など出た時には、競て之を求め、一枚の新聞紙は手より手に渡りて讀まれ、大戰勝の報告ある毎に、驚喜して提灯行列を行ふことも度々あつた。此戰勝祝賀の提灯行列の、最も盛なりしは旅順口の陷落、奉天の占領、日本海々戰の大勝利の時なぞであつた。

出征軍人上田驛通過の光景

戰勝の新聞號外

此戰役從軍出征者數は

上田町從軍出征者

上田町

將校　十九名　準士官　二名　下士　六一名　兵卒　二八三名　合計　三六五名

城下村出征者

城下村

將校　三名　準士官　二名　下士　一六名　兵卒　六七名　合計　八十八名

であり、戰病死者は

上田町　戰死　一五名　病死　八名　傷者　三七名

城下村　戰死　三名　病死　三名　傷者　八名

であつた。序に小縣郡内の從軍出征者は

小縣郡出征者數

將校　六一名　準士官　二五名　下士　三五五名　兵卒　二五四四名　名計　二九八五名

戰病傷者は

戰死　一六三名　病死　六五名　傷者　三四五名

上田市内で此戰役に殊勳ありて、金鵄勳章を授けられた者、

上田市内殊勳者

上田町　功四級一名、功五級五名、功六級四名、功七級二十七名

城下村　功五級二名、功六級一名、功七級一〇名
であつた。序に小縣郡中金鵄勳章を授けられた數を擧げると
功四級七名、功五級一四名、功六級九人、功七級二八六名　合計三一六名

上田町戰病死者名

歩兵曹長勳七等功七級	金井萬兵衞	後備歩兵第十五聯隊　盛京省小東溝東方高地にて戰死三十七年八月十九日
歩兵伍長勳七等功七級	荒井松次郎	歩兵第十五聯隊第三中隊　盛京省大平溝東南千五百米高地　九月二十二日
砲兵軍曹勳七等功七級	瀧澤清晉	野戰砲兵第十三聯隊　出征中盛京省八家子にて罹病　十一月二十一日死
歩兵曹長勳七等功七級	秋山繁彌	歩兵第二十五聯隊　盛京省松樹山にて戰死　十一月廿六日
歩兵一等卒勳八等	藤田駒太郎	歩兵第二十五聯隊　盛京省旅順口赤坂山にて戰死　十一月卅日
歩兵伍長勳八等功七級	村田晉吉	歩兵第二十五聯隊　盛京省二〇三高地にて戰死　十二月五日
歩兵伍長勳八等功七級	荒井榮吉	歩兵第十五聯隊九中隊　盛京省沙嶺堡にて戰死　三十八年三月二日
歩兵上等兵勳八等功七級	深井吉助	近衞後備歩兵第三聯隊　盛京省唐家屯附近にて戰死　三月三日
歩兵少尉正八位勳六等功五級	峰村太郎	歩兵第四十七聯隊　盛京省胡家台附近にて戰死　三月五日
歩兵一等卒勳八等功七級	伊達賢之助	歩兵第十五聯隊第二中隊　盛京省三台子附近にて戰死　三月八日
同　勳八等	砥石房太郎	歩兵第三聯隊第三中隊　盛京省田義屯南方にて戰死　三月九日
歩兵二等卒勳八等	堀內濱治郎	歩兵第三聯隊補充大隊後備歩兵一聯隊一中隊　盛京省田義屯東南高地にて戰死　三月九日
歩兵少佐正六位勳四等功四級	吉岡銀一郎	歩兵第二十七聯隊　盛京省北陵附近にて戰死

歩兵上等兵勲八等	松本喜久次郎	歩兵第十五聯隊補充大隊	出征中罹病四月二十六日死
歩兵一等卒勲八等	柳原喜三太郎	後備歩兵第四十九聯隊	盛京省芹菜堡子にて戰死
輜重輸卒	田口賢三	第一師團第五補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　八月二十七日死
歩兵一等卒	横尾仲五郎	近衞歩兵第三聯隊	盛京省樣子嶺附近にて戰死　三十七年七月三十一日
歩兵一等卒勲八等功七級	北村勇	歩兵第十五聯隊	盛京省砲熕溝西南方高地にて戰死　八月十四日
輜重兵上等卒	竹内卯三郎	近衞師團第九補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　八月二日死
歩兵一等卒勲八等	上松貞作	歩兵第十五聯隊	出征中盛京省にて罹病　八月二十一日死
輜重輸卒	有賀音次郎	近衞歩兵第六補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　七月二十日死
騎兵一等蹄鐵工長	林新平	騎兵第十六聯隊	内地勤務中職務の爲負傷後　七月二十二日死

以下城下村分

輜重輸卒	宮下市太郎	第一師團第十二補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　三十七年十二月十日死
輜重輸卒勲八等	桑原義衛	近衞工兵大隊第一中隊	出征中盛京省にて罹病　十一月二十八日死
歩兵上等兵勲八等功七級	西澤方三郎	近衞歩兵第三聯隊	盛京省樣子嶺附近にて戰死　七月三十一日
歩兵一等卒勲八等	荒井茂太	歩兵第十五聯隊	盛京省沙嶺堡にて　三月二日負傷　同月六日死
歩兵一等卒勲八等功七級	加々井源一郎	近衞歩兵第三聯隊	盛京省唐家屯北方高地にて戰死　三月六日
歩兵上等兵勲八等	申澤惠衛	（戰死時日及場所不明）	

戰役紀念碑

戰役紀念碑

戰役中多大な後援を爲した小縣義勇會は明治三十八年九月ポーツマス條約締結、日露國交回復せしを以て、翌三十九年七月二十五日協議の上戰役紀念の碑を建てて永く後世に傳ふるに決し、建設費二千圓を議決した。建設位置は舊城阯二ノ丸地域と定め、招魂社境外地として七十坪の地を上田町丸山平八郎より寄附せられ、碑石は奥州仙臺に求め長二十二尺五寸幅八尺厚一尺八寸の者を用ひ、碑文と揮毫は乃木將軍に依頼し、明治四十二年四月二十日建碑し了つた。碑文は次の如し

日露ノ戰小縣郡ヨリ出テ軍ニ從フ者三千一百余人命ヲ殞ス者二百三十余人傷病者亦勘カラズ郡ニ在ル者ハ宣戰ノ詔下ル日義勇會ヲ創メ、内外相援ケテ報效ヲ圖ル、既ニシテ和成ル郡人記念ノ碑ヲ建テントシテ文ヲ請フ乃叙シテ之ヲ表ス

明治四十二年三月

源　希典誌

小縣郡義勇會建

乃木將軍揮毫の碑



海軍三提督の來田

第十四章　諸將軍の來田

第一節　海軍三提督の來田

明治三十九年五月元帥伊藤祐享、其知人上田町飯島七郎兵衛の勸誘に由り、上田に來遊し、其より川中島古戰場を訪ひ、長野市に赴き、忠靈殿に參詣することとなり、軍令部長海軍大將東鄉平八郎、横須賀海軍鎭守府司令長官海軍中將上村彦之丞の二將軍をも伴て、五月十日三將軍打揃つて來田された。伊東元帥は日淸戰役當時海軍々令部長の要職に在り、又黃海大海戰には聯合艦隊を率ひて、淸國北洋艦隊を擊破して偉勳を樹てられた名提督であり、又東鄉大將は東航せるロ國バルチック艦隊を對島水道附近に邀へ擊て之を殲滅し東洋のネルソンと稱へらるる名提督であり、殊に其時皇國の興廢此一戰に在り、各員一層奮勵努力せよ、との將軍の信號は、三尺の兒童と雖も、之を誦する程有名なるものであつた。又上村中將は浦鹽艦隊出動南下に備ふる任務に當り、其行動は極秘に附する必要があつたので、人知れぬ苦心を爲しつゝありしも、動もすれば世人の誤解を招き無能と謂られ、然も之を辯明する自由を得なかつたのである。然るに三十七年八月十四日、浦鹽艦隊出動南下せるを蔚山沖に邀へて之を破り、其有力艦リューリックを擊沈し、以て此後日本海方面に敵艦隊來襲の憂を除き、我全艦隊を擧げて來航のロ國バルチック艦隊に當るを得しめたる大功ある提督で、此三將軍共に皆史的存在價値を有つ人々である。

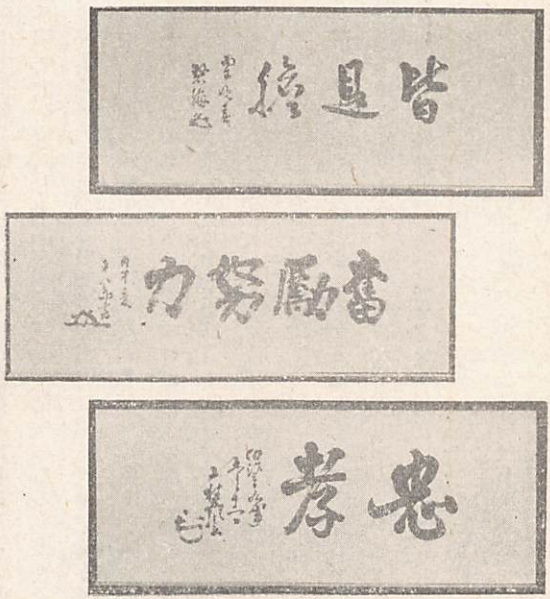
此等將軍が我上田町に來遊せらると云ふので、其歡迎の熱意は非常なものであつた。五月十日午後五時三將軍は上田驛に其雄姿を顯し、やがて車中の人と成て、横町なる飯島七郎兵衛氏邸に向つた。此時驛頭より松尾町、海野町、横町通り、文字通り立錐の地も無き歡迎者の堵列、皆滿腔の敬意を表して之を迎へ、名將軍又一々擧手して之に答禮された。三將軍は飯島邸に十日十一日の二泊を重ね、其間懇請に依り、小縣蠶業學校、上田中學校、高等女學校、小學校等に臨まれ、全生徒に或は訓話を與へられ、或は記念の植樹等の事があり、將來ある少靑年に大きな印象を與へた。小學校に於ては、尋常四年生以上、高等女學校、女子技藝學校生徒等合せて二千餘名に向ひ、伊東元帥は「此の如き立派な校舍で、良い先生に敎を受けるのは、誠に仕合せの事である、故に諸子は學校に在ては能く先生の敎を守り、家に歸り

歡迎者通路に堵を爲す

諸學校に臨まる

ては兩親に孝を盡し、兄弟は互に仲睦じくし、成人の後は各其志す所に從て、國家の爲めに十分盡されんことを希望する。」と云ふ意味の訓話を爲れた。中學校十二に於ては、宮本右次校長の乞に依て、伊東元帥は皆是膽、東鄉大將は奮勵努力、上村中將は忠孝の揮毫の後、講堂に於て三將軍各一場の挨拶訓話を爲し、了つて校庭に記念として月桂樹を植ゑられた。當時の學生にして、日頃欽慕想望して居た此等偉人の風貌に接し、親しく訓諭する所を聽くを得た者は、蓋し終生忘れ得ざる感銘印象を得たことゝ信ずる。當時の揮毫は額面として保存されて居り、月桂樹は年と共に其繁みを增して居る。町民の歡迎に熱心なりしは、古來上田城祭と稱した祇園祭にのみ限て出演した當田獅子が、此時三將軍の覽に供して旅情を慰めんとて、慣例を破つて出演した事に依ても察する事が出來ると思ふ。猶千曲川に於ける鮠漁の清遊も大方ならず、將軍一行の悅に入つたとの事である。

三提督の揮毫



猶玆に特筆すべき美談がある。其は東鄉上村の二將軍は、前夜の招待晩餐會の席上にて、慶應三年京都に於て暗殺されし、故赤松小三郎先生の事蹟に關する談話を聞かれ、其昔し京都に於て、先生が薩藩

士等に兵學を教授せし當時を追懐し、感慨禁ずるものあり、翌十一日の夜故赤松先生の近親なる芦田諸氏に金八千疋を贈り、故先生の靈前に供へ以て、其靈を弔ふことを依囑した事である。定めし地下の先生も此情誼を喜ばれた事であらう。五月十二日には三將軍は上田を去て、川中島に向はれた。

第二節　乃木將軍の來田

乃木將軍の來田

三吉米熊氏の家庭訪問

來田の吹聽無し

乃木將軍は曾て明治の初年、東京鎭臺第二上田分營長として來田し、上田城の請取など爲られた事は既述した所であるが、日露戰役の後明治三十九年五月信濃の地に入り、諏訪、松本を經て長野に出で、善光寺に詣でたる後、同月十七日上田に其雄姿を現はされた。此來田は時の小縣蠶業學校長三吉米熊氏の家庭を、訪問する爲であつたのである。三吉米熊氏の先考愼藏翁は、長州豊浦藩士で坂本龍馬などゝ共に國事に奔走した人であるが、乃木將軍は曾て翁を師として武術を學んだ事もあり、且又翁の推薦に依り海外留學の志を果すを得たので、常に翁の爲す所を德として居られた。此故に其嗣子米熊氏の家を訪ふたのである。將軍の來田は前廣に吹聽されたのでは無かつたが、何時しか乃木將軍來るとの聲が傳はり、將軍の上田驛に其英姿を現はした時には、驛前には上田中學校職員生徒をはじめ、各學校生徒の出迎其他市民の歡迎出迎者を以て充たされて居た。將軍は此等の出迎を意外に思はれたのは、中學校職員の一人に向て、靜に自分の出迎の爲めに來られたものかと尋ねられ、其職員は謹んで、閣下の御出迎にかく參りたりと答へしに、將軍は其は如何にも恐縮のことゝ挨拶されたのでも分る。將軍は無數の出迎人の前を、一々擧手の挨拶し乍ら通過せられ、七軒町なる三吉邸に入り此處で一泊せられた。翌十八日には三吉氏の懇請に任かせ、小縣蠶業學校に赴いて參觀し、講話及記念の植樹等を爲した後、上田中學校高等女學校及小學校に臨まれ、夫々一場の挨拶訓話及記念の植樹など爲された。此時上田中學校表庭に植ゑられし記念樹は一本の月桂樹であつた。

ロシア帝國が多大なる經費と勞力とを以て、當時の最新式築城法に依て築き上げ、東洋第一と誇稱した旅順要塞奪取の目的を以て、派遣した第三軍司令官の重任を帶び、其攻圍に惡戰苦鬪の限を盡し、最愛の二子も其戰場に喪ひて、漸く之を陷れ、敵將を降伏せしめたる絶大なる偉勳を樹て乍ら、此攻圍戰には將卒の戰死する者多く、多大の犧牲を拂つたので、たとひ世人が旅順堅塞攻略の功を稱するも、吾何の面目あつて此攻圍戰に犧牲と成りし將卒の父兄に見るを得んとて、其功に誇るが如き氣色は微塵も無く極めて、謙遜なる態度を持せられしと聞及びしが、此度の入信に際しても、豫め吹聽すること無く、微行にも等しき將軍の動行は、一層人をして其高風を欽慕せしめ、やがて其風貌謦咳に接し、其訓話を聽くに及びては深く感銘せぬ者は、無かつたであらう。

第十五章　衛　生

第一節　藩政時代の衛生

衛生

藩政時代の衛生

凶年後の惡疫流行に注意す

衛生の事は近代に至り漸く發達したもので、藩政時代頃に在つては、傳染病流行等に際しては、多くは神佛に其平癒熄止を祈請する位より外に、之と云ふ程の衛生施設も無つたのである。けれども次の如き記載すべきものがある。

凶年の後には概ね惡疫の流行を見たので、天明四年と天保七年とには、惡疫の流行せんことを憂慮して、上田藩に於ては、享保十八年十二月幕府の命に依り、望月三英、丹波正伯の二醫が、諸醫書中に載する所の中から、凶作の年には、止むを得ず雜食するので、其毒に中たるもあり、又凶年の後には惡疫

の流行する事あるに依り、其中毒悪疫の救急法を書き抜いて、注意書を頒ちし事があつた。其を領内に普く知らしめて萬一の救急に備へた事がある。

享保年間幕府より頒布せし時疫救急法

時疫流行、候節此薬を用ゐて其煩をのがるべし

一時疫には大粒なる黒大豆を能く煎りて一合と、甘草一匁とを水にて煎じ出し時々飲みてよし　右「醫幄」に出づ

一時疫には茗荷之根を搗き碎きて、汁を取り多く飲みてよし　右「時疫救急」に出づ

一時疫には牛蒡を搗き碎き、汁を志ぼり茶碗半分程二度飲みて、其上桑の葉を一握り程、火にて能くあぶり黄色になりたる時、茶碗に水四はい入れ二はいに煎じ、一度に飲みて汗をかきてよし。若し桑の葉無き時は枝にてもよし　右「孫眞人食忌」に出づ

一時疫にて熱殊の外強く、狂氣の如く騒はぎ苦しむには、芭蕉の根を搗き碎き、汁を志ぼりて飲みてよし。一切の食物はあたり、又は色々の草木茸魚鳥獣など、食ひ煩たる人其死を免るべし　右「時疫濟急」に出づ

一一切の食物の毒に中り苦しむには、煎りたる鹽を嘗め、又は溫ぬるき湯にかき立てゝ飲みてよし　右「農政全書」に出づ

一一切の食物の毒に中りて、胸苦しく腹張り痛むには、苦參を水にて能く煎じて飲み、食たる物を吐出してよし　右同斷

一一切の食物に中りて苦しむには、大麥の粉をかうばしく煎り、白湯にて度々飲むべし　右「本草綱目」に出づ

一一切の食物に中りて、口鼻より血出でゝ悶え苦しむには、葱を刻みて一合程の水にて能く煎じ、冷し置きて幾度も飲むべし。血止まる迄用ゐてよし　右「衛生易簡」に出づ

一一切の食毒に中りて煩ふには、大粒なる黒大豆を水にて煎じ幾度も用てよし、魚鳥に中りたるいよいよよし

一一切の食物の毒に中りたる時は、赤小豆の黒焼を粉にして、蛤の貝に一つ程づゝ水にて用ふべし。獣肉の毒に中りたるには殊によし　右「千金方」に出づ

一きの子を喰ひあてられたるには、忍冬の葉とも生にて嚙み汁を飲みてよし　右「夷堅志」に出づ

飲用河水の清潔に注意す

一、河堰の水の不潔に注意を與ふ

河水を不潔に爲す事を禁じて、衛生に注意させたのは寛延三年九月、蛭澤川に塵埃其他の汚物を捨てて、河水を不潔ならしむるを嚴禁した事があり。又天保十五年五月には、蛭澤川に塵埃投げ捨てざるやう嚴重に申渡し、且用水の儀は銘々飲用に供するものなれば、相談の上月々懈怠なく掃除を爲し、常に清淨に致す様に説諭し、若し此申渡しに違背し、塵埃などの汚物を川に投捨する者あらば、河水世話役の者其名前取調べ申出づべしと命じた事もある。

此外弘化の善光寺大地震の際、上田町に於ても井戸水涸れ、或は其水質が悪く成りしかば、總て町中を流るゝ河堰等に塵埃などの汚物を投捨して、飲用水を不潔ならしむる事無きやう注意する處があつた。

二、流行病の注意

安政の末頃暴瀉病が流行した、五年九月一日上田藩に於ては次の如き注意書を達した。

暴瀉病、上田藩注意の療治法

此節流行の暴瀉病は、其療治法種々ある趣に候得共、其中素人心得べき法を示す。

豫め之を防ぐには、都て身を冷すことなく、腹には木綿を巻き、大酒大食を愼み、其外こなれあしき食物を一切たべ申間敷候。若し其病催し候はゞ早く寐室に入りて飲食を愼み總身を溫め、左に記す芳香散と云ふ藥を用うべし。是のみにして治する者少なからず。且又吐瀉甚しく、惣身冷る程に至りし

ものは、燒酎一二合の中に、龍腦又は樟腦一、二匁を入れ、之を溫めて木綿の切に浸たし、腹幷に手足へ靜にすり込み、芥子泥を下腹幷に手足に小半時位度々張るべし。

上品　桂枝　細末
　　益智　同　等分
　　乾姜　同

右調合いたし一、二匁づゝ時々用うべし

芥子泥からし粉　うどん粉　等分

右あつき醋にて堅くねり、木綿切にのばし張り候事但間に合はざる時は、あつき湯にて芥子粉ばかり煉りてもよし

又法

あつき茶に、其三分一燒酎を和し、砂糖を少し加へ用うべし。但座敷を閉ぢ木綿布等に燒酎をつけ、頻りに惣身をこするべし。

但手足並腹冷る所を、溫鉄又は溫石を布に包ふて、湯をつかひたる如き、心持になる程こするも又よろし

右は此節流行病甚敷諸人難儀いたし候に付、其病に拘らず早速用ゐ候て害なき藥法、諸人爲ニ心得一無レ漏急度可ニ相達一候事

八月

コロリ病

文久二年閏八月六日の間屋日記に、此頃瘧疹の流行した後、コロリが流行して、田町に二、三人、鍾原邊で二、三人、此病に罹り死人も出た。依て紺屋町の八幡で厄除の祭をしたとか、悪疫流行に付、川東では常田大宮、川西では下之郷諏訪明神で、息災の祈禱を爲すことを藩より命じた事が載つて居る。此

病は如何なる症狀なるか判明せぬが、後のコレラ病とは異なると思ふ。

序にコレラ病はクリミア戰爭の時英佛聯合軍が此病の爲めに大に惱まされた事が始のやうである

明治三年シベリア海岸方面より、惡質の傳染病が我邦へも流行して來た事に就て、政府から報告があり。且其症狀及其に就ての衛生注意等が布達された。上田藩にては其布達の大意を、管内に達して注意を與ふる處があつた。其は三年の六月廿九日であつた。藩の達示は

シベリア海岸より惡質の傳染病來る　上田藩傳染病の注意を布達す

今度シベリア海岸より、惡性傳染病流行の報告有レ之候旨、御布令有之候内、多分は獸類より發し、人々に及び候由、右病は肩手足脊筋等引縮め、咽喉かわき、二日目より下痢有レ之趣に候。右病に取付候獸類は、手足を縮め苦痛に及候に付、速に斃死し、燒捨候へば人々に及候儀無レ之趣に付、万一病死の獸類有レ之候はゞ、直樣野外に差出し燒捨可レ申尤川杯に捨候義決して不レ致、若し水中に獸類の死體或は骨等見掛け候はゞ、早々村役元に申出、引揚け置其旨村役元に申出、川水を遣ひ不レ申候樣いたし、獸類の新しき皮も當分の内遣ひ候儀無用に可レ致候。且爲二養生一獸肉喰ひ候とも、能々其元を糺し必ず病死の獸肉等、喰はざる樣專一に心得、第一身を清め可レ成丈居處折々掃除等いたし、獸類は勿論鳥類に至る迄、飼場奇麗に掃除いたし置候へば、自ら右等の病も傳染無レ之趣に有レ之候

右は御布令の大意に有レ之候へども其趣意嚴重に相守等閑の義無レ之樣可レ致候。猶子細の義は局詰始村役人に可二承合一候事

醫學寮の衛生豫防の注意

上田藩醫學寮では、明治四年の頃、惡性の熱病を煩ふ者往々あり、此が蔓延流行するも測られざるを憂慮し、衛生豫防の注意書を作製し、上田縣廳に向て其注意書を民衆に告知することを申請した。依て上田縣は之に從ひ、早速汎く知らしめる方法を執つた。此衛生豫防法は次の如し

常に沐浴して身體を清潔にし、又飲食の節度を愼み、衣服は可成丈汚垢に染みざる樣殊に襯衣は屢洗濯し、其外居屋に近き死水掃溜及尿屎等の腐敗等は、常に有毒の氣を蒸發して甚だ人身に害あるもの

なれば、溝渠は之を凌ひ、死水無らしめ、厠は常に掃除して汚穢の悪臭を去らしめ、殊に熱病者の大便は、速に之を搬ひ去らしむべし。又宅内は常に空氣の自在に流通する様に致し置くべき事

（附記）

明治二十八年五月、小縣醫士組合會はすべて戰爭後には、傳染病の流行するものである。此度日清戰爭後にも或は此事もあらんを憂へ、人々各自に一層衛生豫防に留意する様、注意を與ふべしとなし、次の如き豫防法の要點を述べた心得書を頒布した。

小縣醫士組合の衛生豫防注意

一衣服　不潔なる衣服は、病毒傳染の媒介を爲すものなれば、可レ成丈屢々洗濯して常に清潔なるものを着すべし。殊に注意すべきは、出所不明の古着を求めたる時は、充分消毒洗滌することを忘るべからず

一食物　新鮮にして消化し易き物を選み、過食を避け腐敗に傾きたる食物を食すべからず。殊に傳染病者の家、又は其地方より到來せし食物は、必ず食すべからず

一飲物　最も注意すべきは飲料水にして、此内には屢々病毒を含むことあるを以て、務めて清水を擇び且必ず一度煮沸したる後に用ゆべし。又用水の上流及病者近傍の井等の水は、斷然使用すべからず

一住居　空氣の流通光線の射入を充分ならしめ、常に室内を掃除し務めて清潔にすべし。及床下の乾濕等に注意して、若し濕潤なる時は、排水法を設けて乾燥を計るべし。且住居の近傍に在る、溝渠芥溜を時々掃除して清潔となし、又下水の溢流浸潤を防ぎ、若し雨水等の澁留する場所ある時は、宜しく排水法を設け速に乾燥を企つべし

一便所　毎日生石灰或は石灰乳（生石灰一分水十分）を撒布し、殊に數家共同の便所へは必ず之を行ふべし。且酌取りて溢流浸潤せしむべからず。又傳染病者上圊せし便所へは決して入るべからず。

一交通遮斷　止むを得ざる要用の外、假令親戚朋友と雖も、傳染病者を見舞ふべからず

附言傳染病又は類似の病に罹りたる時は、速に醫師の診斷を受くべし。若し怠慢隱蔽等の事ある時は、自然看病の法を誤り、獨り病者の不幸を招くのみならず、病毒を蔓延せしむるの患あるを以て最も注意すべし

此條は廢藩後に屬すべきものなるも傳染病豫防注意に關する者なるを以て此所に附記したのである。

三、種痘

種痘の事は佐久間象山など早く其必要を唱へ、之を奬勵せしが上田町成澤寛經翁の如きも其必要なるを說き、精巧な版畫まで摺て蒙を啓くに努めた事がある。

寛政八年に英國人ジェンナーの發明した種痘が有效と認められ、其が我日本國に傳つて、濟生術の顯著なるものとして、弘化三年手痘苗を外國に注文した、肥前の鍋島齊正の如きは、尤も早い方であつたらうと思はれる。我上田の地に於ては嘉永五年領分内に、疱瘡の流行した時、林、布施の兩醫師は種痘の救生必要の術なるを一般に知らしめんと欲し、藩に向つて其知識を普及せしめん爲に、極めて平易に解りやすく、種痘の事を書き記した手痘解と稱する、冊子を購入して之を讀ましめんことを願出た。藩主も疱瘡に罹つて斃るゝ者が多きを聞いて右の願を容れ、牛痘解を購入して之を讀ませる事とし、翌嘉永六年の三月二日には、牛痘は是迄の人痘と相違し、氣候の寒暖人の年齡如何に關らず、大熱を發することもなく、隨て子供等と雖も引き付ける心配もなく、其上種えた場所以外へは蔓延する事もなく、極めて輕く濟む良法である。是以前天然痘を煩て、非命の死を致す者甚多かつたので其を救ふために、牛痘苗の種痘を施行する。依て彼是申立て忌み嫌ふ如き事なく、未痘の小兒ある者は、謝禮とても不要の事故、其名前を書出し種痘を受けしむべしとの觸諭した。此時上田町では、原町分原町二十六人、木町四人、柳町三人、田町六人、紺屋町七人、合計四十六人の名前を記し、追て又牛痘種術を希望する事、及

手痘解を購讀せしむ

嘉永六年種痘を行ふ

猶此他現時病氣の者、生後未だ日柄立たぬ者は、追て御願申上ぐる旨を問屋より届け出た（海野町分は資料を缺く）。文久四年三月には、上田藩は左の諭達を爲して、種痘の必要と安全とを說き、海野町村田傳十郎原町井筒屋宗兵衛の二ケ所へ、隔番に醫師出張して種痘を爲すに付、町役人は充分種痘の必要なるを說き聞かせ、町々の小兒の取調、猶今後出生の者は、名前を書き出させる事にした。其時の諭達は

一種痘瘡之儀は自然の疱瘡と違ひ、時節の寒暖小兒の年齢に不レ拘、大熱を出さず引付等の患なく、輕く相濟候故爲二御救一御世話被二成下一候間、御仁惠の御趣意得と相心得、安に忌み嫌候ては如何の事二候間、疱瘡不二相濟一小兒有レ之候はゞ、書出し候樣是迄も度々申聞置候處、未だ種痘瘡の良法たる事を不レ辨歟、種候者少なく候趣相聞候、畢竟申諭方不行届の事に可レ有レ之候。自然疱瘡いたし候者の內には、殊の外心配難儀に及び、其上非業の死を遂候者多く有レ之、歎敷事に候。種痘之儀は、種え場所より外へは出來不レ申手輕に相濟、可レ氣遣一事更に無レ之、近年右の良法諸國一般に行はれ候事に候間、少しも無二疑念一小兒有レ之親々は、御世話被二成下一候御趣旨厚く相心得、種疱瘡爲レ致可レ申候。依て以來海野町村田屋傳十郎、原町井筒屋宗兵衛方に隔番に御醫師出張有レ之候間、右日限罷出、種疱瘡受可レ申候。日限之義は追て可二申達一候間、町役人に於ても御世話被二成下一候御趣意並別紙の趣、得と相心得種疱瘡の良法町方一同に眞實に申諭、心得違無レ之樣爲レ致可レ申、万一申付方行違ひ候ては、押付ケ間敷心得候も難レ斗、左樣にては御趣意に觝れ候間、是又精々心得違無レ之樣いたし、町々小兒有レ之候者取調、早々名前書出し、猶今後出生の度に書出し候樣可レ致候事

三月

一種疱瘡致し候節、自然熱を發し候儀も難レ計之處、心得違にて疑惑いたし候者も有レ之候哉に候得共

數百人中には生質虚弱の者も、或は又時候の障り等をも受け候故の事をも不レ存心得違居候事に候間、是等の儀は相辨へ、自然疱瘡にては心配難澁も有之、種疱瘡は氣遣無く手輕に相濟候義を察し御世話被二成下一候御趣意厚く相心得可レ申候

一膿を取り候義を、迷惑に心得候者可レ有レ之哉に相聞候得共、少しも障に不二相成一候。且つ他人より種を貰ひ受、輕々仕舞難澁を免れ候事故、種を遣し候は右の報恩と心得、聊迷惑申間敷候

一一旦種候ても種により、感ずると感ぜざると有レ之候間、八日目に相成候はゞ、罷出見分を受け候様可レ致候

一此度爲二御救一別段御世話も被二成下一候義二付、藥種料並二種痘所仕向柄之義は、上より被二成下一候間銘々別段出し候に不レ及候

右之通町中一統に可レ被二申觸一候事

此時に、此種痘の事は藩に於て世話する事なれば、醫師や種痘所などへは、受種痘者より別に謝儀附け屆等の事は、爲すには及ばない。けれども幸に種疱瘡輕く濟みし上は、身祝かたゞ〳〵謝禮として、種痘醫に對して二百文宛差送るやう注意する所があつた。

身祝御禮

明治二年三月二日、上田藩は町奉行、郡奉行に、種痘の事二付左の如く達した。此度種痘之儀二付、左之通改て被二仰出一候間、此上見込之筋有レ之候はゞ無二腹藏一申談候樣、御醫師へ相達置候事

一種痘所之儀は當分海野町產物會所へ罷出可レ申候。當日手代一人を差遣可レ申候事

一痘前の小兒年齡名前村限取調差出候樣、在町へ無二相違一差出次第、御醫師之方へ相廻し、及二談判一取斗可レ申候事

一町分並鹽尻組國分寺組は、日割を以て右產物會所へ罷出、外組々へは御醫師出張、最寄村方寺院等に於て施し可レ申候事

但出張之節は、其村役人共にて世話可レ致候。尤一日に手廻り候程づゝ、致二勘辨一場處へ呼出し施し可レ然候事

一種候て八日目は鑑定に不二罷出一候ては、眞僞も不二相分一候間、手代村役人等心得居、厚く申諭し候樣可レ致候事

一産物會所へ爲二小遣一、仲間一人御貸被二成下一、火鉢湯茶等の世話致させ可レ申候事

但湯わかし、手あぶり、炭並藥鑵茶椀等は、上より御差出被レ下候事

一余症は格別、種痘二付通例服藥御手當之儀は、上より被レ下候事

一御醫師出張の節、加籠等にて罷越候儀見合可レ申候事

右書面之通相心得可レ被二取計一候事

三月

翌三年正月上田藩は、金子宗元をして東京種痘館に入らしめ、種痘術を研究させた。其時上田藩公用人より提出の願書は次の如し

上田藩　金子宗元

右之者從來當管轄中種痘施行仕來候處、今般御館に入門之上御免狀頂戴仕度段願出候二付、則當人差出し候可レ然御執計奉レ願候以上

正月

上田藩公用人

種痘館御役所

（松平家日乘）

上田藩大に種痘の事に留意す

翌四年五月には、此度渡來の新痘苗は、感受の効舊來の其に比して、一層勝れる事を聞き、大學東校へ種痘新器械、種痘鏃鑑の代料を送り、同時に新痘苗の頒分を出願し、種痘に就ては大に意を留むる處があつた。此年八月には醫學寮に於て日割を定めて、種痘を行ふ事とし、上田縣廳より生兒七十五日よ

り百日までの間の者は、急度種痘願ひ出づるやう申渡した、其達示は

疱瘡之儀は小兒之大厄難に候處、近來種痘之良法有レ之候ニ付、蒼生御救助の爲め朝廷に於て厚く御世話被レ爲レ在候儀に付、今般醫學寮にて施行致候間、熟れも右趣旨相奉じ、生兒七十五日より百日迄之間急度可ニ願出一候。若し等閑に打過、自然痘に罹り候者於レ有レ之は、憫然之儀は申迄も無レ之第一御趣旨に相悖り、以之外之事に付心得違無レ之樣可レ致事

但右種痘術別紙日割之通り、間斷なく施行致し候。都合も有レ之候間、種痘前に小兒は勿論、十歳餘に相成候共未だ種痘不レ致者は、名前年齡相認來月五日迄に學校大屬に可ニ差出一事

八月廿八日　縣廳

此當時の種痘日表は次の如きものであつた。

明治四辛未年

施行種痘日附（ほどこしうゑほうさうひづけ）　年中定七日已ノ日亥ノ日にて風雨も休なし

八　月	小	五日	十一日	十七日	二十三日	二十九日	
九　月	大	六日	十二日	十八日	二十四日	晦日	
十　月	小	六日	十二日	十八日	二十四日		
十一月	小	一日	七日	十三日	十九日	二十六日	
十二月	大	二日	八日	十四日	二十日	二十六日	

右當日は朝五ツ時より九ツ時かぎりの事

次の種目には鑑定致候間前同刻必罷出候事

（横關史料）

第二節　廢藩置縣後の衛生

廢藩置縣の衛生

明治五年五月長野縣に於ては、種痘の事は年久しく經驗し、濟生第一の良法とも稱すべき事なるは、既に朝廷より布告した所であるが、僻陬遐邑に至れば、未だに其効能を了解せずして、猥りに疑惑を抱持し、之を誹謗する者も尠なからず、又適々種痘を施すも、其種痘醫の知識不足、手術の未熟等の爲めに、充分其効果を見ること能はずして、中には種に感染する者すら生じたので、種痘の如きは之を願みざるに至りしを見、此は種痘の効能が無きにあらずして、其施術に當る凡庸醫の罪なるを察し、各區に於て此旨を篤くと一般に申諭し、區内便宜の地に種痘所を設け、定日を以て最寄に在る免許狀所持の醫者と相談し、種痘料の如きは精々減少して、貧しい者に至る迄種痘を施すやうにと申達し、同時に縣内免許濟の醫師の名を擧げて、示す所があつた。其人名は

明治五年種痘免許濟醫師

松代住士族　館　三郎。上田住士族　金子宗元　林常青　香山杏林。　小諸住士族　井出宗仙　佐野靜安　吉田文碩　金井道仙　小林良安。　小縣郡新屋村　佐々木鑑齋。佐久郡葉山村　坂本自庵。飯山住士族　山崎道順　足立玄三。　水内郡上今井村　神田秀伯。　同郡蓮村　木敷養碩。　須坂住士族　水野玄道。　水内郡倉井村　小林皆成。　同郡鬼無里村　中牧宗忠。

種痘免許醫師

を列擧し、右之外追々免許の濟みし者は、其時々報告すべきこと、及び萬一免許無くして猥に種痘を行ふ者は、指留め置き縣に申出づべき旨を達した。

種痘免狀

明治四年文部省より發布した、種痘免許醫師に關する規定は

一種痘施行致度醫師は、東校に可二申出一、詮議之上免狀可二相渡一候事

一既に種痘術免許相請候者は、自今自宅又は他所に於て社を結び、相當の謝儀を請け博く其術を可

レ致ニ施行一事

一自今種痘醫有志之者は、免許相請け候醫家に入門、其術傳習之上免許可ニ願出一事

一免狀を得る手續は、師家より其術傳習の旨を弟子の管轄廳に達し、其廳より當省に添翰を以可ニ願出一事

一免狀を得開業中、故ありて廢止或は死去の者は免狀可ニ差戻一候事

一免狀幷分苗等渡し日は、每月三八に限候事

一分苗を請候者は東校幷免許之醫家に申出可ニ相求一候事

一免許の醫家は於ニ自宅一痘苗分與候節は相當の價請取不レ苦候事

辛未　文部省

長野縣の種痘細則公布種痘料

長野縣に於て種痘細則を制定公布したのは、明治十九年五月で、其施行方法は、戸長の選定した醫師若くは最寄の開業醫に就き種痘を受けしめ、受種痘者は種痘料として、初種は八錢再三種は四殘を其醫師に納入せしめ、若し赤貧にして種痘料も負擔し能はざる者は、町村役場より施痘券を受け、此券を持參して種痘を受けしめ、醫師は其券を町村役場に提出し、現金に換へる事に成つて居た。故に此當時種痘に就ての町經費が極めて僅少なりしは、種痘醫報酬は別に支出することなく、當時の種痘料を手當報酬の意味にて、之を賜つたからである。明治三十一年に至り、上田町は無料施痘の事に決し、種痘醫を囑託し、之れに相當の手當報酬を給し、痘苗は直接購入とし、種痘所は特に借り受けたので、受痘者は全く負擔が無くなつた。

無料種痘

種痘は每年春秋二季施行する定なりしが、天然痘流行の兆ある時は臨時に之を行つた。明治廿五・六・七・九年の如きは其れである。

四、コレラ病

コレラ病の流行

明治十二年二月上田町に於ては、コレラ病豫防の爲、一戸二十錢以上の寄附金を募集して、必要な藥品を購入した。又同十九年にはコレラ病、信州にも侵入して八月頃には各所に傳染患者が續出し、就中上水內郡には、五月十日より八月十六日迄に二百六十五人。北佐久郡には、七月廿一日より八月十六日迄に八十人。下高井郡には、七月六日より八月十六日迄に百十人の患者を出すに至り、病勢猖獗なるものがあつた。此時長野縣知事木梨精一郎は、㈠不熟果物、不消化物、腐敗し易き食物㈡飲用水㈢家屋の清潔通氣㈣厠圊掃除㈤河川溝渠に於ける水泳等に就て、八月十八日附を以て縣內一般に注意する所があり、此時上田町外二ケ村役場に於ては、

縣知事の注意

人民群集飲食等を爲すことは、自然該病傳染蔓延の機會を與ふるものとし、神社祭典なども、例祭、臨時祭とを問はず

上田町の注意

コレラ病熄滅の後迄此を差留むべしと嚴達して尤も適切な方法を執つた。

此コレラ病流行の時、其患者の看護や死亡者の取扱は、すべて戸長役場に於て人夫を雇ひ取扱はせしも、其日雇料甚高額に上りしかば、二十年四月には、其等の取扱は親戚又は組合に於て、爲ることに變更した。

上田町のコレラ病看護及死亡者の取扱

（横關史料）

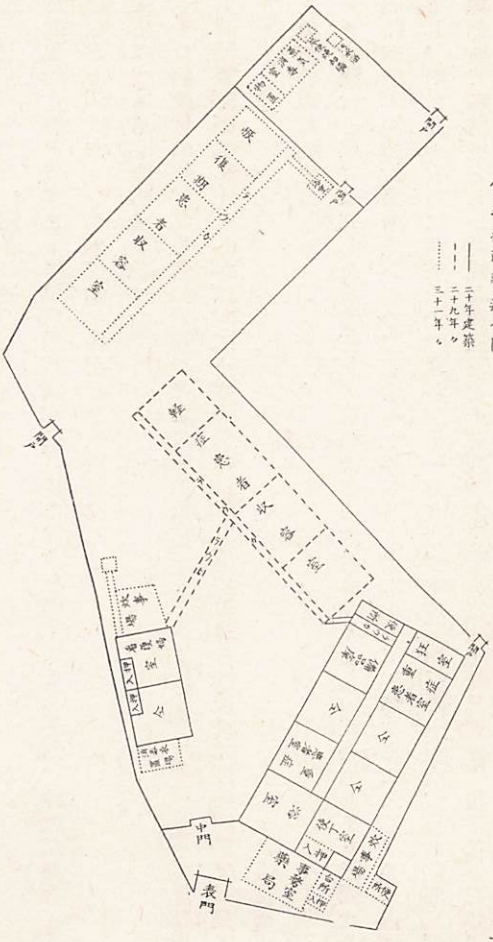
五、上田市の隔離病院

コレラ病流行の際、設立した避病院及火葬場は字一本松に在りしが、此場處あまり遠隔せるのみならず、通路細狹車輛通行出來難いので、明治十九年四月之を大星裏に移轉するに決し、翌二十年五月工事に着手し、同月二十五日に落成した。建坪三十一坪五合、木造瓦屋根の平屋造、外に建坪八坪瓦屋根平家一棟を造て事務室とした。建築費三百七十五圓。其後明治廿九年九月、更に建坪二十五坪、木造板屋根平家一棟を增築して、輕症患者收容室とした。建築費二百四十五圓八錢。後三十一年九月に至り、五百九十一圓七十五錢を以て、建坪二十五坪、板屋根平家一棟を增設し、恢復期患者室とし、其他不便の

避病院

大星裏の隔離病院

箇所を改築した。



傳染病患者年次表

隔離病院收容の患者數

年次 ＼ 病別患者		コレラ	腸チブス	赤痢	痘瘡	發疹チブス	猩紅熱	デフテリア	ペスト
明治廿二年	患者		三	二					
	死亡								

| | | |

第一本人第二扶養義務者・第三本人居住地町村の順序に依り辨償せしむることゝしたが、三十年以後に至ては、悉皆町費の負擔支出とした。

傳染病豫防治療に從事する者の手當

傳染病豫防救治の爲め病毒に觸接する事務を取扱ひたる時は、特に手當として衛生委員又は豫防委員は、一日金一圓其他の町吏員は一日金五十錢を支給す

第一條　傳染病豫防救治に從事したるものに給すべき手當金規程

但腸窒扶期實布的里亞は、本條手當の半額を給す

傳染病豫防治療にて病に罹りし者の給與

第二條　傳染病の豫防救治に從事したる者、公務に因り死亡したる時は、此規定に依り左表の手當金を給す

但し有給吏員退職給與金及遺族扶助料給與條例の規定により手當金を受くるを妨げず

第一表

等級	職別	療治料	給與料	弔祭料	遺族扶助料
一等	町長	一日二圓	六十圓以上百廿圓以下	百五十圓	一
二等	助役	同一圓五十錢	五十圓以上百圓以下	百圓	一
三等	書記	同一圓	三十圓以上六十圓以下	八十圓	五十圓

第二表

等級	職別	療治料	給助料	弔祭料	遺族扶助料
一等	衛生委員豫防委員	一日二圓	六十圓以上百二十圓以下	百五十圓	三百圓
二等	隔離病舍醫員	同一圓五十錢	五十圓以上百圓以下	百圓	百五十圓

三等	同事務員 調劑師	同　一圓	三十圓以上 六十圓以下	六十圓	百二十圓
四等	同看護人	同　七十錢	二十圓以上 四十圓以下	四十圓	六十圓
五等	同　使丁	同　四十錢	十圓以上 二十圓以下	二十圓	四十圓

第三條　療治料は病毒に感染したる時。給助料は町會の議決を以て感染者治療したる時。弔祭料及遺族扶助料は死亡したる者の遺族に給するものとす

但遺族中遺族扶助料を受くべき者の順位は、當町有給吏員退職給與金及遺族扶助料給與條例第八條の例に依る

第四條　病毒に感染し、死亡したるもの遺族無き時は、前表の弔祭料を以て、町自ら弔祭を行ひ、墓碑を建設するものとす

第五條　此規程は公布の日より施行す

六、傳染病院

一町五ヶ村傳染病院不成立に終る

明治四十五年に至り、上田町主と成り、隣接村神川、神科、豊里、鹽尻、城下の五ヶ村と協力して、上田町外五ヶ村組合立傳染病院を建設する事を談合し、協議の後組合規約を作り、同年六月七日、町村組合設置及組合規約設定の事を、長野縣知事に稟請して其認可を得た。依て九月四日關係町村長の協議會を開き、病院建設費豫算二萬圓を限度して、大正元年に於て敷地を買收し、二年度に於て病舍を建築し、敷地は二千五百坪を標準として、買收することに協定した。組合長なりし上田町長は、九月二十五日組合會を招集し、大正元年より同二年に至る、病院建築費繼續支出方法等を提案して、此を審査委員の審査に依託し、其後度々委員會を開いて種々協議したが、大正二年内にも豫算の編成を見ることが出來なかつた。其内に神科村が先づ第一に經費負擔の點から、組合より脫退する希望を申出で、次で豊里、

神川の二村も、亦之に倣つて脫退するに至り、遂に上田町外五ケ村傳染病院組合は、解散の餘儀なき有樣と成つた。

一町二ケ村傳染病院成立す

大正四年一月上田町は、塩尻城下の二村と協力して組合を設置し、共同傳染病院を建設せんと協議した所、町村會何れも此を贊議したので、二月十五日上田町外二ケ村傳染病院組合設置並規約設定の件を縣知事に申請し、同月十七日に認可された。依て三月組合會議員を招集し、建築に關する件、敷地問題の選定等に關して企圖を進めたが、一度選定した敷地は故障の爲め止むを得ず再び縣に稟請して上田舊城阯二ノ丸地籍内に建設を見るに至つた。病舍建築豫算は一萬一千三百五十圓で大正六年三月に竣工した。

此病院の囑託醫師は初代は柳澤文三郎氏で其後は年々他の醫師が交代して勤めることゝなつて居る。

傳染病院入院患者年次表

入院患者數累年表

年次	市町村	上田町市	塩尻村	城下村	合計
大正六年		四六町	五	一一	六二
同七年		九〇町	六	一四	一一〇
同八年		三四	一	一七	五二
同九年		四五	二	二八	七五
同十年		二〇	一	一	二一
同一年		三八	三	上田市に併合	四一
同十二年		八三	二〇		一〇三

同十三年	三三	三	三	三六
同十四年	二四	三	二	二七
昭和元年	三一	八	四	三九
同二年	二三	四	三	二七
同三年	二三	三	三	二六
同四年	二六	〇	〇	二六
同五年	三三	〇	〇	三三
同六年	七六	〇	〇	七六
同七年	三八	一	一	三九
同八年	三三	三	三	三六
同九年	五〇	〇	〇	五〇
同十年	五一	二	二	五三

上田市合併以前の城下村隔離病院は大字御所字横堰に在り、明治三十二年費千九百三十二圓を以て建設され、敷地坪數は五百十四坪、建物の總坪數は九十三坪であつた。

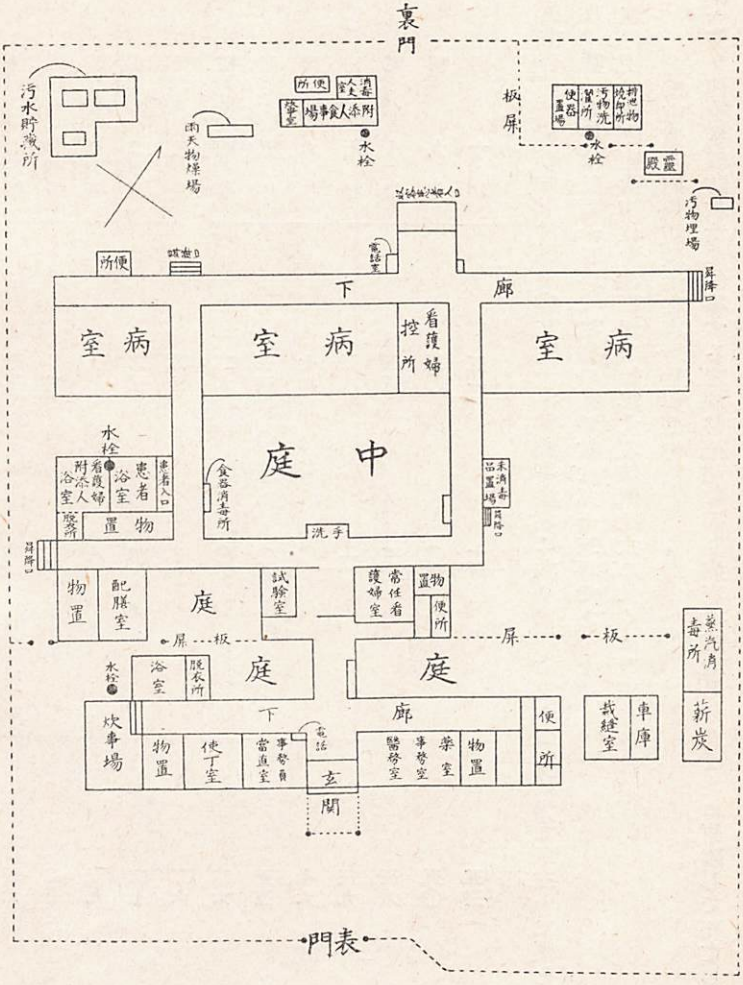
市制施行後、傳染病豫防救治從事者に給與する條例は次の如くに改正された。

上田市傳染病豫防救治從事者給與條例

第一條　傳染病豫防救治に從事する者は、公務に因り病毒に感染し、又は之に原因して死亡したる時は、本條例に依り手當金を給す

第二條　手當は左の四種とす

上田市外一ヶ村組合傳染病院略圖



一、療治料
二、給助料
三、弔祭料
四、遺族扶助料

第三條　手當金は左の區別に依り之を給す

區別	治療料	給助料	弔祭料	遺族扶助料
市長	一日四圓	金百圓以上金五百圓以內	金百五十圓	金千圓
助役	同四圓	金百圓以上金三百五十圓以內	金百圓	金七百圓
書記技手	同四圓	金七十圓以上金二百圓以內	金七十圓	金四百圓
衞生委員 豫防委員	同四圓	金百圓以上金三百圓以內	金百圓	金五百圓
醫師	同四圓	金百圓以上金三百圓以內	金百圓	金七百圓
看護婦	同三圓	金五十圓以上金百圓以內	金三十圓	金二百圓
消毒人夫 使丁	同二圓	金二十圓以上金五十圓以內	金二十圓	金百圓

第四條　病毒に感染し、療治中の者には療治料を給し、治癒したる時は給助料を給し死亡したる時は其遺族に弔祭料及遺族扶助料を給し、遺族なき時は葬儀を行ふ者に弔祭料を給す

衞生費は明治三十一年豫算の形式に改變を加へ

衞生費

第一項　傳染病豫防費

一、種痘費　一、消毒藥品費　一、事務所費　一、清潔法施行費　一、豫防委員手當
一、火葬費　一、慰勞幷賞與　一、交通遮斷費

第二項　隔離病舍費
一、醫員給料　一、雇員給料　一、手當　一、使丁給料　一、備品費　一、消耗品費
一、藥品費　一、賄費　一、修繕費　一、雜費

第三項　衞生諸費
一、芥溜場費　一、看護婦養成補助費

とし明治廿九年以前救助費から支出した醫師看護婦等の給料は衞生費中より支出する事とし、救助費は專究民棄兒孤兒の救助養育等の費用とすることゝした。

七、汚物掃除

汚物掃除の事は、町政時代明治廿九年度豫算衞生費の項目中に、芥溜場を置いたのを見ると、此項既に其事の行はれたものであらうと思はれるが、汚物掃除事務關係職員を設置して、其事に當らしむるに至つたのは、石田四方太町長時代の明治四十三年四月一日からである。其時の專任職員は掃除巡視員と稱した。

八、衞生組合

明治三十年四月法律第三十六號を以て、傳染病豫防法制定せられ、其第二十三條に、衞生組合を設け、清潔方法、消毒方法、其他傳染病豫防救治に關し、規約を定めしめ之を履行せしむることを地方長官の權現に屬する事にした。之に依て同三十三年三月本縣に於ては警部長通牒を以て衞生組合規約標準を示し之が設置を奬勵し來りしかば、上田町長は其規約標準を各町區長に示して組合設置を督勵した。依て各區は各規約を制定し役員を定め茲に始めて上田町衞生組合が創立せらるゝことゝ成つた。時は明治三

十三年六月で組合數は三十四組であつた。左に本縣より發布せられた衛生組合規程を記す。

第一條　市町村内に住居し一戸を構ふる者は、隣保團結共同扶持して、傳染病豫防救治の實を擧ぐる爲めに、衛生組合を設置するの義務あるものとす。組合内の土地建物にして、前項の義務を負ふ者ある時は、土地建物を所有し又は使用するものを以て義務者とす

第二條　組合の組織は、左の區域に從ひ規約を設くべし、但土地に從ひ市に在ては市長、町村に在ては町村長の認可を得て、本文の區域に依らざることを得

一市に在ては町又は區

一町村に在ては區又は部落

第三條　組合規約は組合總會に於て之を定む、其變更を要する時も亦同じ

第四條　組合には左の役員を置く

組合長　一名　組合副長　一名　委員若干名

役員は其區域内に住居する者の内より組合總會に於て之を選擧す

第五條　組合の組織又は役員に變更ありたる時は、市に在ては市長町村に在ては町村長に届出づべし

第六條　組合長組合副長辭職の場合は組合總會の承諾を經べし

第七條　組合總會は、組合長之を召集し議長は組合長を以て之に充つ

第八條　組合規約には左の事項を規定する事を要す

一組合の名稱區域

二傳染病豫防方法

三組合及役員間の關係

四種痘の普及に關する事項

五規約違約者處分の方法
六其他必要と認むる事項

第九條　組合長は組合規約實行の責に任じ、組合に關する一切の事を整理す。組合副長及委員は組合長を補佐し、組合長事故ある時は、組合副長其事務を代理す

第十條　市町村長は衛生組合を監督するものとす

次で明治四十二年に至り上田町各區に於ける六十五組合を統一した聯合會を組織することを計劃し、町長を以て組合長とし、上田町を六區域とし、一區域より副長一名宛選出させることにした。關口戒三小林清吾、柴田慧鳳、林函、宮下辨覺、早川富太郎等其選に當り、傳染豫防救治等に從事し來りしが、大正十三年に副長制を廢して、組合長に上田市長、副組合長に市助役を推す事とし、新に評議員十八名を擧げて市當局と協力事業に當らせた。昭和五年四月に至り、此評議員を廢止し、組合長副組合長のみで各區の組合を統合し、上田市聯合衛生組合と稱し今日に至つた。而して市內現在衛生組合數は四十八である。

消防

第十六章　消防

上田に大火勘き理由

上田町に於て、古來大火災と云ふべきは、享保十五年十月八日横町から出火して原町中程まで百二十戸燒失したのと、文化十四年四月鷹匠町から出火して六十三戸燒失した位のもので大火事は比較的に勘い方と思はれる。此他に時々の出火もあつたが皆大事に至らずして濟んだ。此は地形上よりして烈風の少ないと云ふ事が、大なる關係を有つことは首肯し得らるゝ一理由ではあるが、他

明治二年の騷動の時の大火は別に理由がある

に上下擧つて火の元に注意した事、消防の事も或る程度まで訓練されて居たと云ふ事も見逃すことは出來ないのである。今次に藩政時代の消防に就て記して見る。

第一節　藩政時代の消防

藩政時代の消防

上田で消防の制とも見るべきものが出來始めたのは、仙石侯二代目の越前守政俊の時からである。

仙石政俊の消防殊勳の感狀

仙石政俊は消防の事に就ては、其必要も感じ又其經驗も有つて居た人である。政俊は寛永十七年に江戸町中の火消の役を命ぜられ、又慶安元年にも江戸町中防火の事を命ぜられた事がある。あの火事の多いので名高い江戸市中の消防の實務に携つて、火之元用心も痛感し、同時に亦其方法に就ても考へた事があつたに相違無いと思はれる。しかのみならず政俊は消防の殊勳で、時の將軍家綱から感狀を與へられた事もある。其は

寛文五年大坂加番として在城中、五月二日大坂城の天守閣に落雷し、忽ちの間に天守の五重は火焔を吐いて燒け始めた。政俊は此を見て直樣用意して駈けつけ、大坂城代青山因幡守に城門守衞に任すべきか、消火の方に廻るべきかを尋ねた處、防火の方に盡力すべき旨の差圖であつたので、直に本丸の方に向つたが、此時には既に天守の三重が燒け落ち、火の粉が盛んに飛び散つて、其傍なる火藥の大土藏が將に危險の狀態であつた。故に政俊は若し此土藏に火が移るに於ては、其大災害は町方迄も及ぶであらうと憂慮し、其處で自ら眞先に立つて、家臣等と猛火の中を駈け廻つて消防に粉骨した。其爲め幸に火藥の大土藏は無事なるを得た。此政俊の大なる働振は大坂町民にも非常に感謝されたのである。此政俊の働は、やがて上聞に達し將軍家綱感悦斜ならず、感狀に長刀一振を添へて贈賜した。其時の感狀

今度大坂天守雷火之刻、越前守一手盡二粉骨一相働殊に可レ及二大事一之所、自身盡勢力候故無二別條一候所忠誠令二感入一候、仍而長刀一振遣レ之候尚雅樂頭可レ申也

家綱判

（仙石家譜）

仙石越前守殿

消防用小水籠

上田城下町に消防用の小水籠六十一ケを常備させたのは、仙石政俊藩主たりし寛文八年三月十日で、之れが上田消防用の小水籠の創である。「寛永四年に海野町原町兩町に天水桶百三十四ケを作らしめ失火の用に供した、此時が常備天水桶の始となす」との説は誤りで、寛永四年には消火用の水籠百三十四箇原町に於て作つた事の間違で、然かも原町の百三十四ケは籠で、桶では無いのである原町問屋日記

政俊は消防に就てはいたく關心を有つて居たので、寛文八年三月横町の願行寺に火付盜人がありし時其犯人を取り逃がした事を甚だ遺憾に思ひ、上田惣町中に、町奉行をして次の如く申渡させた。

覺

一夜前願行寺火付之刻盜人取にがし申段、無念被レ爲二思召一自今以後早速駈け付召搦可レ申候、油斷仕遲く出合もの於レ有レ之は急度可二申付一候。召取候はゞ從レ品御ほうび可レ被レ下候

申三月八日

半左衛門
市郎左衛門

惣町中

水籠の澁

消防用として水籠を町分に備へ置かせたが、其籠は紙を張て其上に澁を引き堅牢にして使用した。故に其澁代は藩より支給したのである。籠一つに付澁一升の割を以て給し、之で一つの籠を作り又修繕せしめたのである。此小水籠修繕又は新調の要ある時は兩間屋から町奉行に向つて

覺

一出火之節相用候水籠惣町共殊之外損じ用立不レ申候二付、澁代被二下置一候樣奉二願上一候

巳二月

兩間屋連名

御奉行様

の如く、澁代下附願書を提出した。藩よりは代金にて與へた事もあり、又澁柿で渡した事もある。此澁柿は、元祿十四年支給された額は、四石代金としては一貫文であつた。

火事の際、火消道具を持つ者の役付帳面を、元祿九年十二月四日間屋から、町奉行に提出したと云ふ記事が間屋日記に在る所から見ると、小水籠とか長鳶（長鳶の事は寶永元年の日記に見ゆ）とかの道具を持つ者が定まつて居たと思はれる。

松平氏の上田入部後三年の、寶永六年三月六日に町の兩間屋を藩會所へ呼出し、家老岡部九郎兵衞より先般出火の節は、町人早速駈け付け働いた所を見分して感心した、向後共に出火之際は、此の如く出精するやうにとの褒詞があつた。これは仙石領主當時より、訓練されて居た消防の結果であらう。

享保元年四月二日、火事の際警鐘を撞く事に就て、次の如く規定した。

早鐘撞き規定

自然出火の節早鐘撞候場處

御家中幷に町分は、横町木戸際より柳町木戸際迄、火勢に拘らず、直に早鐘を撞く事

右之外、上は常田村木戸際、下は高橋迄、瓦燒迄は、出火の事を申出で、指圖の上早鐘をつく事。常田木戸幷高橋向大輪寺新田坂下邊は家續の事故、風烈しければ早鐘を撞かせる様に取計ふこと。

文化十三年七月七日、從前の警鐘の撞き方を下の如く改めた。今迄出火の際は早鐘を鎭火まで撞いたが、此時以後は早鐘は大抵火消し人夫の集までとし、火消人夫が集つた頃を見計つて、撞方を中止して鎭火の時に

○—○—○　少し間を置いて　○　○—○

と撞く事とした。

（稻垣史料出火之節當用手扣）

早鐘撞き方規定

早鐘撞き方改革

消防道具

寶永元年九月の間屋日記に、御中屋敷より火消大團扇三本を心配してくれた由を記してあり、又元文六年正月鍛冶町火元にて働覺上申の中に、長鳶、長鎌、大水籠役の名が擧げられて居り、又寶暦九年六月の同日記に、大水籠の持役の名が擧げてあり、享保元年十月の同日記に載つて居る。濱代請取證中に水籠三百二十箇、水溜籠四ケとある。此水溜籠が大水籠で惣町三百二十箇の水籠は小水籠であつた。是で見ると消防道具としては大小水籠、大團扇、長鳶、長鎌等が使用されたのが判明る。

消防道具の吟味

享保三年閏十月十三日に、上田町全部の消防道具を、組合切に吟味させ、其様子を報告せしめた事もある。されば此以後此檢査は度々行はれたのであらう。

火之元用心の注意

仙石松平二侯時代を通じて、火之元の用心には屢注意を與へた。今其二、三を記して見る。

元祿十五年七月

五人組内常々申合、火之用心堅く可レ愼候。灰屋など見候て、壁杯あしく候處は見候て、互に申合せ隨分火之用心仕候様可二申付一候様被二仰渡一候

延享五年七月には

一川水切れ井戸水も乏敷成り候へば、自然出火之儀有レ之候ても防様無レ之二付、火の元用心之儀油斷は無レ之とは存候得共、猶又申入候間火之元嚴申しく可二申付一候。此段裏家住居の者迄篤と合點候様可二申付一候若し何等之儀有レ之候はゞ、防方如何様に致し可レ然哉之儀申談、工風いたし置可レ然候

萬一出火の際防ぎ方講究し置くべし

一鍛冶町大細工之義有レ之相延不レ苦候得者、暫く見合之儀是又可二申聞一候

此は町奉行からの達で有つて、此赴は町役人から組合一人づゝ呼寄せて申渡したのである。

町々立番家毎火の元尋ね其應答を聞くべし

明和五年七月には日照りつづき故、火の用心の爲め、蛭澤川所々に土俵を以て、水溜場を拵へて置く事。組合申談じて家の表裏へ水を貯へて置く事。灰燒せば其灰をよく濕した上、灰置場に入れる事。町々立番夜四ツ時から家毎に火の元尋ね、確に其應答を聞く事を申觸れた。

消防人足駈付區域

天明三年三月消防人足の駈付區域を定めた。

一常田御番所先出火の節は、海野町火消火元へ駈付可レ申候。原町火消は御番所前に控え可レ申事

一紺屋町御番所先出火の節は、原町火消火元に駈付可レ申候。海野町火消は御番所前に控え可レ申事

一常田御番所迄の内出火之節は、横町火消火元に駈付可レ申候。柳町火消は追手に相詰可レ申事

一紺屋町御番所迄之内出火之節は、柳町火消火元に駈付可レ申候。横町火消は追手に相詰可レ申事

一海野町原町出火之節は火元に駈付け、家中出火の節は惣町火元に駈け付く事

天明八年十二月強風連日なりしかば、藩主火の元の事を憂慮し、各家毎に屋根上に用水を上げ置くべきを命じ、其後掛り役人をして悉く其様子を見分させた。

城内出火の節入口

城内出火の際に町消防は、新参町邊の時は追手門より、鎌原邊の時は連歌町口より、常田町鷹匠町麁



裏邊の時は、海野町口より入るべしと明和八年十月取り定めた。

天明三年三月に火事の時、藩役人が持て出る小旗を制定した。其重なるものは上圖の如し。

火之元出火々元調べ

出火の事があれば、其火の元は嚴重に取調べられたのである。

火元調は町方の火事には、火筋吟味として徒士目付が取調べる、此調は、火元之者家内下代共不レ殘下女下男迄。兩隣當主一人ツヽ、火元組合の者共等取調べられ、其口書印形を取り、問屋年寄に奥印させ、之を徒士目付が受取り、夜分ならば自身番辻番へも尋問する。明家より出火の時には、其家主明屋の兩隣の當主一人ツヽ尋問口書を取る。

（稻垣史料出火之節當用手控）

其が判明すれば、たとへ其が失火であらうとも、其者は藩より叱責された。文化三年五月出火火元の者、愼みの日數を消防組の者から申出た所に據ると

愼三十日　居宅より出火類燒者之れ有る場合
同二十日　小屋にても早鐘つき候節
同十五日　自分小屋にても火の元の節は、鐘つかず候共
但部屋住には半減

寺入、ぼい込

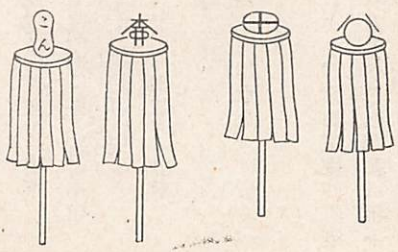
此愼は寺院に於て謹愼して居たので寺入りと稱した。若し一回以上火元を爲れば、寺入より重い「ぼい込」に處せられたのである。

嘉永十六年消防の制

嘉永三年二月十三日、上田惣町に申渡して請書を徵した條々の中、消防に關する條項に
火の用心の爲め銘々屋根上に天水桶を上げること
萬一出火の節は役附の通、纏、高張を目當に不參無く、火事場に駈付け、町々混雜せざるやう働いて水ノ手も都合好くして精々消留に盡力すること。
を命じ、同時に町々の目印に成つて、混雜しないやうにする爲めに、新規に町々に纏を作ることを命じた。そして此時まで町役人は高張一張づゝ持つて出たが、其を止めて町の名前の高張ばかり出すことゝした。此年七月に町々消防の纏を定めたが、原町、田町、柳町、紺屋町の型は、下圖のやうなものであつた。他町のものは史料を缺いて分らない。

纏、高張

消防纏の型例



消防出動町内取極

此纏の考案者は、瓦燒の傳十といふ人であつた。
此時に町内に於て取極めた事は
一間屋年寄一人にても揃次第、纏高張を先に立て、惣一番に引續き
役附の者右を目當に場處へ集り働く事

鎭火の時引取方

一小頭の灯燈へは目印を附し置く事

一鎭火の時は纏高張を先に立て、問屋年寄之に次き、役附の通り相揃ひ引取る事

一小頭の者は、夫々道具に附添、町役所迄赴き、不參者を取調べ、急度届け出つる事

一鎭火の上、引取は町々の順等定め置き、混雜しないやうに致す事

消防働振上申

此で上田町の消防制度は、大に整つたものと見て差支無からう。

火事の際は問屋はじめ、年寄皆總出で消防の指揮を爲る。其際火消人足の働振を能く見て、其趣を藩役所に届け出る。さすれば藩に於ては其人々の働に依て、賞詞又は賞品を與へて其功を表賞し、向後一層盡力するやう奬勵した。今次に問屋届出の一例、及藩の消防感狀とも見るべきもの丶例を擧げる。

原町　平　助

同　長四郎

消防感狀

右二人昨夜常田町に於て出火之際殊之外相働申候。久兵衞方土藏片側防止夫より隱居家へ參り相働防ぎ申候

水ノ手　原町　又　市

長蔦　田町　五郎兵衞

右二人も始終精出し働申候

此は寶曆九年に原町問屋から届け出たもので、此時には右の各へ藩より鳥目一貫文宛の賞與があつた。

鍛冶町之者共

右兼而出火之節相働候此度御城内出火之砌精出働候之段達二御聽一一段之儀被二思召一候、依レ之御褒美被二成下一候向後共無二油斷一相働樣可二申付一候

九月

此は延享三年の事で、此書付は海野町問屋柳澤太郎兵衛に下げ渡され、同時に褒美として鳥目五貫文の賞與があり、此等は問屋から鍛冶町年寄に渡された。

天明六年辨天前の火事の際、働振が目覺しかつたと云ふので

鳥目　三貫文　鍛冶町　人足　二十九人
同　田町　人足　二十八人

右去月廿二日辨天前出火之節、早速駈け付け格別之心懸にて相働候ニ付其段及ニ御沙汰一候處御褒美として書面之通被ニ下置一候

田町人足頭取　與兵衞

消防夫負傷賞賜

其方儀右同斷之節格別相働怪我も致候ニ付、別段に鳥目一貫文被ニ下置一候

惣町役人共に

瀕防賞詞

右人足共格別相働、其外町人早速かけ付相働候段一段の心懸に候之旨御沙汰に候、此段寄々人足共へも可ニ申聞一候様可レ致候

三月

以上の如く火事の有つた際に、其働を表賞した事の外に、寛政七年には惣町民常々念を入れて火之元に注意し、且火之廻りも怠らないと云ふ事に就て、次の如く賞詞があり

火之元の儀常々念入、舊冬以來者別て嚴重に申合、火之廻り等も不レ怠候趣相聞尤之事に候、依レ之稱美申聞候。猶無ニ怠慢一心掛可レ申候

右之趣町中一統に可ニ申聞一候

三月二十一日

此は問屋より年寄衆に知らせ、然る後町内各組合一人づゝ呼で此旨を申聞かせた　（兩問屋日記）

文化七年十月十二日、兩問屋はじめ町役人一統は町奉行より召出され、次の如く褒詞及酒肴料を與へられた。此は此年三月の瓦燒房山の大火事に就て、其働を賞せられたのである。

當三月瓦燒房山大火之節一統出精いたし、其方共自身相働消留候條、御稱美之上御酒代被レ候旨被二仰渡一候

御酒代之儀は手代方より可二相渡一候

廢藩後の消防

火災罹災者救助法

第二節　廢藩後の消防

維新後明治初頃は史料缺如して、如何なる狀なりしか知る由も無いが、火災に罹つた者は、此當時何所からも救助の事が無かつた。其爲めに罹災者究慘の狀は甚しいものがあり、傍觀するに忍びないと云ふ所から、明治七年三月二十五日協議の上、向後火災に罹つた者には之を救助する爲めに、一戸から金一朱づゝ出して之を救助金として贈り、若し全燒に至らない時は、其狀を檢査した上評議して其贈金の額を定める。又燒亡家屋が二戸以上なる時は、救助贈金も多額と成るから、一の燒失家へは一番組の者が贈り、一の燒失家へは二番組から贈ると云ふ樣に、順次組順に依て贈金する事に取極めたことがある。（横關史料）之に依ると當時消防組に、何番と云ふ組名があつたのが分る。

上田消防組

上田町には一番組（下鍛冶町）、二番組（横町）、三番組（海野町）、四番組（原町）、五番組（田町）、六番組（柳町）、七番組（上紺屋町）、八番組（鷹匠町、常田町、松尾町、厩裏町、新參町、上丸堀町）、九番組（下丸堀町葭原町木町鎌原町）、十番組（馬場町袋町）の十組。番外に上鍛冶町、川原柳、上房山、下房山新田、下紺屋町の六組があり、都合十六組より成れる上田消防組があつた。そして各組に、取締役、頭取、組長名の下に一名又は正副二名。其下に世話役或は小頭などゝ云ふ役員を置き、組内の世話に當らせる事と成て居り、其名稱は上田町消防何番組と稱した。當入村には當入村消防組があり、組内を一番より

消防役員

四番までの四組に分ち、之に取締一名、世話役若干名を置いて、組内の世話に當らせて居り。常盤城村には常盤城村消防組があり、組内を一番、二番の二組とし取締一名、世話役若干名を置いて組内の世話に當らせて居た。上田町誌

明治十九年上田町及常入、常盤城の一町二ケ村は協議の上、聯合消防の事に、共々力を盡す事に成つた。此時定つた規則は左の如し。

聯合消防組規則

上田町外二ケ村聯合消防組規則

第一條　上田町、常入、常盤城を聯合消防組と定め、之を別て二十二組とす（此二十二組は上田町十六組常入四組常盤城二組）

第二條　出火消防に關する義務は協心盡力するを專一とす

第三條　火災の現場はすべて衆人穩かならざるものなれば勉めて平和を旨とす

但消口等の證標を揚げざるものとす

第四條　火災の節は聯合部内に限り、速に現場に駈け付くるものとす

但各組に於て雜踏せざる樣注意すべし

第五條　梯子昇降は聯合消防者は相互の便利を謀り、輕操過激の擧動なきに注意するものとす

第六條　水利の遠近廣狹に拘らず相互の使用を計り、彼我の別を立てざるものとす

第七條　鎭火の節は各組前後を爭はず靜穩に引揚ぐるものとす

第八條　各組長たるものは、消防上萬般に注意し、自他に接する懇切を旨とし、消防夫に過なからしむる事を互に能く指揮するものとす

第九條　各組消防夫は只管自己の役に從て、深切に意を用ゐ且組長の指揮に背かず、擅に進退するを許さざるものとす

第十條　毎年一月二十五日聯合消防組通常議會を開き、前年度消防の實況に依り、利害を討議し規約を變更することあるべし

但會員は各組長二名宛を以て之に充つ

第十一條　聯合消防組通常議會事務取扱の爲め、聯合部内に幹事五名を置く

此時の幹事は常入横澤寛太郎。上田町佐藤精一郎、石森文治郎、宇野義明、常盤城村水科爲右衛門。の五名であつた。

（横關史料縣廳布告）

常入、常盤城消防組

明治二十七年五月縣令第十號に依り、消防組織を改正した時、常入村消防組は常入消防組と改稱し、組頭一名小頭若干名を置き、消防手は百四十人を定員とした。常盤城村消防組は常盤城消防組と改稱し組頭一名小頭若干名を置き、消防手は百六十六人を以て定員とした。

上田消防組

上田消防組は上田を通じて十五部に分ち、各部に部長一名小頭若干名を置き、上田消防組第何部と稱し、組頭一名を置いて全部を總理する事にした。一部より十五部に至るまでの町名、及消防手定員は左表の如し。

部名	町名	消防手定員	部名	町名	消防手定員
一	銀冶町	八五	六	柳町	四九
二	横町	六一	七	上紺屋町	五二
三	海野町	五二	八	鷹匠、常田、厩裏	八七
四	原町	一〇七	九	新參、松尾、上丸堀、下丸堀、茂原、木鎌原町	一二〇
五	田町、上銀冶町	五〇	十	馬場町、袋町	七〇

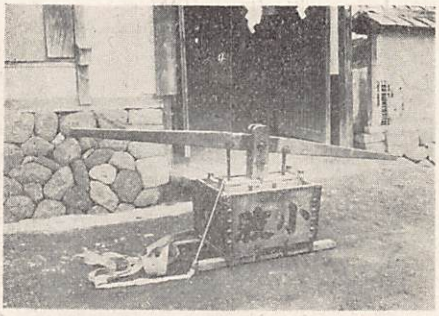
十一	川原柳	六二	十四	新田
十二	上房山幸町	五四	十五	下紺屋町
十三	下房山	五五		

聯合組

以上の上田、常入、常盤城三組を併せて、聯合組と稱し、總人員は一、三二一名であつた。而して此三組の消防組の經費は、各組若くは各部に於て、戸別平均割、寄附金、常斷り賠償金等を以て支辨し、町費の支出は無かつたのである。此は明治廿七年に消防組規則が公布されて後も、猶今迄の慣例を踏襲して、町費の支辨に依らなかつた。町政沿革史後に至り町の支出と成りしも、其額にては不足を來たす如き事ある時、區にて負擔補足する。此時出來たのが消防優待會である。

上田町消防、常入、常盤城兩消防組の聯合組を統括する役員は、別に設置せずして時の町長が其任に當つたと云ふ。

此頃の消防器具は、龍吐水が使用され、後にテレキ水が使はれた。此外に消防規定に依る、斧、鋸、ロップ、シヤベル、鶴嘴、笊、杭、鐵心等も備付けて置いた。上田市小牧區に、此當時使用されたテレキ水が保存されて居る。



西入五三郎テレキ水を製作す

此テレキ水は、此器械が東京にて使用さるゝ事を聞き、小牧村大工職西入五三郎と云へる人、態々出京して之を見學し、歸鄉の上自ら之を製作した。明治十八年に出來上り、爾來小牧村は之を使用せしが、同二十年に至り木造で無く、金屬

板製の者を、東京新富町一丁目黒川金太郎より購入して之を使用した。

ポンプの使用

上田町で注水用にポンプを使用するに至つたのは、明治二十三、四年からで、町内消防組中此ポンプを有つて居たのは、第十四部(新田)が上田警察署所有のものを拂下げ購入したのが嚆矢である。此を見て第六部(柳町)は大に奮發して、一台のポンプを購入新調した。其より各組爭つて購求使用した、此時のポンプは獨逸型一、二、三、號のものであつた。

ガソリンポンプ自動車ポンプ

ガソリンポンプは大正四年に、第四部(原町)々長秋山氏の奔走盡力に依り、初めて之を購入せしが、第三部(海野町)、常入、常盤城の二消防組及第八部等、相踵で新調するに至つたと云ふ。自動車ポンプは昭和三年に至て初て備置くことゝ成つた。

消防組水害防止をも勤む

明治三十三年消防の事務は、消火のみにあらずして、水害防止の事務をも兼ぬる事となり、此時常盤城消防組は、千曲川に一隻の小舟を備へたが、幾何もなく廢止するに至つた。

消防手出動の際には、其出動催促は太鼓を打ちし事ありしも、後には喇叭を使用することゝなつた。火事場に於て消防手の行動を指揮する場合には、喇叭又は呼子笛を使用して今日に及んで居る。

消し口の爭

消防組の消し口の爭は、所謂功名爭である故、其火先を勤むる者(全部サシコの裝束頭巾皆水に浸す)は、必死と成つて危險を冒し、火の粉の中で働くので、其者の働如何に依て消防の成績の良否が別れるのである。故に火先を勤める者は、各競て最有効なる消し口を擇むのである。之が爲めに各消防組に爭が起り、火事場騒ぎで叩奮狀態に在る組々は、大喧嘩を惹き起す事が、何處にも度々あつた事である。故に其弊風を除くために各消防組は、駈け付け順に依り各自適當の消し口を見付けて、消火の事に勉むることゝし今日に及んで居ると云ふ消防古老者實話

來援他村消防組

他村消防組の中で、火勢既に衰へ鎭火狀態に入らんとする際に駈け付けたものには、既に其援助を藉る必要なき旨を、組頭の中より陳述して其好意を謝して、歸村せしむる事と成つて居た同上。

消防組の引揚げ

鎭火後の消防組引揚は、臨場警察官と消防組頭とが適當の時機を見計らひ、合議の上之を決定して出動消防全部に合圖し、其後混雜なき樣各自注意して引揚げるのである。

消防組數は明治二十七年に上田消防組は十五部であつたが後、同三十四年に組織の一部を變更し、新田の第十四部と柳町の第六部とが合併して一組となり、第七部の上紺屋町と第十五部の下紺屋町とが合併して一組と成つた。此組織變更の時部の名を改めて組と稱した。

城下村消防組

城下村消防組の創立は明治二十七年十一月、其當時の組員は三百八十八名で、同三十三年八月より水防の事務をも兼ぬる事となつた。此消防組は小牧、諏訪形、中之條、御所の四部に分れ、各部に部長を置き組長が之を統轄する事に成つて居た。大正十年上田市に併合の時變更した點がある。

大正十二年三月組織改定し從前組數十九人員千四百名なりしを、組數七定員八百四十名に減じ、昭和十年六月に至り更に定員を六百三十名に整理した。翌昭和十一年十二月全市消防の組を廢し之を一組に統一する事とした、此人員は六百四十一名である。

上田市消防組救護班

上田町消防聯合會組頭會幹事濱村金作村井宗次郎兩氏、明治四十四年三月相謀り、當時上田警察署長であり、且又小縣消防同盟會長である中野卯三郎に向て、火災時などの際に負傷者などの出來るのは、毎時見る所である。故に軍隊に野戰衞生隊が有り、傷病者の救護に盡すが如く、消防組にも衞生組を設置して、職の爲めに不慮の傷害を受けた者の、應急救護の手當を爲すことは極めて肝要で、此の如くせば多數の組員をして安心して、活動せしむるを得べしとの意を陳述して其贊成を得しも、上田町先づ其範を示し、然る後管內諸町村に及ぼすべしとの事であつた。依て上田町の組頭會は、上田署消防主任と共に考究方法を講じ、町內十五組より常備員十五名豫備員三十名を選拔して係員とし、費用は各組分擔の二百餘圓を以て、器具、材料及備品、箱、車輛等を新調し、茲に上田町聯合消防組救護班が成立する

上田市消防組救護班主唱者

消防組救護班成立

ことゝ成つた。

救護班としては、應急療法等に關する知識が必要である。故に明治四十五年には上田警察署内に、警察醫を講師として講習會を開き、急救處置、擔架用法等に就て教を受け、大正三年より同十四年迄は勝俣英吉郎、大正十四年以後現昭和十年迄は赤松新氏を顧問或は講師として、必要な應急療法等の教を受けて居る。

班員の研究

上田市消防組救護班

大正十二年從來の消防組は一時解散し、上田市消防組が新に編成せらるるに及び、司令部に隷屬する救護班が組織され、上田市消防組救護班と改稱した。大正十一年上田市城下村併合となり、城下村消防組が上田市消防組に編入せられ、常備員、豫備員共に增員するに至つた。

備付藥品及器具置場

尙班備付の器具藥品材料等も漸次充實して、折疊式手術台、擔架、電氣點燈裝置、携帶椅子等より、三角巾、繃帶、呉氏副木、伴創膏等に至るまで百數十種に及で居る。此等の器具置場は、初上田警察署内なりしも大正五年よりは、上田市役所前庭内なる、明治十一年御巡幸當時御馬車舍に宛てられし建物内に移し、昭和九年よりは上田市役所内の望樓鐵塔下に新設した置場に移す事となつた。

班長

班設置以來の班長　明治四十五年瀧澤賢初て班長と成てより、小林浪三郎、北原一松、島田甲子郎、佐々木吾兵衛、宮川卯吉、小宮山文一郎の諸氏を經て、今日に至つて居る。

班の事業成績

班の事業成績　救護及急救處置を行つた人數は、創立以來五百八十二名。中に就き最も多數を出したのは、電話分室火災の時の四十六名である。

又市の囑託に依りて出動したのは、大正十二年より昭和十年迄十二回で、猶關東大震災當時には、九月二日より同十七日迄、上田驛前救護所に出動救護の事に執掌した。此他多人數集合の運動會競技會祝賀式場或は市葬儀場等には、依囑に應じて救護所を設け、日比修養訓練した手腕を以て、不慮の病災に適應な處置を施した。

此班の事業は、他處に於てあまり多く類例を見ない所であるので、我上田市に此組織あるを傳聞し、來りて此事業の狀況成績を調査する者が頗る多い。

大正十年二月市會に於て議決した消防組員に關する手當支給は左の如し。

上田市消防組員手當支給條例

第一條　上田消防組員にして職務の爲め死傷したる時は左の區別に依り手當金を給す

一祭祀料　二遺族扶助料　三傷痍扶助料　四療治料　五傷痍手當

第二條　祭祀料は五十圓以上百五十圓以下とし、市長に於て額を定め、其喪主喪主あらざれば葬儀擔當者に支給す

第三條　遺族扶助料は百圓以上五百圓以下とす

第四條　傷痍扶助料は左の區別に依り市長に於て額を定め之を支給す

終身不具となり自由を辨ずる能はざるもの百圓——五百圓

終身不具となるも自用を辨じ得るもの五十圓——三百圓

第五條　療治料は實費を支給す

第六條　傷痍手當は傷痍者に對し、一日金一圓以內とす